

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第3部 災害予防計画

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

第1章 区民と地域の防災力向上

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画	第5部 災害復旧計画
第1章 区民と地域の防災力向上	第1章 区民と地域による防災活動	
第1節 区民の防災行動力の向上 (P. 109)	第1節 自助による応急対策の実施 (P. 310)	
第2節 地域における共助の推進 (P. 119)	第2節 地域による応急対策の実施 (P. 313)	
第3節 マンション防災における 自助・共助の構築(P. 122)	第3節 マンション防災における応 急対策の実施(P. 314)	
第4節 消防団(隊)の活動体制の 強化(P. 124)	第4節 消防団による応急対策の実 施(P. 315)	
第5節 事業所における自助・共助 の強化(P. 125)	第5節 事業所による応急対策の実 施(P. 315)	
第6節 ボランティア活動との連 携(P. 129)	第6節 ボランティアとの連携 (P. 315)	
第7節 区民・行政・事業所等の連 携(P. 133)	第7節 地区防災計画策定地区での 応急対策(P. 319)	
第8節 地区防災計画の策定 (P. 134)		

第1節 区民の防災行動力の向上

第1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。(資料編震災編 第7「災害時における住民の心得」P. 36)

- 1 住居等の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修等の安全対策
- 6 水(1日一人30目安)、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 7 家族で用意すべき防災準備リストの作成
- 8 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 9 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 10 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 11 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 12 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 13 要配慮者がいる家庭における、町会・自治会等への住民組織、消防署、警察署等への事前の情報提供
- 14 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成
- 15 避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報の町会・自治会等への事前提供
- 16 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 17 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 18 飼養動物がいる家庭における、平常時のしつけ、健康管理及び災害時の備蓄

- 19 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 20 自動車へのこまめな満タン給油
- 21 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備

第2 防災意識の啓発

1 対策内容と役割分担

災害による被害を最小限にするためには、区民一人ひとりの日ごろの備えが極めて重要である。区及び関係機関は、被害想定の様相を正確に伝えるなど区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、災害時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 防災に関連する各種パンフレット等の配布 (2) 災害対策や防災情報の区ホームページへの掲載、及び区公式SNS等による発信、災害用デジタルサイネージによる啓発 (3) 中学生消防隊等を通じた児童・生徒に対する防災教育や啓発活動 (4) 学園祭等の行事を通じた大学生等に対する防災教育や啓発活動 (5) イベントや講演会等を通じた区民等に対する啓発活動
警視庁	(1) 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施 (2) 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 (3) 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のHP等への掲載 (4) 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
東京消防庁	(1) 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係わる指導及びHP・SNS・東京消防庁アプリ掲載による広報の実施 (2) 要配慮者については、「地震から命を守る「七つの問いかけ」」を活用した意識啓発 (3) 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 (4) 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 (5) 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 (6) ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 (7) 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 (8) 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

機 関 名	対 策 内 容
	(9)各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 (10)出火防止及び初期消火に関する備えの指導 (11)家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 (12)家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 (13)「地域の防火防災功労賞制度」を活用した防災意識の普及啓発 (14)長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
都（政策企画局）	(1)広報紙・テレビ・ラジオ・HP等における防災情報の提供
都（総務局）	(1)防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 (2)多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 (3)自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握 (4)防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 (5)各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、HPやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 (6)都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 (7)Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進 (8)区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進
都子供政策連携室	(1)子供に対する防災情報の「東京都こどもHP」への掲載
都（生活文化スポーツ局）	(1)「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
都（都市整備局）	(1)耐震化に関するパンフレットを作成し、HPや展示会等で情報提供 (2)防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、個別相談を実施する区を支援 (3)大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発
都住宅政策本部	(1)リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web版の公表
都（福祉局、保健医療局）	(1)災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 (2)都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」等にあわせ、防災訓練の指針等について周知

機 関 名	対 策 内 容
	(3)避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 (4)区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施 (5)動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都（水道局）	(1)地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都（教育庁）	(1)学校における震災への事前の備え、災害時の対応、教育活動の再開への対応を周知
首都高速道路株式会社	(1)地震発生時の対応等の情報を周知するパンフレットの配布
NTT 東日本	(1)防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板(171w e b)の利用体験、防災パンフレット等の配布 (2)災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板(171w e b)の利用方法等の紹介 (3)事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 (4)公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
東京ガスグループ	(1)マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のHP掲載 (2)地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 (3)防災・安全対策に関する取り組み紹介
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)災害時の停電情報のHP等による周知や感電事故防止に係わるパンフレットの発行 (2)停電・復旧情報等のHP、携帯サイトへの掲載 (3)電力設備の災害予防措置や災害応急対策・復旧対策等、具体的な防災計画のHPへの掲載

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

(1) 主な普及啓発活動

ア 「あだち防災マップ&ガイド」をはじめ防災に関連するパンフレットや冊子の配付、「あだち広報」の防災特集等紙媒体による普及啓発活動、ならびに「区ホームページ」や「足立区防災アプリ」、北千住駅及び綾瀬駅周辺に整備した災害用デジタルサイネージ等電子媒体による普及啓発活動を行っている。

イ 地震体験車や煙体験の訓練時や区のイベントでの普及啓発ブース、講演会等を通じて、町会・自治会、事業所、学校、大型商業施設等さまざまな主体に対して普及啓発活動を行っている。

(2) 普及啓発の方針等

ア 水・食料を含む多種多様な備えの紹介、日用品の活用等備えの考え方、備える際の量などについて、よりきめ細かい内容で啓発を実施する。

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

イ 町会・自治会の役員等地域の防災リーダーへの啓発に加え、小・中学生など幼少のころからの防災教育（中学生消防隊 高校生による防災組織消防隊等）を推進する。また、学園祭等の機会を捉え、災害時の即戦力として期待される大学生等を対象に啓発を行う。

ウ 防災協定締結機関やその他の防災関係機関等、他機関との連携を深め、普及啓発をより効果的に行う。

エ 国や都の調査研究や区の世論調査結果などを受けて適宜内容や方法を見直し、効果的な普及啓発を行う。なお、危機管理部が行う総合的な普及啓発の取り組みのほか、各所管部（関係部）においても、サービス対象者や関連団体等に対し、日ごろの業務として災害対策に関する普及啓発を重ねて実施していく。

《警視庁》

（1）警察署ごとに座談会、講習会等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会・自治会、学校等に依頼して、災害並びに防災に関する知識の徹底を図る。

（2）パンフレット、チラシ、回覧板等を利用して、防災の広報を行う。

《東京ガスグループ》

（1）広報内容

- ・ガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等HP掲載により、ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し
- ・震度5弱程度の揺れでマイコンメーターが自動停止することから、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様がご自身で復帰できる復帰操作
- ・ガス機器の使用上の注意事項

（2）広報手段

- ・HP・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体としている。
- ・NHK及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。
- ・大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。

（3）防災意識の啓発

HPやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介をしているほか、防災イベント等を通じてお客さまに都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図っている。

第3章 防災教育・防災訓練の充実

1 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性や性的マイノリティの参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、防災区民組織（町会・自治会等）等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、福祉部）	(1)防災区民組織（町会・自治会等）の育成指導 (2)要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 (3)各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 (4)実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力向上の推進 (5)携帯電話の災害用伝言板による家族間等の安否確認訓練の推進 (6)地震体験車による地震体験、煙体験等の実施 (7)都、区、防災関係機関及び住民の参加による総合防災訓練の実施 (8)通信手段、無線機の操作等、非常時無線通信に関する訓練の実施 (9)防災区民組織（町会・自治会等）や避難所運営会議による自主的な防火防災訓練実施への指導 (10)スタンドパイプ等の配備に伴う防災区民組織（町会・自治会等）による消火訓練等の支援 (11)防災区民組織（町会・自治会等）等が訓練により使用した消火器の薬剤詰替え等の支援 (12)「中学生消火隊」の結成及び活動推進、支援 (13)学園祭等を通じた大学生等への啓発の実施 (14)区内商業施設等との協力による訓練等、不特定多数の区民への啓発の実施
東京消防庁	(1)消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民、医療機関、民間団体等を対象とした訓練の実施 (2)女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 (3)区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 (4)初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 (5)防災区民組織（町会・自治会等）等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 (6)出火防止等に関する教育・訓練の実施 (7)VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 (8)デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 (9)区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実の推進 (10)区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 (11)一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 (12)幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (13)都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

機 関 名	対 策 内 容
	(14) 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (15) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 (16) 町会・自治会を中心に、民生・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (17) 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 (18) 事業所における総合防災訓練の実施 (19) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (20) 「中学生消火隊」の指導育成
警視庁	(1) 震災警備総合訓練及び初動措置訓練等の実施 (2) テロ対策のために都内全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
都（総務局）	(1) 都内全域の防災区民組織（町会・自治会等）リーダーを対象とした、災害図上訓練（D I G）等を取り入れた実践的な内容の研修を実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成）） (2) 区の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第 33 条（防災教育）） (3) 区や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都（生活文化スポーツ局、教育庁）	(1) 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 (2) 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施 (3) 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 (4) 自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練 (5) 都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施 (6) 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上 (7) 東京消防庁等と連携した防災教育の推進

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、福祉部）》

(1) 平成元年より地震体験車を運行し、町会・自治会、事業所、学校等の防災訓練に参加、地震体験、煙体験等の訓練を実施し、知識の普及に努めている。

また、手軽に参加できるシェイクアウト訓練（身体防護と啓発等を目的とした訓練）を小・中学校や保育園をはじめ区内全域で実施し、広く区民の防災意識の向上を図る。

- (2) 災害対策基本法及び災害対策条例等に基づき、区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練を実施する。

足立区地域防災計画に習熟するとともに、都・区及び関係防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、実施する。

ア 参加機関：区、都及び防災関係機関、区民

イ 訓練項目：発災対応型現地訓練と機関連携訓練に分け、細目的事項はその都度定める。

また、訓練は被害規模を想定し、「訓練進行要領」を定めて実施する。

- (3) 災害の拡大を防止するにあたっては、区民の初期消火活動が何よりも重要であり、人命救助には区民による救出・救護活動が不可欠である。このため、防災区民組織（町会・自治会等）単位（町会・自治会や連合会含む）又は避難所運営会議による自主的な防火防災訓練を実施するよう指導する。

ア 参加機関：区（区民事務所を含む）、関係防災機関、避難所運営会議、防災区民組織（町会・自治会等）

イ 訓練項目：避難誘導訓練、スタンドパイプ等の資器材を活用した初期消火訓練、地震体験訓練（地震体験車）、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難所開設訓練、応急給食・給水訓練等

- (4) 訓練による事故補償等の必要から、防災区民組織（町会・自治会等）等の行う防災訓練は、区に事前に届け出るものとする。また、区は、防災関係機関とともに防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を行うほか、訓練により使用した消火器の薬剤の詰替え等、必要な支援を行うものとする。

- (5) 「中学生消火隊」は、東京消防庁の総合防災教育の一環として、足立区と消防署が協働で取組んでいる事業である。現在、区からの可搬消防ポンプ、スタンドパイプ等資器材の貸与、各消防署及び消防団による訓練指導等を通じ、将来の地域の防災リーダーとして育成に努めている。今後も結成や活動について、関係機関と連携し支援していく。

- (6) 区内の大学が行う学園祭等の機会を捉え、大学生等への防災意識の啓発を行う。

《東京消防庁（消防署）》

- (1) 大地震時における火災並びに大規模な救助・救急事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び的確な震災消防活動に万全を期すため消防訓練を実施し、消防活動技術を習熟させ、あわせて区民の防災行動力の向上を図り、突発的な災害に対処することを目標とする。

ア 消火、救出・救護、応急救護訓練

地震発生時の各種災害に対処するため、各消防署において消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民を対象とした基本的訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

また、建物倒壊や電車脱線、多数の死傷者が発生する救助・救急事象等及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

(ア) 消防団

a 訓練項目：情報活動訓練（参集及び初動措置訓練、情報管理、通信運用訓練）、部

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上

隊編成訓練、消火、救出・救護訓練、消防署との連携訓練、災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練、地域住民との協働による消火、救出・救護訓練等

- b 実施要領：年間教育訓練計画を樹立し、実施するほか、防災週間等をとらえ、町会・自治会等と総合的に実施する。

(イ) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- a 実施項目：応急救護訓練、災害時情報提供訓練、消火訓練、後方支援訓練、その他の訓練
- b 実施要領：火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。

(ウ) 区民

- a 実施項目：出火防止訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、通報連絡訓練、身体防護訓練、避難訓練、その他の訓練
- b 実施要領：基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、随時実施する。総合訓練は、年1回以上実施する。

(エ) 事業所

- a 実施項目：出火防止訓練、防護訓練、消火訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難訓練、情報収集訓練
- b 実施要領：消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。また、そのうち一連の訓練を総合防災訓練として実施する。

イ 発災対応型訓練の推進

従来の校庭や公園等を会場として実施する防災訓練とは違い、実際の街区等を訓練会場として訓練想定を設け、街頭消火器等を使った消火や、けが人に対する応急手当、倒壊建物からの救出・救護等臨機応変に対応していく発災対応型防災訓練を推進していく。

《警視庁》

- (1) 9月1日の震災警備総合訓練及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

ア 訓練項目：警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、警備本部設置訓練、交通対策訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出・救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練等

イ 参加機関：区、防災機関、防災区民組織（町会・自治会等）、地域住民、事業所等

第4 外国人支援対策

1 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部）	(1) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 (2) 災害関連標識等の外国語標記の推進 (3) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援
都（各局）	(1) 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
都（総務局）	(1) 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 (2) 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の改修・ダウンロード促進 (3) 東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発を実施
都（生活文化スポーツ局）	(1) 在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 (2) 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施

2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部）》

- (1) 関係機関と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。

また、災害用デジタルサイネージで放映するコンテンツの多言語対応をすすめる。

- (2) 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- (3) 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- (4) 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援等を推進する。

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 地域における共助の推進

第2節 地域における共助の推進

第1 対策内容と役割分担

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災区民組織（町会・自治会等）等の活動が重要となる。

各機関は、防災区民組織（町会・自治会等）に係わる広報及び育成指導に力を入れ、防災区民組織（町会・自治会等）の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会 等)	(1)町会・自治会の防災訓練の実施や避難所運営会議への参加 (2)地域住民に対する大地震への備えの働きかけ (3)町会・自治会による食料等の備蓄の推進
区（危機管理部、 地域のちから推進 部、福祉部）	(1)住民への積極的な支援・助言による、防災区民組織（町会・自治会等）の組織化の推進 (2)防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品、運営費の助成 (3)防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場確保への支援、可搬消防ポンプの点検指導、スタンドパイプの配備と訓練の実施 (4)防災区民組織（町会・自治会等）による、要配慮者の支援体制づくりの推進 (5)避難所運営会議でのマニュアル修正、マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施を支援 (6)防災関係機関OBとの連携 (7)町会・自治会による食料等の備蓄に対する支援
都（総務局）	(1)防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 (2)区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 (3)区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都（生活文化スポーツ局）	(1)地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る
都（水道局）	(1)消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援
警視庁	(1)テロ対策のために都内全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(1)防災意識の啓発 (2)防災教育、防災訓練の充実 (3)軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災区民組織（町会・自治会等）等における初期消火体制の強化を推進 (4)初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を実施 (5)防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 (6)長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

第2 詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 突発的に発生する大地震に対処するためには、日頃からの備えが大切である。特に平常時における活動には、災害の未然防止につながるため繰返し行う。

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.18）

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出、救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び食料、携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

《区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部）》

- 1 新しく結成された町会・自治会や未結成の町会・自治会に対し、防災区民組織（町会・自治会等）の結成を働きかける。
- 2 防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品を支援するため、「足立区防災区民組織物品助成要綱」に従い、物品助成基準額の範囲内で物品を助成する。
- 3 防災区民組織（町会・自治会等）の活動に対する支援を行うため、「足立区防災区民組織活動助成金交付要綱」に従い、活動助成基準に基づき助成する。
- 4 消防署・消防団の協力を得て、可搬消防ポンプ、スタンドパイプ等による初期消火訓練の支援及び点検指導を行う。
- 5 防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場の確保に際し、町会・自治会等で用意できない場合には、要綱等に基づき、区用地の使用も含め支援する。
- 6 防災資器材倉庫等を区有地に置く場合は、地域危険度や木造密集地域等の地域性を考慮する。

【防災資器材倉庫等の種別】

- (1) 区民消火隊可搬消防ポンプ用格納庫
- (2) 消防団分団本部及び格納庫

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 地域における共助の推進/第3節 マンション防災における自助・共助の構築

(3) 町会・自治会の防災倉庫（「足立区町会・自治会に対する自主防災倉庫設置事業助成」等）

- 7 要配慮者支援の担い手の1つとして、防災区民組織（町会・自治会等）の体制づくりを支援する。
- 8 避難所の運営のために複数町会・自治会等で組織された避難所運営会議に対して、訓練計画の立案やマニュアルの修正、訓練実施の支援を行う。
- 9 地域の応急対応の中核となり得る防災関係機関OB等、知識、技能を有する方々が、発災時に有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、救出・救護、避難誘導、避難支援等に関する連携体制づくりを推進する。
- 10 消費期限の残り短い再活用食料等の配付を希望する町会・自治会に対し、アルファ化米やクラッカー等を配付し、防災備蓄に対する普及啓発を行う。

第3節 マンション防災における自助・共助の構築

第1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章「第1節 第1 区民による自助の備え」及び「第2節 地域における共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。

- 1 エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- 2 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

第2 防災意識の啓発

1 対策内容と役割分担

行政等は、本章「第2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)不動産会社、マンション管理組合、マンション管理会社等への防災意識の啓発 (2)マンションに対する備蓄の促進
都（総務局）	(1)マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布
都（住宅政策本部）	(1)耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 (2)ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 (3)在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知

機 関 名	対 策 内 容
不動産会社等	(1)マンションを販売した際に、購入者に対する、(賃貸の場合は、賃借人に対する、)災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。
マンション管理組合等	(1)マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、)防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。
マンション管理会社等	(1)マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、)防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

第3 防災教育・防災訓練の充実

1 対策内容と役割分担

行政等は、本章「第3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都(総務局)	(1)マンション防災セミナーの開催 (2)マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
都(住宅政策本部)	(1)防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施
不動産会社等	(1)マンション購入者(賃貸の場合は賃借人)に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理組合等	(1)マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理会社等	(1)マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

第4 様々な取組を連携させたマンション防災力の向上

1 対策内容と役割分担

都各局は、様々な取組の連携による相乗効果を発揮させながら、マンション防災を戦略的に推進していくため、次のとおり対策を実施していく。

機 関 名	対 策 内 容
都(総務局)	(1)住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施 (2)リーフレットを防災ブックとともに全戸配布 (3)関東大震災100年を契機としたシンポジウム、出前講座の実施

第1章 区民と地域の防災力向上

第3節 マンション防災における自助・共助の構築

都（生活文化スポーツ局）	(1)地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化 (2)マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりを強化
都（住宅政策本部）	(1)「東京とどまるマンション」のPR (2)登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 (3)「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第4節 消防団（隊）の活動体制の強化

第1 対策内容と役割分担

消防団は、消防署、区をはじめとする行政機関と防災区民組織（町会・自治会等）や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資器材の整備等、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	（1）消防団の活動支援
都（総務局）	（1）消防団員の確保 （2）消防団員の教育訓練
東京消防庁 （消防署）	（1）消防団員の確保 （2）消防団員の教育訓練 （3）地域等と連携した防災対策の推進 （4）消防団資器材・分団本部施設等の整備

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- 1 関係機関と連携して、活動助成等消防団の活動に関する支援を行う。
- 2 消防団の防災資器材置き場や分団本部等の活動拠点の確保に際し、要綱等に基づき、区用地の使用も含めた支援を行う。防災資器材倉庫については、東京消防庁の計画に基づき適正に配置して行く。

《東京消防庁（消防署）》

- 1 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 3 教育訓練の推進による、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 4 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- 5 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- 6 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用する等、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 7 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 8 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 9 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

第1章 区民と地域の防災力向上

第5節 事業所における自助・共助の強化

第5節 事業所における自助・共助の強化

第1 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、産業経済部）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進
区（関係部）及び関係機関	(1) 都、区、企業、地域等による相互支援を協議する場の設置 (2) 駅等の混乱防止策の実施
都（総務局）	(1) 事業所相互間の協力体制
都（環境局）	(1) 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 (2) 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都（産業労働局）	(1) 都内中小企業のBCPに係る取組を支援 (2) BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 (3) 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援
東京消防庁	(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上 (3) 事業所防災計画の作成指導 (4) 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 (5) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 (6) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 (7) 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 (8) 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
事業所	(1) 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 (2) 事業継続計画（BCP）の策定 (3) 地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）との協力、帰宅困難者等対策の取組み等、地域社会の安全向上対策の実施 (4) 商工会議所等の横断的な組織を通じた、災害時の地域貢献の促進 (5) 従業員の3日分プラス10%の水や食料等の備蓄推進

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、産業経済部）》

- 1 都や関係機関と連携して広報誌や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 2 近年の勤務形態の変化による在宅勤務者の増加も踏まえて、平日の昼間に在宅の可能性が

高い方々の、共助への参画を促すよう取り組む。

《区（関係部）及び関係機関》

- 1 駅周辺の駅前滞留者対策推進協議会等、都、区、事業所及び地域との間で、相互支援を協議する場を設置する。
- 2 駅等の混乱防止策については、次のとおり対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先について、公園等のオープンスペースや区・民間施設等の活用を図る。 (2) 鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅前滞留者対策推進協議会」を設置する。 (3) 災害用デジタルサイネージや災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を活用した訓練を実施する。
都	(1) 駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うための連絡会を設置する。 (2) 区市に設置する「駅前滞留者対策推進協議会」の基本方針を策定する。
警視庁	(1) 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。
東京消防庁	(1) 東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）の事業所防災計画に基づく訓練を推進する。
各鉄道事業者	(1) 構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。 (2) 列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《東京消防庁》

- 1 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
 - (1) 防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
 - (2) 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
 - (3) 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定されている。

この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行

第1章 区民と地域の防災力向上

第5節 事業所における自助・共助の強化

動力の育成を推進する。

(4) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ア ホテル、旅館、百貨店等多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。

イ 震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

ウ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機、震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(5) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

2 事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

ア 震災に備えての事前計画

イ 震災時の活動計画

ウ 施設再開までの復旧計画

(2) 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前記アからウの事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

(3) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。

(4) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道、軌道や高速道路及び通信等の防災対策上重要な施設（6業種37事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

3 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

4 事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事

業所防災計画に基づく各種防災訓練を年2回以上実施するように指導を推進する。

《事業所》

- 1 災害時に事業所が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を遂行するため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。
 - （1）帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記）
 - （2）社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分プラス10%が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - （3）災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
 - （4）建物管理者は、平常時から「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」を活用し、避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行わなければならない。
 - （5）地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
 - （6）組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）等との協力、帰宅困難者対策の確立等地域社会の安全性向上対策
 - （7）要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
 - （8）東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第6節 ボランティア活動との連携

第1 一般ボランティアの活動支援と足立区災害ボランティアセンターの体制整備

受援計画に基づき、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時よりNPO、市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わる社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協議及び具体的な事項の取り決め (4) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 区との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新 (4) 専門ボランティアの研修及び必要資器材の配備 (5) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関する区関係各部との協議 (6) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都（生活文化スポーツ局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (2) 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 (3) 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保

1 足立区災害ボランティアセンター体制の構築

《区（総務部）》

- (1) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
※ギャラクシティを想定
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（「足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき実施）
- (3) 現在、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定を締結し、災害時の連携について取り決めているが、足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わるより具体的な事項に関する協議を通じて、より実効性のある連携体制を構築する。
- (4) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

《社会福祉法人足立区社会福祉協議会》

- (1) 区との連携により足立区災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
- ※ギャラクシティを想定
- イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
- ウ 必要資器材等の確保（関係機関との連絡手段、輸送手段、駐車スペース等）
- (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新を行う。
- (4) 区との連携体制の詳細についての協議を行い、より実効性のある連携体制を構築する。
- (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

- (1) 各部は、各専門ボランティアを組織化し、発災時に備え、研修会等を定期的に行う等即応体制を整えておく。また、各専門ボランティアが救援活動を行うための資器材の備蓄、移動手段の確保等を行う。

3 東京都防災ボランティア等との連携

- (1) 震災時には行政需要が急増する一方、行政機関そのものも被災し、その能力が低下することから、そのギャップを埋める防災ボランティア活動は、被災住民の生活の安定と再建を図るうえで欠かすことのできないものである。

しかし、統制のとれていないボランティア活動は、かえって被災地の混乱を招くものであり、平常時から信頼関係を確立し、連携のしくみを構築しておかなければならない。
 - (2) 区は、東京都の行う専門ボランティアの登録に協力し、災害時に、必要に応じて出動を要請するボランティアの登録を行う。当面行うボランティアの登録活動領域を、次に示す。
 - ア 建築物の応急危険度判定
 - イ アマチュア無線通信
 - ウ 傷病者の応急手当等救護活動
 - エ 要配慮者の介護
 - オ 救出・救助活動
 - カ 消火活動
 - (3) 防災ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動、防災活動を実施する上で必要な知識や技術を習得しなければならない。このため、都は、防災ボランティアに対し、事前の講習・訓練を行うものとし、区は、東京都の実施する事業に協力していく。
- （資料編震災編 第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32）

第1章 区民と地域の防災力向上
第6節 ボランティア活動との連携

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都(生活文化スポーツ局)	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都(都市整備局)	《応急危険度判定員》 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であつて都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都(建設局)	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第2 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	(1)大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置を行う活動 (2)平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3)その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施 2 平常時 平常時には、消防署が区民に対して行う、防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」「コーディネーター講習」を実施

第4 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から区民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日本赤十字社	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施

第1章 区民と地域の防災力向上

第7節 区民・行政・事業所等の連携

第7節 区民・行政・事業所等の連携

第1 対策内容と役割分担

各機関は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）・ 関係防災機関	(1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 (2) 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等地域防災体制の強化促進 (3) 合同防災訓練の実施 (4) 地区防災計画（防災コミュニティ計画）の作成の推進
都（各局）	(1) 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 (2) 区が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策の推進
都（生活文化スポーツ局）	(1) 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 (2) 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成
都（総務局）	(1) 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁	(1) 区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）・関係防災機関》

- 1 区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織（町会・自治会等）、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 2 地域住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、防災計画の中に位置づける。なお、足立区地域防災総合計画の中で位置づけられている防災コミュニティ計画は、災害対策基本法における地区防災計画と同様に取り扱うこととする。

《東京消防庁》

- 1 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

第8節 地区防災計画の策定

第1 対策内容と役割分担

地域防災力を向上させるため、地区防災計画及び「具体的事業計画」の策定・運用を推進する。各機関は、防災区民組織、事業所等による地区防災計画等の策定・運用を支援する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部・関係部） 関係防災機関	(1)地区防災計画策定の進め方の検討（提案制度、候補地区の選定等） (2)地区防災計画の内容の検討 (3)地区防災計画の実効性を強化するための方策を検討 (4)地区防災計画の周知等
区民・区内事業所	(1)地区防災計画策定の必要性を検討 (2)地区防災計画の策定 (3)地区防災計画の実効性を強化するための方策を検討 (4)地区防災計画の周知等

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部・関係部）・関係防災機関・区民・区内事業所》

- 計画策定の進め方は大きく、以下の2通りに分類される。区は地域の防災に係わる現状を把握し、地区防災計画策定の進め方を検討する。
 - 区防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域の防災活動に関する計画を地区防災計画として区地域防災計画に規定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。
 - (1)がなされない場合に、地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、区防災会議に対して提案を行い、それを受けて区防災会議が、区地域防災計画に地区防災計画を定めることができる（災害対策基本法第42条の2）。
- 地区防災計画で検討すべき内容として、以下の項目が想定される。
 - 地形、都市基盤、土地利用状況等を整理し、地域の現状を把握する。
 - 災害時に危険となる場所、及び防災上の資源となる場所を把握する。
 - 災害時における被災状況、応急活動を時間軸に沿って整理し、地区の応急活動を具体化する。
 - 応急活動を実施するうえで必要となる人材育成、普及啓発、防災訓練、情報連絡体制の整備等の事前対策を具体化する。
 - 応急活動を実施する組織体制を整備する。
- 地区防災計画をもとに地区が取組む「具体的事業計画」の策定に努める。策定すべき項目例は以下のとおり。
 - 防災活動に従事する人材の育成
 - 防災に関する普及啓発
 - 防災訓練の実施
 - 情報連絡体制の整備
 - 防災に必要な物資や資器材等の確保
 - 消防団との連携体制の強化 等

第1章 区民と地域の防災力向上

第8節 地区防災計画の策定

- 4 区民に対して地区防災計画の策定を推進するために、地区防災計画策定の手引きの周知に努める。また、地域防災力の更なる向上のために、すでに策定されている地区防災計画の周知に努める。

(資料編震災編 第8「地区防災計画策定状況」P. 40)

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3部 災害予防計画 第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 災害応急対策計画 第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 災害復旧計画 第1章 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節 安全に暮らせるまちづくり(P. 139)	第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P. 320)	第1節 公共の安全確保、施設の本来的機能の回復(P. 553)
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進(P. 151)	第2節 危険物等の応急措置による危険防止(P. 331)	
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化(P. 158)		
第4節 出火、延焼等の防止(P. 161)		

第1節 安全に暮らせるまちづくり

第1 地域特性に応じた防災まちづくり

1 対策内容と役割分担

(1) 防災生活圏の形成

区において、地域の防災性の向上を図り、大震災時にも住民が避難しないですむ災害に強いまち「防災都市づくり」が基本である。このため、「防災輪中計画」の考え方を継承し、防災都市構造の骨格的な防災施設となる災害拠点や避難場所の整備、河川及び鉄道、都市計画道路により形成される延焼遮断帯を整備し、防災生活圏を確立する。

また、沿道の建物の不燃化及び耐震化、高層化により地域の安全性を高めていく。加えて、避難路や都市復興の要となる都市計画道路、地区幹線道路、主要生活道路の整備の促進、細街路の整備、公園緑地の整備、消防水利の整備等防災生活圏内外の防災施設の整備を推進する。

防災生活圏内の個々の建築物の不燃化、耐震化を促進し、避難や建物自体の安全性の確保、延焼火災を防止するための建築物の不燃化の誘導、区民や事業者の耐震相談等を通じた災害に強い建物づくりを支援していく。

(2) 防災まちづくり

防災上危険な密集市街地の整備に当たっては、面的な整備に取り組むとともに、地域危険度の高い地域を優先的に整備する。

また、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の活用や東京都建築安全条例第7条の3で規定する「新たな防火規制」など地域に応じた事業手法の導入を図り、区民の命を守るための防災まちづくりとして建築物の耐震化や無接道敷地の建替え誘導、二方向避難路の確保などを進め、地域の区民や事業者と協力（協働）して「防災都市づくり」を進めていく。

加えて、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)地震に強い都市づくりの推進 (2)安全な市街地の整備と再開発 (3)各種の事業・制度を利用した防災まちづくり ア 密集市街地整備事業 イ 都市防災不燃化促進事業 ウ 細街路整備事業 エ 地区計画制度 オ 国土調査事業 (4)都市空間の確保
都（都市整備局）	(1)地域特性に応じた防災都市づくりの推進 (2)防災都市づくりに資する事業等の推進 (3)その他の防災都市づくり事業等の推進 (4)都市空間の確保 (5)公園の整備の推進 (6)緑地・農地の保全 (7)臨海副都心の整備
都（建設局）	(1)道路の整備 (2)都立公園の整備 (3)河川、海岸保全施設等の整備
都（港湾局）	(1)海岸、港湾等の整備 (2)海上公園の整備 (3)臨海副都心の整備

2 詳細な取組内容

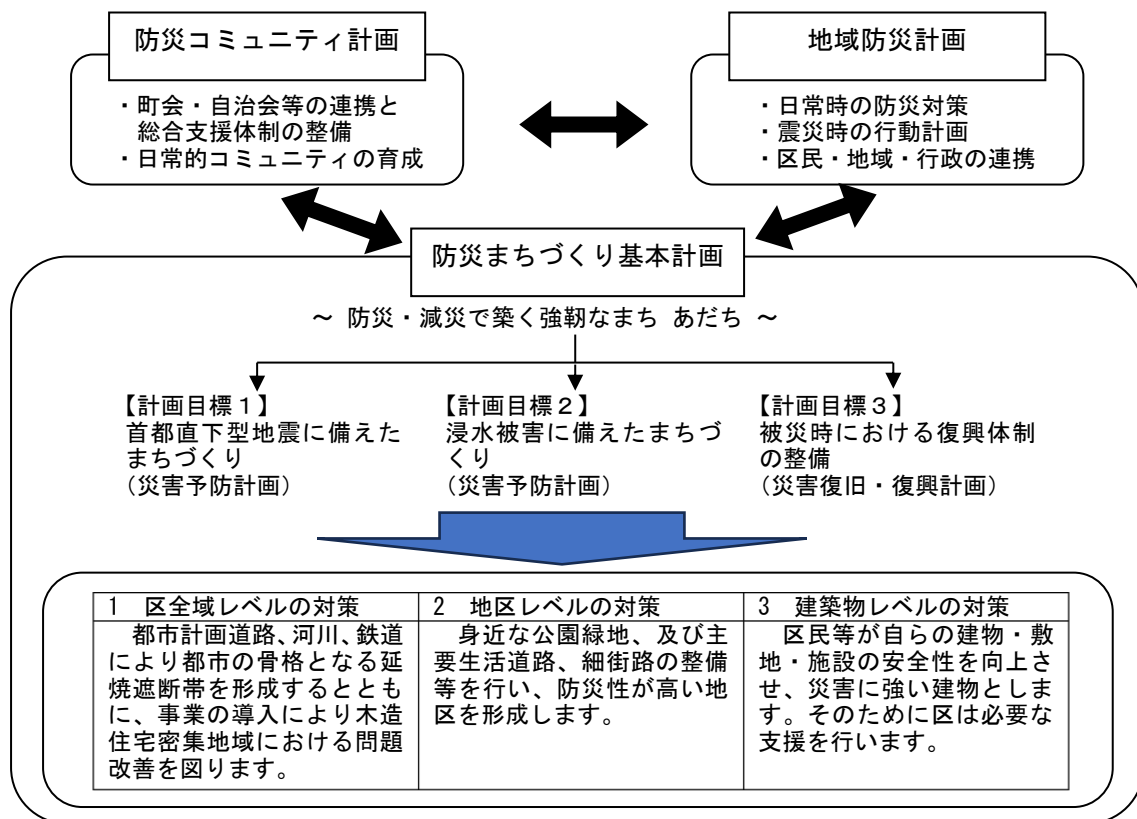
《区および都（都市整備局）》

(1) 地震に強い都市づくりの推進（防災まちづくり基本計画）

ア 本計画は、足立区災害対策条例第12条第1項に基づいて策定された「地域防災総合計画」を構成する3つの関連計画の一つであり、災害予防と災害復興に関することを受け持っている。

イ 同計画中には、各施策の指標と目標を設定し、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、防災まちづくりを推進している。震災対策として「延焼遮断帯の形成」、「地域特性に応じた市街地整備」、「防災拠点・輸送路等整備」、「防災施設の整備」、「避難所等の整備」、「新しい建築物の安全性の向上」、「既存建物の安全性の向上」の7つの施策を中心に進めている。

【地域防災総合計画体系】



《区および都（都市整備局）》

(2) 安全な市街地の整備と再開発（土地区画整理事業・市街地再開発事業）

- ア 区施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用した土地利用の転換を図る等、都市機能の更新を行う。道路・公園等の整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等、地域の不燃化を促進する。
- イ 市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

《区および都（都市整備局）》

(3) 各種の事業・制度を利用した防災まちづくり

ア 密集市街地整備事業

- (ア) 防災上及び住環境上、多くの課題がある密集市街地において、まちの安全性の向上や居住環境整備、良質な住宅の供給等を推進するため、密集市街地整備事業を導入し、老朽家屋等の除却・不燃化建築物への建替え誘導や道路・公園等の地区公共施設の整備を総合的に行っている。

イ 都市防災不燃化促進事業

- (ア) 首都直下地震が切迫している状況から、延焼遮断帯による延焼火災の防止や安全な避難路の確保等、市街地の安全確保を早期に進める都市防災不燃化促進事業

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

の効果は高い。特に、木造住宅密集市街地では、地震時に大規模な延焼火災が発生する危険性が極めて高く、大きな人的被害が予測される。都市構造のうえから防災骨格を構築することは、防災性の向上に不可欠である。

区は、今後も防災まちづくり基本計画に基づき、都市計画道路の整備に合わせ、適時事業を導入していく。(資料編震災編 第9「不燃化促進助成地区一覧」P.42)

ウ 無接道敷地の建替え等推進

(ア) 木造住宅密集市街地等において、無接道家屋の建替え更新を誘導することで老家屋の解体除去、建築物の不燃化などを促進する。また、避難、消火、救助活動等が迅速かつ円滑に行えるよう二方向避難路の確保に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

エ 細街路整備事業

(ア) 災害時における避難路の確保と消火活動の円滑化を図ることを目的に、細街路計画図に指定した路線の拡幅又は築造を推進して、幅員4m以上の生活道路のネットワークを実現する。舗装整備等には、平成25年度より国の特定財源を導入して効果的かつ効率的な事業展開を図り、個々の建築物の建替えに合わせ着実な整備を進め、まちの防災性を向上させる。

オ 地区計画制度の推進

(ア) 一般型の地区計画

土地地区画整理事業を施行すべき区域約500haを対象に一括指定された地区計画をはじめ、地区ごとに定められた計画の内容に即し、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限等を総合的に誘導して、良好な市街地環境を形成する。建築行為が行われる際の届出制度により地区計画の内容を担保し、区民等との協働まちづくりを推進する。

(イ) 防災街区整備地区計画

防災街区整備地区計画は、防災性の向上と住環境の整備を図ることを目的に、老朽化した木造住宅が密集し、道路・公園等の公共施設が十分でない防災上危険な密集市街地において、区域全体の建物を火に強い構造とする制限や敷地面積の最低限度等を定めている。

また、防災上重要な道路と沿道の建物を一体的に整備し、火事や地震発生時に延焼を防止する延焼遮断帯を形成し、避難路を確保すること等を目的とする制度である。

カ 国土調査事業(地籍調査)

(ア) 密集市街地では、土地の所有関係が錯綜しており、防災都市づくり事業の円滑な推進と震災後の土地境界の復元のためには、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。

(イ) 「第6次国土調査事業十箇年計画」に従い、一筆ごとの土地について調査を行い、復元可能な不動産登記法第14条の地図の作成を推進していく。

(ウ) 足立区はこれまでも道路台帳の整備に努めており、地籍調査のもととなる道水路管理区域を面的に復元できる「道路・水路区域管理図」の作成を計画的に実施していく。

(4) 都市空間の確保

ア 公園の整備

《区（都市建設部）》

(ア) 公園、緑地は、区民の健全な生活に欠くことのできない公共施設であり、その機能も休養やレクリエーション、コミュニティ形成の場として重要な役割を担うだけでなく、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも見られたように、地震等の災害時における避難場所や火災の延焼遮断帯、自衛隊や消防等の活動の拠点、仮設住宅の建設地等としての機能も有している。

(イ) 本区における現在の区民1人当たりの都市公園等の面積は、4.71 m²となっているが、引き続き、防災機能を備えた公園等の整備を積極的に進めていく。

【公園の箇所数・総面積・人口1人当たりの面積】

(令和6年1月1日現在)

区 分			箇所数	総面積	人口1人あたりの面積
			(箇所)	(m ²)	(m ² /人)
総数	公 園	区立	352	2,247,757	—
		都立	3	929,314	—
	児童遊園		147	88,786	—
	合 計		502	3,265,857	4.71

※足立区人口は693,223人（令和6年1月1日現在）

《都（建設局）》

(ア) 都は、令和4年7月時点で83公園2,051haを開園した。令和12年度までの10年間で都立公園130haの開園を目標として整備を進める。

(イ) 都は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時が必要となる臨時のヘリポート、避難した区民や帰宅困難者のための災害用トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保等、防災関連施設を整備してきた。今後も、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。

(ウ) 都は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。

イ 緑地・農地の保全

(ア) 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っている。区は都と連携して、生産緑地地区の指定を促進する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

《区および都（都市整備局）》

（5）地震防災緊急事業五箇年計画

ア 地震防災特別措置法（平成7年7月施行）に基づき、都は、平成8年度を初年度とした「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、区は、以下の事項を中心に都とともに、計画的に取り組んできたところである。

イ 今後も、防災関係施設等の整備等につき、同計画へ反映させ、関連事業と整合を図りつつ取り組んでいく。

（ア）都市計画道路の整備

（イ）小中学校の耐震補強工事

（ウ）防火水槽の設置

（エ）コミュニティ防災資器材等の整備

（オ）可搬式小型動力ポンプの整備

（カ）備蓄倉庫の整備

第2 河川施設等の整備

1 対策内容と役割分担

区内の各河川については、直下型地震等の新たな想定に基づいた堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を推進していく。

また、親水水路や既存の水路機能を改良した貯留水路等については、構造物の健全度調査等を実施しながら、災害時における水路と水の有効利用を図っていく。

さらに、河川は、陸上とともに災害時の輸送手段となるため、区内河川を利用した有効な物流・移送について検討していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）複合災害を想定した区管理河川（花畑川）の堤防・護岸の耐震対策の推進 （2）土のう等、水防資器材の備蓄 （3）水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保 （4）車両等の確保、輸送経路等の確認
区（危機管理部・都市建設部）	（1）区内河川及び河川施設等を利用した物流・移送についての検討
都（建設局）	（1）「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、水門、排水機場、堤防などの河川施設の耐震・耐水対策等を推進
都（下水道局）	（1）水再生センター・ポンプ所等の耐震化・耐水化を推進 （2）下水道管や水再生センター・ポンプ所等の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材を整備しておくよう協力を依頼
関東地方整備局	（1）国の直轄河川（荒川、江戸川、中川、綾瀬川、多摩川）の築堤、護岸等の整備実施

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めるとともに、活動に必要な車両等の確保と輸送経路等を確認しておく。
- (2) 区の管理である花畑川については、堤防・護岸の耐震対策及び親水化に令和3年度に着手しており、10年程度の整備完了を目指す。

《区（危機管理部・都市建設部）》

- (1) 河川は陸上とともに災害時の物流及び人の移送等輸送経路となるため、各河川管理者等や関係機関と連携し荒川や綾瀬川等区内河川及び河川施設等を利用した物流・移送についての検討を行う。

【国管理河川の整備計画】

河川	荒川	(1)国土交通省直轄河川であり、現在、荒川下流河川事務所が改修工事を継続的に実施している。超過洪水対策と沿川の再開発を同時に進める事業として「高規格堤防」化や堤防強化対策、治水上の弱点となっている鉄道橋梁の架替などを進めている。
	中川	(1)国土交通省直轄河川であり、現在、江戸川河川事務所では、継続して改修工事を実施している。中川は堤防高又は堤防断面が不足しているため、重要水防箇所指定されている。 (2)堤防の整備や流域地域での貯留施設、放水路の整備等総合治水対策を進めている。

【都、県、特別区管理河川の整備計画】

河川	隅田川	(1)東京都管理河川である。全川、伊勢湾台風級に対応し得るよう高潮対策事業として、防潮堤（A P +6.3m）が完成している。 (2)沿川地域の大規模な再開発や公園改修と一体になったスーパー堤防整備、地震による護岸の損壊を防ぐための耐震化等を進めている。 (3)東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施する。
	綾瀬川	(1)区内のうち、埼玉県境から内匠橋までが国土交通省管轄区間、その下流が東京都管理区間である。東京都管理区間は、高潮対策事業により護岸は完成しており、平成21年度より護岸耐震事業を実施し、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対しての機能維持することを目的とした事業を進めている。 (2)綾瀬川放水路、綾瀬排水機場及び堀切菖蒲水門により、治水安全度は大幅に改善されているが、浸水被害防止のための築堤及び排水樋管の改築等を実施している。 (3)東部低地帯の河川施設整備計画に基づき、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施する。
	毛長川	(1)東京都及び埼玉県管理河川である。当面50mm/時間及び217mm/48時間の雨量に対応するため、平成2年度より本格的護岸改修工事に着手している。都県境界が錯綜するため、平成6年1月に東京都と埼玉県で工事協定を結び、都・県それぞれの施行区間が決定してい

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

	る。令和3年4月時点で綾瀬川合流部から舎人橋上流の東京都整備区間の約8.6kmのうち約7.7kmの整備が完了している。
伝右川 堀川	(1)2河川は特別区管理河川であり、足立区が管理している。2河川とも高潮対策事業として整備は完了している。
芝川 新芝川	(1)2河川は特別区管理河川であり、足立区が管理している。 (2)芝川流域の洪水対策として、昭和40年に新芝川が放水路として埼玉県により整備された。現在は洪水による水害の防止又は軽減を図るため、河床掘削等の整備が完了している。

【都、県、特別区管理河川の整備計画】

河川	旧 綾 瀬 川	(1)特別区管理河川であり、足立区が管理している。綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の整備により分断され、その後は、荒川と隅田川を結ぶ河川となっている。荒川側にある隅田水門で水位調整を行っている。隅田川本川と同じように高潮対策及び50mm/時間規模の降雨によって生じる洪水に対応できる整備を進めている。 (2)大地震時の防潮堤損壊等による水害防止のため、テラス整備（根固め）及びスーパー堤防や緩傾斜堤防の整備を進めている。
----	---------	--

【区管理河川の整備計画】

河川	花畑川	(1)足立区管理河川である。昭和6年に中川と綾瀬川を結ぶ舟運対策として開削された運河であり、平成13年に区の要望により、一般河川から準用河川に変更され、花畑川環境整備基本計画（平成14年3月）に基づき、現在整備が進められている。 (2)中川・綾瀬川の接続は水門で管理されている閉鎖河川である。
----	-----	---

【区内水路の整備計画】

水路	(1)親水水路や貯留施設等の水は、災害時に防火用水や生活雑用水として多目的に活用するため、安全性や安定した水量の確保が必要である。 (2)既存の貯留施設の健全度調査等を行い、安全管理を実施するとともに、日常から貯留水の活用を図っていく。 (3)施設の機能と役割を周知し、震災時における水利用施設として、地域住民の認識を高める。 (4)消防用水利として必要な地域においては、東京消防庁との連携を図る。 (5)老朽化に伴い既存水路の廃滅を行う際は、部分的改良による貯留施設としての再利用が可能であるか検討を行う。 (資料編風水害編 資料7「水路及び溝渠施設の現況」P.286)
----	---

【区内内水排除施設の整備計画】

内水排除	(1)公共下水道の整備は、概成100%に達しているが、下水道整備困難地域の解消に向けて、整備促進を働きかけていく。 (2)アンダーパス等の道路排水施設について、耐震化を推進する。 (3)親水施設の取水・排水施設の耐震・耐水化を推進する。 (4)短時間集中豪雨（ゲリラ豪雨）対策について、都下水道局等関係機関と協議を行い、推進していく。また、平成26年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止する。
------	--

	(資料編風水害編 資料5「管内排水場一覧」P.284) (5)水門及び樋管は洪水・高潮から区民の生活・財産を守る施設として重要であるが、いずれも老朽化が進んでいる。引き続き使用する施設は計画的に改修するとともに、不要となった施設は早急に撤去する。 (資料編風水害編 資料4「水門・樋管一覧」P.283)
--	--

《都（建設局）、（下水道局）》

- (1) 都は、東日本大震災を受け、都として取組むべき新たな対策のあり方等について、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」(技術検証委員会)より提言を受けるとともに、「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定めた。
- (2) 都（建設局）では、この基本方針に基づき、対策の検討を進め、「東部低地帯の河川施設整備計画」(平成24年12月)を策定した。また、河川施設については、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震・耐水対策を推進している。
- (3) 都は、これらの方針・計画に基づき、必要な対策を講じる。

《都（建設局）》

- (1) 地震により一部損傷した場合にも、津波等に対する堤防高を確保できるよう、堤防の耐震対策を推進する。
- (2) 水門の開閉等、施設の機能を保持できるよう、水門・排水機場等の耐震対策を実施する。
- (3) 水門・排水機場等の設備を高設置化すること等により、堤防損傷後に万が一高潮が襲来した場合にも施設の機能を保持できるよう、耐水対策を実施する。
- (4) 区内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- (5) 区内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。
- (6) 応援資器材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。
- (7) 東部低地帯の主要5河川(隅田川・中川・旧江戸川・新中川・綾瀬川)においては、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進し、安全性の向上を確保する。

《都（下水道局）》

- (1) 水再生センター・ポンプ所について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能(揚水、沈殿及び消毒機能)に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を実施する。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

- (2) 水再生センターやポンプ所等について、東京都防災会議で示された最大の津波高に対し、電気設備などへの浸水を防ぐ耐水対策を実施する。

《関東地方整備局、区等》

- (1) 関東地方整備局は、国の直轄河川（荒川、江戸川、中川、綾瀬川、多摩川）の築堤、護岸等の整備を進める。
- (2) 関東地方整備局等は、荒川下流防災施設運用協議会に参加し、荒川河川敷における以下防災施設の整備及び活用の促進を進める。区は荒川下流防災施設運用協議会に参加し、以下施設の活用方法を検討する。
- ア 緊急用河川敷道路（物資の輸送、救護活動等）
- イ 防災用坂路（主要道路と堤体天端及び緊急用河川敷道路との接続）
- ウ 緊急用船着場（物資、資器材の荷揚げ作業等）
- エ 河川敷ヘリポート（緊急医療搬送や指揮官等の派遣や緊急資器材の運搬を行うヘリコプター等の発着場）

第3 高層建築物及び地下街等における安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 建築基準法に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保 (2) 施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備 (3) 津波等による浸水への対策の検討 (4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策等、高層建築物の各課題に対する取組みの推進
警視庁	(1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁	(1) 高層建築物等に対する防火安全対策に基づく指導 (2) 関係事業所に対する対策の指導

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- (1) 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- (2) 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。都では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進等を進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進することとしている。

区は都と協力してこれらの取組を推進する。

- (3) 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物のゆれによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる

可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、区、都、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料、簡易トイレ等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との共助の仕組みづくり等高層建築物の各課題に対する取組みを進めていく。

- (4) 高層建築物及び地下街の建築物について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
- (5) 既存の高層建築物及び地下街のうち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年又は3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

《警視庁》

- (1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。
 - ア 高層建築物
 - (ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
 - (イ) 障がい者等の要配慮者の視点も踏まえた、関係機関との連携による合同防災訓練の実施
 - イ 地下街
 - (ア) 地下街警備要図の作成
 - (イ) 障がい者等の要配慮者の視点も踏まえた、地下街関係者との合同防災訓練の実施
 - (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
 - (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

《東京消防庁》

- (1) 高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。
 - ア 高層建築物の防火安全対策
 - イ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策(100m以上の高層建築物を対象とした安全対策)
 - ウ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
 - エ 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
 - オ 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策
- (2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。
 - ア 火災予防対策
 - (ア) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
 - (イ) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
 - (ウ) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり

(エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策(混乱防止対策)

(ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

(イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備

(ウ) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止

(エ) 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成

(オ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

(カ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火・防災管理対策

(ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底

(イ) 管理権原者が複数いる建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底

(ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底

(エ) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備

(オ) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育

(カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施

エ 消防活動対策

(ア) 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

第1 建築物の耐震化の促進

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部、学校運営部）	（1）耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 （2）公共建築物等の耐震化促進 （3）建造物等の防災対策促進
都	（1）公共建築物等の耐震化促進
都（主税局）	（1）税制面での耐震化支援
都（都市整備局、都住宅政策本部）	（1）東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進
都（福祉局、保健医療局）	（1）東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化促進

2 詳細な取組内容

（1）建築物の耐震化

区は、令和5年3月に改定された東京都耐震改修促進計画を勘案しつつ、足立区耐震改修促進計画を改定し、住宅、建築物の耐震化を促進する。

【住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類	耐震化率	
	現 状	目 標
住 宅	91.4% (令和元年度末)	95% (令和7年度末)
民間特定建築物	88.3% (令和2年6月)	95% (令和7年度末)
大規模な百貨店ホテル、 マーケット等	89.3% (令和2年6月)	概ね解消 (令和7年度末)

（2）公共建築物等の耐震化

ア 区は、足立区耐震改修促進計画に基づく取組により、区施設の耐震性の確保に向け進めている。建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、区民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るため、公共建築物について耐震マークを表示する。

（3）民間特定建築物の耐震診断・耐震改修

ア 助成制度に関するパンフレットの配布を行い、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。

また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口の紹介や、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を行い、耐震化に努める。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

(4) マンションの耐震化等

- ア マンションについては相談窓口の紹介や耐震診断等についてきめ細かく助言を行い、意識の啓発を図る。
- イ 耐震診断等への支援、マンションの耐震化の推進を図る。

(5) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- ア 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震診断や耐震補強工事等を行う場合の助成制度の活用を促し、耐震化を推進することで、令和7年度末までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消を目指す。
- イ 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、区民が安心して建築物を利用することができるように創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図るとともに、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するため、建物所有者に耐震マーク制度を周知し、耐震マークの表示を促す。

(6) 木造住宅等の耐震化

- ア 耐震診断士・耐震改修施工者の登録制度を設け、木造住宅・建築物への耐震診断、耐震改修工事助成、解体工事助成の3つの事業を実施しており、事業をさらに推進することで、住宅の耐震化率の目標を令和7年度末95%とする。
- イ 耐震診断の実施について、建物所有者が耐震性能を把握する環境を整備する。
- ウ 平成28年の熊本地震では、地震動が大きく建築物の被害が著しい地域において、旧耐震基準だけではなく2000年基準導入前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部において被害が見られた。このため、足立区全域を対象に、2000年基準より前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断・耐震改修の支援策により耐震化を促進する。なお、2000年基準の耐震化率は、木造戸建住宅では79.0%、木造共同住宅では82.9%が耐震性を満たしていると想定される。

(7) 木造住宅密集地域（特定地域内）の耐震化

- ア 地域危険度の高い「特定地域」内の木造住宅の耐震化について、耐震助成制度により、一般地域よりも特定地域内の助成金を割増することで、耐震化の促進を図っている。
- イ 無接道敷地の実態調査をもとに、区独自の無接道家屋対策を推進する。

(8) 建造物等の防災対策

- ア 各種災害から建造物（社会公共施設及びその他の建造物）を保護し、被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するため、関係機関は相互に連携を密にして、その有する機能を十分に発揮し、防災に寄与する。
- (ア) 一般建造物
 - a 建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、関係法令及びこれらに基づく条例並びに消防法関係法令及びこれらに基づく条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施行し、かつ維持するよう指導する。

- b 建築物に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、消防用設備等及び防火避難設備等の設置、維持、管理について、防火・防災の見地から必要な指導を行う。
- c 当区の用途地域別面積は次表のとおりで、建物棟数は143,007棟、中高層化率19.3%、平均敷地面積206.3㎡、そのうち耐火構造39.0%、準耐火構造27.3%、その他33.7%（令和3年現在／土地利用現況調査）である。

【用途地域・地区別面積】（令和6年4月現在）

総数 (※)	第一種 低層 住居専 用地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業地域		工業 地域	工業 専用地域	市街化 調整区 域
										特別工 業地区			
5,320.0	405.9	1,140.7	87.1	1,178.8	15.5	90.9	501.2	102.1	1,120.3	337.8	167.3	13.5	496.7

資料：区（都市建設部 都市建設課）（単位：ha）

（※）国土地理院により平成27年3月に足立区の面積が修正されたが、用途地域・地区別面積については従前どおりとするため、表中の総数（足立区の総面積）とは一致しない。

- d 新耐震設計法施行後の建築物については、構造規定が強化されているが、既存の建築物についても、防災関係法令の励行並びに現場指導を強めるとともに、防災設備を備えた再開発の促進や共同建替え等による不燃化建築の普及・木造住宅等の耐震化促進に努める。
- e 建築物に対しては、消防法等に基づいて立入検査を実施し、構造設備は建築基準法等関係法令、消防用設備等は消防法等関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に改修し維持管理するよう指導する。
- f 消防法施行令に示す防火対象物の管理者又は責任者に対し、建築物の各災害別の防災訓練の実施を指導する。
- g ブロック塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努め、既存のブロック塀について、補強等の改修指導をする。
- h 地震時に落下のおそれがあると認められる中高層建築物のガラス窓及び外壁等について改修指導する。
- （イ）高層建築物
- a 高層建築物とは、高さ31mを超える建築物をいう。当区の高度地区別面積は表（【高度地区の面積】）のとおりであり、31m（11階）を超える建物は322棟である。（平成28年4月現在／土地利用現況調査）
- b 高さ60mを超える超高層建築物については、救済資器材の整備、及び実践的な消防訓練ができる施設の整備を図るほか、関係事業所に対して、次の施策を指導する。
- （a）火災予防対策

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転落・落下防止措置
- ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

- ・防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
- (b) 避難対策（混乱防止対策）
 - ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
 - ・ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - ・ショーケース、看板等の転倒、落下防止
 - ・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
 - ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (c) 防火管理対策
 - ・従業員に対する消防計画の周知徹底
 - ・管理権原者による複数の建物における管理責任区分及び統括防火管理に関する全体の消防計画の徹底
 - ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
 - ・防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - ・実践的かつ定期的な訓練の実施
- (d) 消防活動対策
 - ・消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

【高度地区の面積】（令和5年6月現在）

総 数	第 一 種 高度地区	第 二 種 高度地区	第 三 種 高度地区	最 低 限 高度地区
4,390.0	149.4	2,011.0	2,229.6	397.8

資料：区（都市建設部 都市建設課）（単位：ha）

第2 エレベーター対策

1 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部）	(1) 区施設におけるエレベーターの閉じ込め防止装置の設置
医療機関	(1) 医療機関におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の実施
都	(1) 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 (2) 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進（都住宅政策本部） (3) エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発（都市整備局） (4) 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築（都市整備局）

機 関 名	対 策 内 容
一般社団法人日本エレベーター協会	(1)民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 (2)都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築 (3)協会加盟各社による全国からの応援体制の構築
東京消防庁	(1)エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築

2 詳細な取組内容

- (1) 区施設におけるエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- (2) 利用者等が閉じ込められた場合に備えて、区施設のエレベーター内に水・簡易トイレ等の非常用品の配備に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置の機能】

装 置 名	機 能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止、塀等の生垣化等

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1)家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 (2)住民の安全確保を図るため、家具類転倒・落下防止器具の取付けや、感震ブレーカー設置助成事業を推進 (3)塀等を生垣へと転換する助成事業や、ブロック塀等の倒壊を防止する工事の助成事業を推進
都（各局）	(1)都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 (2)関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 (3)都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発
都（生活文化スポーツ局）	(1)美術品等の転倒・落下防止対策の推進
都（都市整備局）	(1)建築物の天井等の落下防止対策の推進 (2)屋外広告物に対する規制
東京消防庁	(1)家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及・啓発用資料の作成及びイベント、講習会の実施等による普及・啓発 (2)関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進

機 関 名	対 策 内 容
国土交通省 総務省 都市再生機構	(1) 専門技術者向けの手引き及び住民啓発用パンフレットの作成・普及

2 詳細な取組内容

(1) 屋外広告物に対する規制

ア 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、区と連携して、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

イ 規則で定める屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止や感震ブレーカーの設置

ア 区及び都は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表する等、防止対策を推進する。

イ 区民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

ウ 高齢者や障がい者がいる世帯等（令和5年4月から3年間は、全世帯に助成対象を拡充）に、家具転倒防止器具取付工事、ガラス飛散防止工事の工事費の一部助成（令和5年4月から3年間は限定で助成額を拡充）や地震時に危険度の高い地域に感震ブレーカー設置等に対する費用の一部助成制度を普及・啓発し、地震による建築物等の倒壊、損傷等による人的被害を未然に防ぎ、安全なまちづくりを推進する。

エ 区内建築物における落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、窓サッシ等又は屋上や外壁に設けられた工作物や広告物について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

オ 都及び東京消防庁は、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く区民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。

カ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

(ア) 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施

(イ) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施

(ウ) 関係機関、関係団体等と連携した周知

(エ) 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

(3) 塀等の生垣化

ア 環境や景観に配慮しながら接道部の緑化工事の助成を行い、既存の塀を撤去することにより、震災に強いまちづくりを進めていく。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

ア 足立区内の道路または人が通行する通路や公園等に面している地震時に倒壊の危険があるブロック塀等について、除却工事及びフェンス設置工事の費用の一部を助成（令和5年4月から3年間は限定で助成額を拡充）しブロック塀等の倒壊防止を推進する。

イ 特に、次の道路などを「避難路等」と位置付け、早期に安全性の確保がなされるよう重点的に「避難路等」に面するブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

- (ア) 東京都が定める緊急輸送道路
- (イ) 足立区緊急輸送道路障害物除去路線
- (ウ) 足立区立小学校毎に指定されている通学路
- (エ) 住宅や事業所等から避難場所までの経路となる建築基準法上の道路（4 m以上）及び区管理通路

第4 文化財施設の安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
所有者 管理者	(1)定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施 (2)消防用設備及び防災設備等の点検・整備 (3)文化財防災点検表の作成
都（教育庁）	(1)文化財所在リストを整備

2 詳細な取組内容

(1) 安全対策

- ア 文化財が貴重な国民的財産であることを周知徹底させるための措置を講じる。
- イ 指定建築物の内外における火気・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な消防用設備等の設置を積極的に指導する。
- ウ 災害予防のため、関係機関と常に密接な連携を図るよう指導する。
- エ 毎年1月26日を「文化財防火デー」として文化財防火運動を推進する。

(2) 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。

- ア 文化財周辺の整備・点検
 - (ア) 文化財の定期的な見回り・点検
 - (イ) 文化財周辺環境の整理・整頓
- イ 防災体制の整備
 - (ア) 防災計画の作成
 - (イ) 巡視規則や要項の作成等

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進/第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

ウ 防災知識の啓発

(ア) 国、都が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加

(イ) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

エ 防災訓練の実施

オ 防災設備の整備・点検

(ア) 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

カ 緊急時の体制整備

(ア) 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

第1 液状化対策の強化

1 対策内容と役割分担

液状化が発生しやすい地域について、区民へ適切な情報提供を行う。また、インフラ等の液状化対策を適切に講じていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部）	(1) 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対する的確な対策を講じるよう促す (2) 既存の地盤調査データ、対策工法等の情報提供 (3) 公共建築物に対する液状化対策 (4) 液状化による地盤の側方流動への対応 (5) 都と連携しアドバイザー制度を活用
都	(1) 公共建築物に対する液状化対策
都（都市整備局）	(1) 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 (2) 既存の地盤調査データや昔の地形図等による情報提供
都（建設局）	(1) 「東京の液状化予測図」区民へ情報提供
都（下水道局）	(1) 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施

2 詳細な取組内容

(1) 液状化が発生しやすい地域における建築物等の安全確保

ア 木造2階建て住宅等の小規模建築物については、都の「液状化被害に備えるための手引き」に基づき、液状化が発生しやすい地域において、剛強な基礎の必要性や液状化の発生メカニズム、都が実施する無料アドバイザー制度などを積極的に周知し、的確な液状化対策の実施を誘導する。

(2) インフラ施設等の液状化対策

《区（施設営繕部、都市建設部）》

ア 公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

《都（下水道局）》

ア 液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

（3）液状化に係わる情報提供

ア 既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法等について、都が作成する液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットをもとに、都と連携し、区民に情報提供する。

イ 過去の地形図や、周辺における危険箇所の周知を図る。

ウ 液状化が発生しやすい地域における建築物を対象とした対策工法等について、情報提供を行う。

エ 液状化対策として、建築物の基礎自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を周知し、液状化対策を推進する。

オ 液状化により地盤の側方流動（河川の護岸等においても発生可能性がある）が発生した場合、被害が増大する可能性があり、これを踏まえた検討が必要。

カ 都と連携し、東京都液状化対策アドバイザー制度を活用する。

第2 長周期地震動対策の強化

1 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	（1）建築士や建設業の団体等に対する、国の対策内容の周知 （2）建築の特性に適した補強方策の事例や家具類転倒防止対策等について、建物所有者等へ情報提供
都（総務局）	（1）長周期地震動による危険物対策についての九都県市連携 （2）長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者へ周知
都（財務局）	（1）都庁舎への制振装置の設置による耐震安全性の向上
都（都市整備局）	（1）高層建築物等について、建築士等の団体に対して、補強方法の事例、家具類転倒防止対策等の情報提供
東京消防庁	（1）屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導 （2）長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者へ周知
東京管区气象台	（1）長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化

2 詳細な取組内容

(1) 建築物所有者等の対策の推進

《区（危機管理部、都市建設部）》

- ア 建築物の特性に適した補強方策の事例や家具類転倒防止対策及び感震ブレーカーの設置等について、建物所有者等に対し情報提供や助成により安全対策を推進する。
- イ 高層階における屋内安全対策を促進する。
- ウ 助成制度の周知

(2) 危険物等施設における被害の防止

《東京消防庁（消防署）》

- ア 長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

(3) 室内の安全確保

《東京消防庁（消防署）》

- ア 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く区民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

(4) 地震防災情報の強化

《区（危機管理部）》

- ア 東京管区气象台が行う検討結果に基づいた長周期地震動に関する観測情報の発表を受けた区民への情報提供方法を検討する。

第4節 出火、延焼等の防止

第1 消防水利の整備、防火安全対策

1 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1) 消防水利の整備の推進 (2) 消防活動が困難な地域への対策
都（各局）	(1) 消防水利の整備 (2) 消防活動路の確保
東京消防庁	(1) 消防水利の整備 (2) 消防活動路の確保 (3) 消防活動が困難な地域への対策 (4) 火気使用設備・器具の安全化 (5) 電気設備等の安全化 (6) その他出火防止のための査察・指導

2 詳細な取組内容

(1) 出火等の防止

《区（危機管理部、都市建設部）》

- ア あらゆる機会を通じて、区民の防災意識の高揚と行動力の向上を図り、出火等の防止対策を推進する。
- イ 住宅用防災機器等の普及を図る。
- ウ 感震ブレーカー等の設置の普及を促進する。

《東京消防庁》

- ア 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- イ 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- ウ 地下街、飲食店、百貨店、医療機関等の防火対象建築物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。
その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- エ 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。
- オ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

内の未配備の町会・自治会に配備を始めた。平成25年度から平成27年度にかけては、平成25年9月に東京都が示した総合危険度及び災害時活動困難度を考慮した総合危険度のランクの高い地域の町会・自治会から順に配備した。訓練の推進とともに、未配備の町会・自治会へ配備を進める。

《東京消防庁》

ア 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者に対する耐震措置を指導する。

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

(3) 火災の拡大防止

ア 消防水利の整備

《区（危機管理部、都市建設部）》

(ア) 施設整備等にあわせ、防火水槽用地等の確保に努める。

(イ) 都や東京消防庁と連携し、防火水槽等の設置促進を図る。

(ウ) 民間の開発行為（足立区環境整備基準要綱）や市街地再開発事業等の機会を活かした防火水槽の設置を図る。

【防火水槽設置基準】（足立区環境整備基準）

(ア) 足立区集合住宅の建設及び管理に関する条例第21条4項及び第37条4項災害対策用施設の設置

※ 算定住戸数が50戸以上の計画の場合、防火貯水槽を設置すること。所管の消防署との協議のうえ、40t以上（100戸以上の場合100t以上）防火水槽を設置すること。

(イ) 環境整備基準 第61条

事業者は、店舗面積に応じて次の基準による防火貯水槽を設置し、所轄の消防署と協議のうえ、無償で使用させることとする。

店舗面積	防火貯水槽の容量
1000㎡～5000㎡未満	40 t
5000㎡以上	100 t

※ 店舗面積は、純粋に売り場面積である。

《東京消防庁》

(ア) 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大大利としての深井戸を整備する。また、都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。

(イ) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都（水道局）と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。

(ウ) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止

災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

(エ) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。

(オ) 特別区においては、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。

(カ) 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合、一定の条件のもとに補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

(キ) 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

イ その他の火災拡大防止対策

《都》

(ア) 都（都市整備局、建設局）は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭い道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

《東京消防庁》

(ア) 道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。

(イ) 東京消防庁は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする。

第2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

1 対策内容と役割分担

(1) 石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	(1) 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 (2) 石油等危険物施設の安全化

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1) 液化石油ガス消費施設の安全化

(3) 火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)火薬類保管施設の安全化

(4) 高压ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)高压ガス保管施設の安全化

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部、教育指導部）	(1)毒物・劇物による危害未然防止
都（保健医療局、教育庁、生活文化スポーツ局）	(1)毒物・劇物による危害未然防止

(6) 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)化学物質取扱施設の安全性向上 (2)PCB保管事業者の明確化

(7) 放射線等使用施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（保健医療局）	(1)RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去を推進
都（総務局、保健医療局、産業労働局）	(1)監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 (2)関係各局がそれぞれのRI対策を推進

(8) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)区民、作業員、ボランティア等への広報 (2)協定締結団体等との体制の構築

2 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めていく必要がある。

(1) 石油等危険物施設の安全化

《東京消防庁等》

ア 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

イ 過去の震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止

ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

エ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

オ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

《都(環境局)》

ア 所管する液化石油ガス(LPG)販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づき、次の措置を講じるよう指導する。

(ア) 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置

(イ) 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置

イ 地震時の容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」等に基づき指導する。

ウ 「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」に基づき、LPガス等の避難所への供給に関し、東京都LPガス協会と相互に協力して実施する。

(3) 火薬類保管施設の安全化

《都(環境局)》

ア 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して、保安に関する指導監督を行う。

イ 平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

(4) 高圧ガス取扱施設の安全化

《都(環境局)》

ア 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。

イ 東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について、「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等につい

て、安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行う。

ウ 防災計画指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

エ 高圧ガス施設について、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保する。

《都（環境局）》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》《関係機関等》

ア 協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

イ 高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収容容器の配備、業務用 MCA 無線機を配備）する。さらに業務用 MCA 無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。

（5）毒物・劇物取扱施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

《区（教育指導部）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験用薬品の適正管理の報告について」で区立小中学校の管理状況を把握するとともに、教員対象の理科安全教育研修会を実施し、事故防止に努める。

《都（保健医療局）》

ア 震災時の安全性の確保のため、当該製造所等の危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

《都（教育庁）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。

《都（生活文化スポーツ局）》

ア 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

（6）化学物質関連施設の安全化

《都（環境局）》

ア 化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質

第2章 安全な災害に強い防災まちづくり

第4節 出火、延焼等の防止

を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。

また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

イ PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、区との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 必要に応じて東京都等と連携し、放射線量の測定結果及びその評価について区民に対して情報提供する。

《都（保健医療局）》

ア RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都（総務局、保健医療局、産業労働局）》

ア RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

イ 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。

(8) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

《都（環境局）》

ア 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。

イ 都環境局、協定締結団体及び区は協力して、年1回災害訓練を実施する。

第3 危険物等の輸送の安全化

1 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1) 法令基準に照らした指導取締りの実施 (2) 関係機関との連絡通報体制の確立
都（環境局）	(1) 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 (2) 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 (3) 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
東京消防庁	(1) タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 (2) イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	(1) 危険物等運搬車両の通行路線の検討 (2) 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 (3) 関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業 保安監督部	(1) 高圧ガス製造者等の高圧ガス地域防災協議会の設置、自主的な 災害予防対策の指導 (2) 移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導
日本貨物鉄道株式 会社	(1) 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する 指導の実施 (2) 火薬類等の危険品輸送時の災害防止 (3) 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 (4) 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

2 詳細な取組内容

- (1) 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《東京消防庁》

ア タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施し、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。

イ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

ウ タンカーによる危険物輸送については、受入れ施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

エ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《警視庁》

ア 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第3部 第3章 災害予防計画 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第4部 第3章 災害応急対策計画 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第5部 第2章 災害復旧計画 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第1節 交通関係施設の安全確保 (P. 171)	第1節 交通ネットワークの機能確保 (P. 346)	第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止 (P. 556)
第2節 ライフラインの確保 (P. 184)	第2節 発災時のライフライン機能の確保 (P. 361)	第2節 ライフラインの早期復旧 (P. 557)
第3節 エネルギーの確保 (P. 191)	第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保 (P. 368)	

第1節 交通関係施設の安全確保

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

(1) 道路・橋梁の安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	(1)道路・橋梁の安全確保等 (2)都市計画道路、地区幹線道路の整備を推進 (3)緊急道路障害物除去路線や障害物除去道路として指定された道路の整備、電線の地中化や道路占用物についての指導 (4)道路啓開作業の実施計画の検討 (5)道路啓開に関する関係団体等との協力協定の締結 (6)竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業の早期完成の推進
都（建設局）	(1)外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 (2)骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 (3)東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 (4)重点整備エリア等の無電柱化を推進 (5)緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 (6)情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 (7)都県境（千葉県）の橋梁整備に向けた取組を推進 (8)分かりやすい標識整備等
都（港湾局）	(1)緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 (2)道路ネットワークの整備を推進 (3)緊急輸送道路の無電柱化を推進 (4)島しょ空港地下土木施設について必要な耐震対策を推進

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

機 関 名	対 策 内 容
都（都市整備局）	(1) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 (2) 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援
警視庁	(1) 震災時の交通情報収集方策の検討 (2) ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討
関東地方整備局	(1) 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 (2) 首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。 (3) 首都圏三環状道路(外環、圏央道)等の高速道路網の早期完成 (4) 共同溝事業の促進と適切な維持管理 (5) 地震発生から48時間以内に、都心とつながるルートを東西南北の8方向で確保する「道路啓開（けいかい）計画」を推進する。
首都高速道路株式会社	(1) 道路、橋梁等について、耐震化等の取組みを推進 (2) トンネルの安全性を向上する対策の検討 (3) 道路構造物等の常時点検の実施 (4) 総合的かつ実践的な訓練の実施

(2) 緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 緊急通行車両等の確認
都（財務局）	(1) 緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都（交通局、水道局、下水道局） 東京消防庁	(1) 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

2 詳細な取組内容

(1) 道路・橋梁の安全確保等

《区（危機管理部、都市建設部）》

ア 区は都と協力して、都市計画道路の整備を推進する。

イ 竹ノ塚駅付近の連続立体交差事業について、2022年3月に踏切が除却され、営業線全線が高架化された。

ウ 区が管理する道路で緊急道路障害物除去路線、若しくはこれに準じて障害物除去道路として指定された道路の整備、管理にあたっては、無電柱化や道路占用物についての適切な指導等、防災上の配慮を行う。

エ 復旧・支援ルートの設定、啓開の手順等、道路啓開作業を迅速に行うためのオペレーション計画について検討する。

オ 災害時に関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

カ 区道の保全を図るため、定期的に安全点検を実施し、損傷の早期発見に努め、補修対策を実施する。

キ 橋梁は、長寿命化を図りつつも耐震補強の限界や老朽度合いを勘案して、架け替えを実施していく。

ク 都が架け替え計画を予定している橋梁については、早期実施を引き続き要望していく。

《都（建設局、港湾局）》

ア 緊急輸送道路等の橋梁 416 橋について、令和7年度までに耐震化を100%完了させる。（東京都地域防災計画（震災編）（令和5年修正版）を参照）

イ 日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を着実にやっていく。

《都（建設局）》

ア 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋梁等の安全確保を図っていく。

イ 迅速な道路障害物除去に向け、がれき等の撤去に不可欠な重機類、資機材等の確保のため、関係団体と協定を締結するとともに、道路防災ステーションの活用を進める。

ウ 震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る幹線道路整備を推進する。

エ 環状七号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路等の計画幅員で完成した都道において無電柱化を推進する。また、甚大な被害が想定されるエリアや災害拠点病院までのアクセス道路を対象とし、必要性の高い区間から順次整備を進める。さらに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。

オ 連続立体交差事業の推進により、数多くの踏切を除却することで道路ネットワークの形成を促進する。

カ 震災時に道路上の障害物除去及び応急復旧等を担う事業者を確保するため、インセンティブの適用を検討する等契約制度を見直すとともに、応急対策や早期復旧に資する災害対応力を強化する等、緊急輸送道路等の通行が迅速に確保できる体制を強化し、ソフト面からも道路の震災対策を図る。

《都（都市整備局）》

ア 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特定緊急輸送道路について、令和7年度までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消の達成を目指し、助成制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。

《都（都市整備局、建設局）》

ア 首都圏三環状道路や国道357号等、国等が整備を行う幹線道路の早期完成を、国に強く働きかけていく。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

イ 緊急輸送道路等の橋梁や沿道建築物の耐震化の促進、液状化対策、道路閉塞時における優先的な道路障害物除去等により、緊急輸送ネットワーク指定拠点等防災上重要な施設への道路網を確保する。

《警視庁》

ア 震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用等、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。

イ 震災発生時の緊急交通路等の確保や都心方向への流入抑止を図るため、ITS技術を活用し、タイムリーな規制情報等を発信できるよう検討する。

《首都高速道路株式会社》

ア 道路・橋梁等について、耐震化の取組みを推進するとともに、災害に関する取組みを周知する。

【道路の現況】

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非 常 口
高速中央環状線 (都道高速葛飾川口線)	5.0km	(内回り) 千住新橋、扇大橋 (外回り) 扇大橋、千住新橋	(内回り) 千住新橋、扇大橋 (外回り) 扇大橋、千住新橋	(内回り) 10箇所 (外回り) 10箇所	(内回り) 1箇所 (外回り) 1箇所
高速6号三郷線 (都道首都高速6号線・ 都道高速足立三郷線)	4.3km	(上り) 加 平 (下り) 加 平	(上り) 加 平 (下り) 加 平	(上り) 10箇所 (下り) 10箇所	(上り) 3箇所 (下り) 2箇所
高速川口線 (都道高速葛飾川口線)	5.6km	(上り) 加賀、鹿浜橋 (下り) 鹿浜橋、足立入谷	(上り) 足立入谷 (下り) 鹿浜橋、加賀	(上り) 12箇所 (下り) 10箇所	(上り) 5箇所 (下り) 3箇所
高速中央環状線 (都道首都高速板橋足立線)	2.1km	なし	なし	(内回り) 4箇所 (外回り) 4箇所	(内回り) 1箇所 (外回り) 1箇所
計	17.0km	—	—	—	

(ア) 首都高速道路株式会社東京管理局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係わる当面の措置について」(建設省道路局：平成7年5月)やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月)に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。

(イ) トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれら

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

の非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

(ウ) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。

(エ) その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。

(オ) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

(カ) 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。

(キ) 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取替える事業を既に終了している。

(ク) なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(ケ) 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。

(コ) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。

(サ) 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

a 実施時期・回数：年1回以上

b 訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

《関東地方整備局》

ア 共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没等大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

【共同溝への対応】

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)経年変化により安全性が低下した共同溝の適切な補修 (2)大規模な埋設物工事等が発生する箇所における他の施設の整備計画を踏まえた、共同溝整備の検討・調整
関東地方整備局	(1)幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進
東京消防庁	(1)一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握 (2)非常用施設の設置、出火防止に関すること等の届出への添付の要求

(2) 緊急通行車両等の確認

《警視庁》《都（財務局、交通局、水道局、下水道局）》《東京消防庁》

ア 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

イ 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。

ウ 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者 都（交通局）	(1) 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 (2) 災害に関する取組みについての周知 (3) 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保
東京消防庁	(1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

2 詳細な取組内容

《各鉄道事業者》《都（交通局）》

- (1) 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。

《都（交通局）》

- (1) 首都直下地震等の発生により都（交通局）の施設に被害が生じた場合、応急及び復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制をつくり、旅客、職員の安全確保、被災施設の復旧及び一刻も早い運転の再開を図る。
- (2) 構造物及び建築物等の耐震性の強化を推進し、首都直下地震等に備える。地震発生時、職員が的確な行動を取れるよう訓練等を実施するとともに、都（交通局）の震災対策について、広報活動を通じて旅客への周知を図る。
- (3) 日暮里・舎人ライナーの高架構造物は、「日暮里・舎人線土木構造物設計基準」（平成8年12月）に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震及び中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。
- (4) 日暮里・舎人ライナーの土木構造物、駅舎、電気・機械設備及び車両は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。
- (5) 指令区に地震計を設置し、地震の規模を把握して、計測震度に応じた運転規制や点検を行う。
- (6) 早期地震警報システムを活用し、大きな揺れが到達する前に、指令区が遠隔操作で列車を停止する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

《東京都交通局（日暮里・舎人ライナー）》

【一日平均乗降客数】（令和5年度）

足立小台	3,596人	江北	12,626人	舎人公園	4,820人
扇大橋	9,913人	西新井大師西	11,848人	舎人	9,144人
高野	6,207人	谷在家	10,580人	見沼代親水公園	13,252人

出典：数字で見る足立（令和6年版）

《東日本旅客鉄道株式会社》

- （1）災害の未然防止策と発生時の被害最小限を目的として、建造物の耐震強化等の災害防止と復旧対策の定めにより、旅客及び社員の安全と施設を保護し輸送の円滑を図る。

【現況】

駅名	ホーム	ホーム長	幅	駅舎	構内
北千住	2面3線	320m	7m・9m	橋上式	地形幅 150m 長さ 1,189m

- 乗車人数（一日平均） 193,748人（令和4年度）出典：数字で見る足立（令和6年版）
- 列車運転本数（一日平均）上り：217本、下り：214本、合計：431本

ア 地震検知システムの新設や構造物の耐震増強工事の計画推進により、地震防災体制の確立を図る。旅客の安全確保と混乱防止のため、普段からの避難・誘導、自衛災害対策班の訓練により災害予防を図る。

《東武鉄道株式会社》

- （1）防災に関する事前の対応の充実を図るため、「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」による鉄道事業本部事故・災害ワーキングにおいて、防災に係わる事項について検討、協議し、決定する（第2条より抜粋）。
- （2）大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第3条）。
- （3）特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する（鉄道事業本部防災規程第5条）。
- （4）前述の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する（災害対策規程第5条）。

【一日平均乗降客数】（令和5年度）

堀切	4,041人	小菅	5,956人	西新井	61,612人
牛田	20,499人	五反野	34,729人	竹ノ塚	65,257人
北千住	401,218人	梅島	34,181人	大師前	12,557人

出典：数字で見る足立（令和6年版）

《京成電鉄株式会社》

- （1）地震・風水害等の災害に関し、その予防措置と応急対策を定め、被害の軽減・早期の復旧及び迅速な救護を図る。

【一日平均乗降客数】（令和5年度）

駅名	駅舎型式	駅舎構造	ホーム型式	乗降人員 (1日平均)
千住大橋	高架下式	防火構造	島式2面	15,863人
京成関屋	〃	〃	相対式	23,003人

出典：数字で見る足立（令和6年版）

ア 千住大橋駅、京成関屋駅の2駅があるが、計画方針遂行に当たっては、非常災害対策規則に基づき、本社（鉄道本部）が中心となって相互の連絡態勢を確立する。

イ 鉄道による異常時輸送の計画と訓練及び災害時の動員計画を確立する。

ウ 各駅又は各区、各職場に対して、随時防災教育及び防災訓練を実施する。

エ 駅舎、軌道（高架、橋梁、盛土等）、架線等の各施設の保守点検は、それぞれに検査規程及び検査基準、その他関係法令に基づいて保守点検を定期的、又は自主的に行う。

オ また、電気施設についても、電気関係施設設備心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。

カ 駅舎、軌道（高架、橋梁、盛土等）、架線等の整備について、輸送力増強計画に基づき、道床厚増加軌道の強化、電線路支持物改良等電気施設の改良、停車場改良工事により整備を行う。

《東京地下鉄株式会社》

【一日平均乗降客数】（令和5年度）

（日比谷線）	乗降客数（人）	（千代田線）	乗降客数（人）
北千住	266,758	北千住	232,109
		綾瀬	77,399
		北綾瀬	40,648

出典：数字で見る足立（令和6年版）

- （1）耐震設計の計算方法は、構造により、震度法、答変位法を各々採用している。今後は、動的解析法も導入する。
- （2）主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6強相当の地震まで耐えうるよう考慮してある。今後は、阪神・淡路大震災クラスの地震にも崩壊することがないようにものとする。既設構造物においては、前記の耐震性が得られるよう必要な補強を行う。
- （3）地上建造物は法規で定められた構造・強度基準で設計、建造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度03（震度階級6強程度）で建造している。
- （4）東京地下鉄株式会社は、各系統から電力の供給を受けているため、すべての系統の給電が停電するという非常事態以外は、駅及びトンネル内が停電することはない。しかし、万一に備えて、駅部には関係法規に定められた蓄電池を電源とした非常灯（1時間点灯）と避難誘導灯（20分点灯）を設置し、列車内についても蓄電池により1時

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

間点灯する予備灯を備えている。

- (5) 地下駅においては、都市ガスや油脂類等の可燃物の構内使用を禁止しているため、地震により出火発煙する可能性はほとんどない。
- (6) なお、構内の建築内装材料及び備品類は、極力不燃化に努めているとともに、自動火災報知設備、消火栓及び連結送水管等の各種消火設備を有している。
- (7) トンネル内の排水については、約750mに1箇所の割合でポンプ室を設置し、それぞれに毎分1～1.5tの排水可能なポンプ3台を配備している。トンネル部分で集中豪雨等により浸水の被害を受けるおそれのあるところでは、駅出入口に止水板を、通風口に浸水防止機をそれぞれ取りつけている。

《首都圏新都市鉄道株式会社》

- (1) 災害時における被害を最小限に防止するとともに、旅客の安全を確保し、速やかに輸送の再開を図る。

【一日平均乗降客数】（令和5年度）

駅名	駅形式	乗降場形態	ホーム幅員等	駅本屋面積	乗降旅客数
北千住	高架駅 (3階)	島式ホーム 1面2線	1×10.9m×125m	5,400 m ²	102,631人
青井	地下駅 (2階)	相対式ホーム 2面2線	2×9.3m×125m	6,900 m ²	12,710人
六町	地下駅 (3階)	島式ホーム 1面2線	1×9.1m×125m	9,600 m ²	32,078人

出典：数字で見える足立（令和6年版）

ア 気象庁が配信する緊急地震速報を利用した早期地震警報システムや当社沿線に設置している地震計、風速計、雨量計、水位計等を集中管理する沿線防災システムを活用した防災体制の確立を図る。

イ また、旅客の安全確保と混乱防止のため、応急対策に必要な地震想定訓練、消火訓練、避難訓練等を年1回以上実施する。

《東京消防庁》

- (1) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

第3 河川施設等

河川は、陸上とともに災害時の輸送手段となるため、区内河川を利用した有効な物流・移送について検討していく。

（第3部 第2章第1節 第2「河川施設等の整備」P.146参照）

第4 都の緊急輸送ネットワークの整備

1 対策内容と役割分担

都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

区も同ネットワークと整合した形で、道路障害物除去路線等の検討を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各防災機関	(1)緊急輸送ネットワークの拠点を指定する。
都（各局）	(1)各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

2 詳細な取組内容

《各防災機関》《都（各局）》

- (1) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

ア 第一次緊急輸送ネットワーク

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

イ 第二次緊急輸送ネットワーク

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

ウ 第三次緊急輸送ネットワーク

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

- (2) 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

- (3) 交通管理者が交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」と、道路管理者が道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図り、緊急輸送ネットワークの実効性を担保する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

《都（各局）》

（１）都は、海上輸送基地については、耐震強化岸壁の整備を拡充するとともに、災害時の航路機能を確保するため、民間事業者の港湾施設の耐震改修を促進する。

また、水上輸送基地についても、関係機関と連携して、必要な整備等を図る。

【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（都内全域）】

区分		指定拠点の種類	箇所	機能
都・区市町村		・都庁本庁舎、立川地域防災センター ・区市町村本庁舎【足立区本庁舎】	2 53	一次
輸送路管理等	道路管理等	・関東地方整備局(1)、国道事務所(2) ・警視庁(本部庁舎) ・都建設事務所【第六建設事務所】 ・東日本高速道路(1)、中日本高速道路(2) ・首都高速道路	3 1 11 3 3	一次
	鉄道管理等	・鉄道本社	14	一次
	空港管理等	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所(東京国際空港) ・東京都調布飛行場管理事務所(東京都調布飛行場) ・東京都東京ヘリポート	2 1 1	一次
	港湾管理等	・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター、第二高潮対策センター ・関東地方整備局、東京港湾事務所	4 1	一次
	河川管理等	・荒川下流河川事務所 ・(※)都建設事務所 ・都江東治水事務所 ・水門管理センター	1 11 1 1	一次
	放送	・放送局	15	二次
	防災拠点	・基幹的広域防災拠点	2	一次
	自衛隊	・陸上自衛隊駐屯地 ・航空自衛隊基地	9 2	二次
	警察	・(※)警視庁(本部庁舎)、多摩総合庁舎、新橋庁舎 ・機動隊(10)、自動車警ら隊(7)、交通機動隊(8)【第六方面交通機動隊】、高速道路交通警察隊(2) ・方面本部 ・警察署【千住警察署、西新井警察署、竹の塚警察署、綾瀬警察署】	3 27 10 97	二次
	消防	・東京消防庁(本庁舎)、 ・消防方面本部・訓練場(25)(第六消防方面本部消防救助機動部隊)、即応対処部隊 ・装備工場、幡ヶ谷庁舎、航空隊江東航空センター、航空隊多摩航空センター ・消防署【千住消防署、足立消防署、西新井消防署】 ・稲城市消防本部(消防署)	1 26 4 81 1	二次

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通関係施設の安全確保

区分			指定拠点の種類	箇所	機能
主要初動対応	医 療	病院等	・災害拠点病院【西新井病院、博慈会記念総合病院、苑田第一病院、東京女子医科大学附属足立医療センター】	83	二次
			・日赤東京都支部	1	
		医薬品等 備蓄倉庫	・(※)立川地域防災センター	1	二次
			・備蓄倉庫	6	
			・都薬剤師会医薬品・情報管理センター【足立区】	16	
	救出救助 拠点	血液センター	・医薬品卸売販売業者倉庫	31	
			・医療用ガス販売業者倉庫【株星医療酸器】	8	
		保健所等	・東京都赤十字血液センター	4	二次
			・献血供給事業団	1	
		その他	・保健所、保健センター【足立保健所】	58	二次
ライフライン	救出救助 拠点	救出救助 拠点	・大規模救出救助活動拠点（告示済箇所）【都立舎人公園陸上競技場、足立清掃工場】	47	二次
			・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場【都立舎人公園陸上競技場、都立東綾瀬公園東側野球場、都立東綾瀬公園西側野球場、足立区立保木間公園、東京女子医科大学付属足立医療センターヘリポート】	90	
			・河川等船着場（災害拠点病院近接）	18	
		その他	・都建設局公園緑地事務所	2	二次
	ライフライン	電信電話	・NTT 東日本(45)、KDDI(6)、NTT ドコモ(6)、NTT コミュニケーションズ(7)、ソフトバンク(6)、楽天モバイル(1)	71	二次
		電気	・東京電力グループ	30	二次
		ガス	・東京ガスグループ	31	二次
		水道	・水道局支所等(7)、給水管理事務所(2)	9	二次
輸送拠点	広域輸送基地	陸上輸送基地	・下水道事務所(7)、流域下水道本部(1)	8	二次
		航空輸送基地	・(※)立川地域防災センター、多摩広域防災倉庫	2	三次
			・トラックターミナル【足立トラックターミナル】	4	
輸送拠点	広域輸送基地	航空輸送基地	・(※)東京国際空港	1	一次
			・(※)東京都調布飛行場	1	
			・(※)東京都東京ヘリポート	1	

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第1節 交通関係施設の安全確保

区分			指定拠点の種類	箇所	機能
	海上輸送基地		<緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭(2バース)、芝浦ふ頭(5バース)、辰巳ふ頭(2バース)、10号地その1多目的ふ頭(1バース)、品川ふ頭(内貿)(2バース)、中央防波堤内側内貿ふ頭(1バース)、東京国際クルーズふ頭(1バース)	7	一次
			<幹線貨物輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭(3バース)、中央防波堤外側コンテナふ頭(1バース)、中央防波堤内側内貿ふ頭(1バース)	3	〃
			<緊急物資輸送等対応施設> ・竹芝ふ頭(1バース)、日の出ふ頭(1バース)、晴海ふ頭(1バース)、品川ふ頭(内貿1バース、コンテナ2バース)、フェリーふ頭(1バース)、10号地ふ頭(6バース)、青海コンテナふ頭(5バース)、大井コンテナふ頭(5バース)、中央防波堤外側コンテナふ頭(1バース)	9	〃
			<島しょ部の緊急物資輸送対応施設> ・大島(岡田港岸壁(-7.5m))、利島(利島港岸壁(-7.5m))、新島(新島港岸壁(-7.5m))、式根島(野伏漁港-7.5m岸壁)、神津島(神津島港岸壁(-7.5m))、三宅島(阿古漁港-7.5m岸壁)、御蔵島(御蔵島港岸壁(-7.5m))、八丈島(神湊港岸壁(-7.5m))、八重根漁港-5.5m岸壁、青ヶ島(青ヶ島港岸壁(-6.0m))、父島(二見港岸壁(-7.5m))、母島(沖港岸壁(-5.0m))	12	三次
輸送拠点	水上輸送基地		・河川等船着場(その他) 【新田緊急用船着場、足立緊急用船着場、千住防災船着場】	96	三次
	地域内輸送拠点		・区市町村庁舎等 【都立舎人公園・区立保木間公園・都立東綾瀬公園】	111	三次
	その他		・駅 東京、秋葉原、上野、日暮里、池袋、新宿、渋谷、品川、赤羽、蒲田、錦糸町、大崎、新橋、立川、八王子、三鷹、国分寺、 北千住 、京王多摩センター、浅草、テレコムセンター、八王子、隅田川、東京貨物ターミナル(JR 貨物)	21	三次
			・高速道路PA, SA(首都高15、中央高速2) 【加平PA】 ・都中央卸売市場 【北足立市場】	3 17 7	
	車両基地		・都交通局自動車営業所 【千住自動車営業所】 ・その他車両基地	12 2	三次
	備蓄倉庫		・備蓄倉庫(直営倉庫) ・(※) 備蓄倉庫(兼用倉庫)	11 6	三次
	その他		・火葬場	18	三次

(注) ※印は対象施設に重複があることを示す。

(注) 表中足立区該当施設は、強調表示で示す。

第2節 ライフラインの確保

第1 水道

1 対策内容と役割分担

都（水道局）は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都（水道局）	(1) 水道施設の耐震化の推進 (2) 管路の効果的な耐震継手化の推進 (3) バックアップ機能の強化 (4) 自家用発電設備の新設・増強

2 詳細な取組内容

- (1) 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- (2) 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
- (3) 震災等で個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化等を進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- (4) 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。
- (5) 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う(局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)。

【給水所・応急給水槽】（令和2年6月23日現在）

施設種別	施設名	所在地	確保水量 ^{m³}
給水所	小右衛門給水所	中央本町3-8-1	16,600
給水所	江北給水所	江北5-5	16,600
応急給水槽	足立区総合スポーツセンター	東保木間2-27-1	1,500
〃	足立区立千住スポーツ公園	千住緑町2-1-1	1,500
〃	足立区立諏訪木東公園	西新井3-25	1,500
〃	足立区立大谷田南公園	中川4-42-1	1,500
〃	足立区立北鹿浜公園	鹿浜3-26	1,500
〃	東京都立舎人公園	舎人公園1-1	100
〃	北宮城町公園	扇2-27-27	100

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

【区内配水管理延長】（令和5年3月31日現在）

管 種	小 管	本 管	計
鋳 鉄 管	1,300,255.6m	107,098.0m	1,407,353.6m
鋼 管	4,459.0m	17,609.5m	22,068.5m
石綿セメント管	0m	0m	0m
計	1,304,714.6m	124,707.5m	1,429,422.1m

制水弁 21,813 個 小管とは口径 350mm 以下

消火栓 7,356 個 本管とは口径 400mm 以上

第2 下水道

1 対策内容と役割分担

都（下水道局）は、施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都（下水道局）	(1) 下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進 (2) マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 (3) 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 (4) 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 (5) 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 (6) ネットワーク化の推進 (7) 大都市間の相互応援体制の構築 (8) 区と連携した応急復旧体制の強化・充実 (9) 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 (10) 災害復旧用資機材の整備

2 詳細な取組内容

- (1) 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進している。
- (2) 震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。
- (3) 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。

- (4) 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。
- (5) 停電時等の非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
- (6) 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
- (7) 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- (8) 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。霞が関など首都機能が集積した地区の排水を受ける芝浦水再生センターと、処理区域が広範に及ぶ森ヶ崎水再生センターの2センター間について先行的に整備するとともに、全体的なネットワーク手法を確立する。
- (9) 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。
- (10) 区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。
- (11) 区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。
- (12) 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の備蓄について協力を求める。

【下水道施設】（令和5年度末現在）

水再生センター	ポンプ所	下水道管きよ		
		総数	幹線	枝線
2箇所（中川水再生センター、みやぎ水再生センター※）	6箇所	2,121,764.99m	109,731.18m	2,012,033.81m

※足立区内に立地している水再生センター

第3 電気・ガス・通信等

1 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入やLPガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 信号機の滅灯対策
東京消防庁	(1) 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 「電力設備の被害を防止」「発生した被害の拡大防止」「被害設備の早期復旧」を基本方針として実施
東京ガスグループ ガス事業者	(1) ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 (2) 移動式ガス発生設備による臨時供給 (3) 災害時におけるLPガスの活用を促進
NTT 東日本	(1) 震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 (2) 非常用電源の長時間化 (3) 通信網の多ルート・中継拠点分散化
各通信事業者	(1) 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む

2 詳細な取組内容

《警視庁》

- (1) 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《東京消防庁》

- (1) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《東京電力パワーグリッド株式会社》

- (1) 電気設備に対し、被害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

【設備別基準】

設 備 名		電気施設関連の耐震設計基準
変電設備		機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	終端接続箱・給油装置等は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
通信設備		通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

(注) 1 Gは、概ね地球の重力による加速度に相当する 980Gal

- (2) 電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 災害に備え、平常時から災害対策用資機材資材等の確保に努める。災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。
- (4) 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- (5) 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- (6) 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- (7) 地震災害や大規模停電に対する様々な事態を想定し、地域や設備の変化に即応し実践的な応動訓練を実施することにより、防災体制の確立を図る。
- (8) 大規模地震災害時等における本部、支部の円滑な運営並びに情報伝達の習熟を図るため、社内総合防災訓練を実施する。
 - ア 実施時期及び場所：毎年「防災の日」又はその前後に、全事業所一体で実施する。
 - イ 訓練項目：緊急事態を想定した諸対策の検討、実践的初期応動体制の強化充実、工事請負会社、防災関係機関との協力体制の強化、応援体制の確認、防災設備を含めた電力設備の総点検

《東京ガス株式会社》

- (1) 製造所・整圧所設備
 - ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- (2) 供給設備
 - ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
 - イ 全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(S I 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
 - ウ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

【施設別安全化対策】

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	(1)施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 (2)緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	(1)新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 (2)二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔等緊急対応設備を整備
通信施設	(1)ループ化された固定無線回線の整備 (2)可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	(1)地震センサーの設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 (2)安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

《NTT東日本》

- (1) 地震等広域災害発生に備え、通信の確保及び通信設備の迅速的確な復旧措置を行える対策を行う。

ア 通信設備の防災対策

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

- 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- 主要な中継交換機を分散設置する。
- 大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築する。
- 通信ケーブルの地中化を推進する。
- 主要な電気通信設備について、必要な予備電源(移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等)を確保

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保

- f 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

イ 線路設備

- (ア) 地下ケーブルは耐震性の高い共同溝、又はとう道（通信ケーブル占用地下道）へ移設を行っている。
- (イ) 地下ケーブル用の不良管路は、毎年度計画的に更改を行っている。
- (ウ) 架空ケーブルは、火災に弱いため地下化の望ましい区間については、地下ケーブル化を推進している。
- (エ) 橋梁に添架するケーブルは、耐震補強を行っている。
- (オ) ビル相互間を結ぶ中継ケーブル経路を分散収容し被害の軽減を図り、非常用回線の確保を行っている。
- (カ) 主要公共機関等へは災害時優先電話の通信を確保、また防災機関の重要通信を確保するため、必要がある場合は防災機関と協議のうえ、加入電話までのケーブルルートを2系統確保し分散している。

ウ 通信の確保

- (ア) 災害等により万一通信設備に甚大な被害を受けた場合でも、通信の途絶防止、又は最小限の非常通信が確保できるよう災害対策機器を配備している。

【上部機関と調整する装置】

- a 移動無線車
- b ポータブル衛星通信装置
- c 非常用交換機
- d 移動電源車

- (イ) 避難者の通信手段確保のため、区内の小中学校や区の指定した避難所に災害用特設公衆電話を配置している。

エ 防災演習の実施

- (ア) N T T東日本は、社内の防災演習のほか、各行政区主催の防災演習に参加し、情報連絡体制の確立、通信設備の応急復旧工事の習熟を行い、防災意識の高揚を図っている。

《各通信事業者》

- (1) 都庁、区市町村役場等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
- (2) 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 ライフラインの確保/第3節 エネルギーの確保

第4 ライフラインの復旧活動拠点の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 東京消防庁	(1) ライフラインの復旧拠点を確保する。

2 詳細な取組内容

- (1) ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区一部事務組合の清掃工場 21 箇所を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）として指定するとともに、若洲海浜公園、多摩地域の清掃工場 5 箇所及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用することとしている。

第3節 エネルギーの確保

第1 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、 危機管理部）	(1) 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 (2) 緊急通行車両への優先給油体制を構築 (3) 給油を行う場所の事前公開の準備 (4) 公共施設への応急照明施設の設置 (5) 特定建築物の非常用電源の確保 (6) 信号機停止への対応
都（水道局）	(1) 自家発電設備の増強整備による電力の自立化
都（下水道局）	(1) 非常用発電設備の整備による停電や電力不足に対する自己電源の増強
警視庁	(1) 信号機の滅灯対策
東京ガスグループ ガス事業者 一般社団法人東京都 LPガス協会足立支部	(1) ガス設備の耐震化と供給継続性向上 (2) 移動式ガス発生設備による臨時供給 (3) 災害時におけるLPガスの活用を促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- 1 避難所・医療施設・庁舎等の常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。
- 2 災害時における各種燃料油の優先供給に関して、協定先の拡充を図る。
- 3 緊急通行車両への優先給油や当該給油を行う場所について、関係機関への事前の公開等ができる準備を行う。
- 4 公共施設（避難場所・災害時活動施設）への応急照明施設の設置及び配置を推進する。
- 5 特定建築物の非常用電源を確保する。
- 6 信号機停止による交通混乱に備え、ソーラー発電信号機等の設置や、非常時信号機の停止を想定した訓練を実施する。

《都（水道局）》

- 1 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるように電源の確保を図っていく。

《都（下水道局）》

- 1 停電時等の非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
- 2 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化NaS電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。

《警視庁》

- 1 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《病院、社会福祉施設等》

- 1 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第4章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備

第4章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 193)	第1節 津波警報・注意報等の即時 伝達(P. 369)	第1節 河川管理施設の応急復 旧、緊急工事等(P. 561)
第2節 水防活動(P. 194)	第2節 津波等に対する迅速・的確 な避難誘導(P. 372)	
第3節 資器材の整備(P. 195)	第3節 河川施設等の応急対策 (P. 374)	
第4節 大津波警報・津波警報・津 波注意報・南海トラフ地震 に関連する情報等の伝達 体制の充実・強化(P. 195)		
第5節 津波予測等に対する避難 誘導(P. 196)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育 及び訓練の充実(P. 197)		

第1節 河川施設等の整備

第3部 第2章第1節 第2「河川施設等の整備」 P. 146 を参照

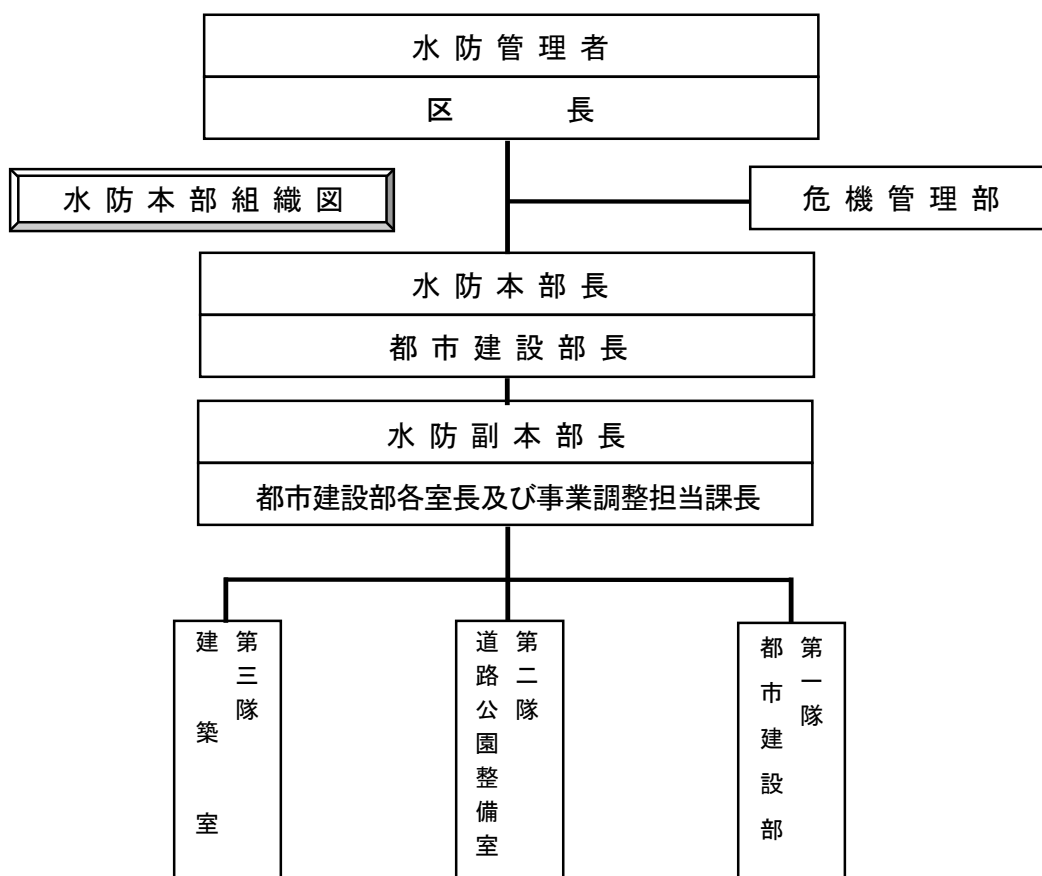
第2節 水防活動

水防管理者（区長）は洪水又は高潮、地震や津波による水災を警戒し、防御するために水防施設の整備、体制の準備、備蓄資材を確保する。また水防訓練等を行い、水災による被害を未然に防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を実施する。

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）地震・津波に備えた水防活動の構築

【水防組織の構成】



第4章 津波等対策

第3節 資器材の整備/第4節 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関する情報等の伝達体制の充実・強化

第3節 資器材の整備

1 対策内容と役割分担

津波や地震による堤防等の決壊による被害を防止するため、施設管理者は、水防上必要な資器材の整備を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 必要となる資器材の備蓄 (2) 水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保 (3) 水防活動用車両等の確保と輸送経路等の確認
都（建設局）	(1) 水防倉庫の整備と資器材の備蓄 (水防用備蓄資器材については、都水防計画を参照) (2) 管内の他の水防機関との情報連絡、情報収集
都（下水道局）	(1) 災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に対する復旧に必要な資器材の備蓄の要請
関東地方整備局	(1) 関東地方整備局管内において、河川の災害時における河川管理施設保全活動及び緊急復旧を行う水防の拠点整備等について関係機関と調整、実施 (2) 関係機関と水防資器材の種類、数量等についての情報の共有化

2 詳細な取組内容

- (1) 区及び関係機関は、想定される施設被害状況等を踏まえ、必要となる資器材を適切な保管場所に備蓄するものとし、主体間で相互に協力し合うものとする。
- (2) 区及び関係機関は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- (3) 区及び関係機関は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4節 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化

1 対策内容と役割分担

地震による津波被害等を最小限に抑えるため、区は、大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の情報（以下、「津波警報・注意報等」という。）を迅速・的確に収集し、区民等にいち早く伝達する体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1) 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関する検討と体制の構築 (2) 津波警報・注意報等の情報伝達網と実践的な訓練等の実施

2 詳細な取組内容

- (1) 区は、津波警報・注意報等の情報伝達は、防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、携帯電話、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害用デジタルサイネージ等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間に適切で正確な情報伝達を図る（区ホームページ、足立区災害ポータルサイト、足立区防災アプリ、Aメール、区公式SNS、防災無線テレホン案内、エリアメール・緊急速報メール等）。
- (2) 区民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と足立区の被災特性を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練等を通して、理解を深める。

第5節 津波予測等に対する避難誘導

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づく、行動計画等の策定 (2) 実地踏査・訓練等を通じた区民等の理解促進 (3) 避難場所の確保や避難経路等の検討

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- (1) 区は、荒川河川敷が避難場所に指定されていることから、都の被害想定に基づき、必要な場合は、津波警報・注意報等を迅速・的確に伝達するとともに、速やかな避難誘導を行うための行動計画等を検討・策定する。
- (2) 行動計画等には、避難場所や避難経路、情報の伝達方法等を示し、実地踏査・訓練等を繰り返すことで区民等への理解を深める。
- (3) 複合災害や洪水対策等を考慮して、逃げ遅れた場合等の避難場所として、区立小・中学校等の公共建築物のほか、都市再生機構や都（都市整備局）が保有する団地、及び民間マンションや自走式立体駐車場等のうち、耐震性のある堅固な3階建て以上の建物について、所有者等と協定を結び、避難場所として指定し確保する。

第4章 津波等対策

第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

1 対策内容と役割分担

複合災害や洪水対策等を考慮して、区は、全区民に基本的な考え方としての「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる講演等を通じて、防災に対する正しい知識と体験を区民に広く普及する。

都の津波被害想定では、河川敷の一部で浸水が生じる可能性があるとされているため、区は、地震発生直後、いったん津波の発生や危険性を確認するために河川敷から退避し、その危険が無い場合に地震火災からの避難場所として使用することを区民に周知していく。荒川河川敷の利用の際、高水敷（河川敷）、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の利用に関しては「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 区民等に対する津波防災知識の普及、啓発 (2) 定期的な合同防災訓練の実施による東京消防庁、警視庁、消防団、災害時支援ボランティア等をはじめとする組織間の連携促進
東京管区气象台	(1) 津波防災に関する普及・啓発

2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- (1) 区は、区民に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための普及啓発努める。
- (2) 荒川河川敷内に指定された避難場所は、浸水の想定はないが、河川敷利用者が地震発生時に避難場所か否かの判断ができない可能性があることや、想定を上回る津波への備えを考慮して、区は、「地震イコール津波・即避難」との行動が必要であることと、地震発生直後、いったん津波の発生や危険性を確認するために河川敷から退避し、その危険が無い場合に地震火災からの避難場所として使用することを区民に周知していく。

《東京管区气象台》

- (1) 津波による人的災害を軽減する方策は、区民等の避難行動が基本となることを踏まえ、区、その他防災機関と連携し、以下の項目について普及・啓発を図る。
 - ア 津波の特性や津波に関する知識（津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まることもあること、第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数日から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等）
 - イ 津波警報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ウ 警報・注意報発表時にとるべき行動

第5章 応急対応力の強化

第3部 災害予防計画 第5章 応急対応力の強化	第4部 災害応急対策計画 第5章 応急対応の実施	第5部 災害復旧計画
第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備 (P. 198)	第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動(P. 375)	
第2節 事業継続体制の確保 (P. 201)	第2節 消火・救助・救急活動 (P. 378)	
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備(P. 203)	第3節 応援協力・派遣要請 (P. 386)	
第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築(P. 206)	第4節 応急活動拠点の調整 (P. 394)	
第5節 応急活動拠点等の整備 (P. 207)	第5節 人材、資器材等の調達、配分(P. 395)	

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 区防災訓練の実施 (2) 部別行動計画の策定・更新 (3) 部別の初動及び行動マニュアルの整備・更新 (4) 職員の研修等の実施 (5) 区（各部）における防災訓練の実施 (6) 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加
都（総務局）	(1) 首都直下地震等対処要領（仮称）の策定 (2) 総合防災訓練の実施
警視庁	(1) 警視庁防災訓練の実施
東京消防庁	(1) 東京消防庁震災消防訓練の実施

2 詳細な取組内容

《区（各部）》

(1) 区総合防災訓練等の実施

ア 総合防災訓練

(ア) 区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練は、足立区地域防災計画に基づき行われ、都、区及び関係防災機関相互の協力体制を確認、緊密にすることを目的に実施する。

参加機関：区、地域住民、事業者、都、防災機関等とする。

訓練項目：地域住民を含む関係機関等による現地実動訓練や本部図上訓練等とし、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

(イ) 細目的事項はその都度定める。訓練は被害規模を想定し、「訓練要領」等を定めて実施する。

イ 災害対策本部図上訓練

大規模災害発生時における災害対策本部の対処能力向上を目的として本部図上訓練を実施する。

第5章 応急対応力の強化

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

この際、各種状況に応ずる災害対策本部としての状況判断及び決心・処置と組織的・有機的な本部活動を特に、重視する。

ウ 緊急災害対策本部訓練

勤務時間外における大規模災害発生時の初動対処能力向上を目的として緊急災害対策本部訓練を実施する。

この際、組織的な情報活動及び各種状況への迅速・的確な対応を特に、重視する。

エ 職員参集訓練

大規模災害発生時における区役所の早期対処体制確立を目的として職員参集訓練を実施する。

この際、被災状況に応ずる登庁手段及び経路の選定、並びに登庁間における情報収集と報告を特に、重視する。

オ 区（各部）防災訓練

職員に対し、災害対策本部の活動体制及び区（各部）の地域防災計画に定められた分担業務について習熟させるとともに、職員の防災意識の向上を図ることを目的として、区（各部）において防災訓練を実施する。

カ 即応力の向上を目的とした訓練

危機管理部の職員には、災害対策本部の設置等、より迅速な初動対応が求められるため、季節や時間帯（夜間、休日等）、地震や風水害等、様々な状況を想定し、職員の即応力を高め、災害情報システムや災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）等の情報収集機器等の習熟を図ることを目的として災害対策本部の立ち上げや運営等の訓練を実施する。

キ その他訓練

その他の訓練として定期無線通信訓練や災害情報システム等を使用した情報収集訓練、北千住駅前滞留者対策訓練（帰宅困難者対策訓練）等各種訓練を関係機関と協力のもと実施する。

（2）区（各部）の行動計画及びマニュアル等の策定・更新

ア 各部長は足立区災害対策本部条例施行規則に基づき、あらかじめ部の課係が非常配備体制の種別に応じて措置すべき分掌事務について応急対策業務計画及び部別行動計画（動員計画等）を定め、所属職員に周知徹底させておく必要がある。

また、必要に応じて部別初動マニュアル等各種マニュアルを整備・更新し活動態勢を実効性あるものにするよう努める。

（3）区職員研修

ア 幹部研修として、区防災センターの24時間体制の実施に伴う研修とともに、全幹部を対象とした知識教養及び本部運用研修等を実施する。

イ 専門研修として、情報収集指令室配属職員、緊急災害対策本部員等、特別な任務を遂行する必要がある職員を対象とした専門研修を実施する。

ウ 一般職員研修として、地震及び災害対策に関する知識の習得を図るため、専門講師等による研修を実施する。

エ 災害時に一人でも多くの生命を救うためには、職員が住民の先頭に立って救助救

第5章 応急対応力の強化

第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備

出活動にあたる必要があることから、東京消防庁の協力を得て、全職員を対象に応急手当講習会を実施する。

《警視庁》

9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区市町村及び地域住民と協力して随時実施する。

訓練項目：警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救助訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

参加関係機関：都、防災機関、防災区民組織（町会・自治会等）、地域住民、交通規制支援ボランティア、事業所等とする。

《東京消防庁》

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

訓練項目：非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。

参加関係機関：都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

第2節 事業継続体制の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 区のBCPの策定 (2) 地域防災計画の継続的な改善のための点検・見直し (3) 運営計画（マニュアル）の整備・更新 (4) 事業者のBCP策定の促進
都（各局）	(1) 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 (2) 各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧

2 詳細な取組内容

- (1) BCPとは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 区の業務継続計画では、①生命と財産の保護、②生活基盤の維持という、2つの基本姿勢を定めている。
- (3) 事業継続の取組みは、以下の特徴をもっている。
 - ア 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
 - イ 非常時優先業務の特定に当たっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
 - ウ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じると、その業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - エ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - オ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ】

- （イメージ図は、第2部第2章「足立区業務継続計画（BCP）の概要」P.102）
- （ア）区は令和8年3月に策定したBCP【震災編】に基づき対策を実践するとともに、平時からその結果を点検し、見直しを行う等継続的な取組みを実施するほか、地域防災計画の改訂等に伴って随時修正していくことが重要である。
 - （イ）BCPにおいて対象となる非常時優先業務とは、区民の生命・財産を守り、社会秩序を維持するために、被災時においても限られた資源を有効に活用して実施することが必要な業務である。

自治体の業務における非常時優先業務は、①優先度の高い通常業務、②応急対策業務、③優先度の高い復旧・復興業務の3つの業務区分から成る。

【自治体の非常時優先業務】

（図は、第2部第2章「足立区業務継続計画（BCP）の概要」P.102）

（ア）事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にもつながることから、都と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

災害時においては、応急対策用資器材の入手が困難になることが予想されることから、区及び関係防災機関は、平素から災害用資器材の備蓄を行う。被害が大きく、備蓄した資器材に不足が生じた場合等に備え、あらかじめ受援計画を策定し、計画に基づき応急対策活動に必要な要員も含めて、他地区からの応援を速やかに要請するなど、迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	（1）災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図る。 （2）防災関係機関との救助・救急体制を整備する。
警視庁	（1）災害時に必要な・資器材の整備及び充実強化 （2）緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁	（1）災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 （2）航空消防活動体制の整備 （3）関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 （4）孤立が想定される地区における救助訓練を実施 （5）立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 （6）特別区消防団に対する教育訓練の充実 （7）外国人への救急対応の充実強化
自衛隊	（1）災害派遣計画等の整備
関東地方整備局	（1）関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、都市建設部）》

- （1）区（救出部、緊急災害対策本部）の使用する救出用資器材等、区の救出救助に必要な資器材等の充実強化を図る。（資料編震災編 第17「救出用資器材」P.65）
- （2）避難場所等における応急対策用の資器材を区内7箇所の災害備蓄倉庫（資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.177）に、避難所運営に必要な物品を区内132箇所の小中学校及び高校・大学等に備蓄している。
- （3）救助用資器材を91箇所の消防団資器材庫、161箇所の防災区民組織（町会・自治会等）、17箇所の区民事務所及び104箇所の小中学校に整備している。
- （4）倒壊建物等からの救助救出活動は1分1秒を争うものであるため、さらに広範囲に、きめ細かく資器材を配備する。しかし、機材があってもそれを使える要員が必要なことから、当面は応急活動可能な組織を対象に、計画的に配備していく。
- （5）区（救出部）の活動について、防災関係機関との事前調整や訓練等を行い、災害時に有効な活動が行えるよう連携体制を構築する。

※ 救出部の構成は、警視庁、東京消防庁、自衛隊、区（都市建設部）とする。

《警視庁》

- (1) 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- (2) 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- (3) 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- (4) 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- (5) 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

- (1) 東京消防庁（足立区内）は、第六消防方面本部及び千住・足立・西新井消防署に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等 96 台を配備する等災害に備えている（令和 6 年 1 月現在）。
（資料編震災編 第 18「消防力一覧」P. 66）
- (2) 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。
- (3) 震災時等に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。
- (4) 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備する。
- (5) 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資器材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- (6) 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。
- (7) 不整地走行能力の高い車両や広域浸水地域を滑走可能な特殊ボートを用いて災害に早期着手するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。
- (8) 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- (9) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- (10) 多数の傷病者に救命処置を実施するため、現場救護機能を有する特殊救急車（スーパーアンビュランス）を活用する。

第5章 応急対応力の強化

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

- (11) 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- (12) 傷病者の速やかな搬送及び区民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- (13) 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- (14) 消防ヘリコプターの機動性を生かし、消火活動体制の検討など航空消防力の強化を図る。
- (15) 応援航空機の受入れ体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。
- (16) 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
- (17) 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

《自衛隊》

- (1) 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- (2) 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、危機管理部）	(1)他自治体との相互応援協定の締結 (2)受援計画の策定とそれに基づく受援体制の構築 (3)協定締結先民間団体等との連携体制の強化

2 詳細な取組内容

(1) 区は、災害時において他の地方公共団体の協力が得られるよう、他の地方公共団体と協定を締結し、協力体制を構築する。

なお、都と区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあつ旋、物資や資機材の提供及びあつ旋等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

(2) また、区は、他の地方公共団体からの応援がより円滑に行われるよう、受援計画を策定し、それに基づき、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

ア 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）

イ 派遣職員に依頼する業務の選定

ウ 指揮命令系統の明確化

エ 効率的な作業のための機材等の選定

オ 関係機関との日常的な協力・連携

(3) 区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行う。

(4) 区（各部）は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

(5) 区（各部）は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第5節 応急活動拠点等の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、施設営繕部）	(1) 免震構造の導入や非常電源、自立・分散型電源等の整備 (2) 津波等の浸水にも対応できる施設計画や配置 (3) 実態に即した職員用の備蓄品等 (4) オープンスペース等活動拠点の確保 (5) ヘリコプター活動拠点の確保 (6) 大規模救出救助活動拠点等の確保 (7) ヘリサインの整備
都（各局）	(1) オープンスペースの確保 (2) 大規模救出救助活動拠点等の確保 (3) ヘリコプター活動拠点の確保

2 詳細な取組内容

(1) 応急活動拠点の整備

ア 区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、ライフライン機能が途絶し余震が頻発する中でも機能維持できるよう非常用電源や自立・分散型電源等を順次整備していくとともに、津波等の浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。

イ 「公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準」を改正し、浸水を考慮した規定を追加することで、防災備蓄倉庫や電気設備、避難スペース等の確保に努める。

ウ 業務継続計画（BCP）で特定した優先すべき業務、復興業務等に必要となる情報システム、内線電話、コールセンター等についても耐震機能を確保する。

エ 職員用の備蓄品等については、東日本大震災での活動状況を踏まえ、実態に即した整備を行う。

オ 活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は次のとおりであるが、今後、本庁舎の改修に向けた基本計画の中で本庁舎の災害対策機能について検討していく。

なお、災害時に中央館1階アトリウムにおいて様々な対策が取れるよう、災害情報のモニタリング等、応急活動拠点としての整備を行っている。

【区本庁舎の規模・施設等】

項 目		南 館	中央館	地 下	北 館
構 造		鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
		地下3階、地上14階、塔屋2階			地下2階、地上4階、塔屋1階
面積	敷 地	22,070 m ²			
	延べ床	75,213 m ²			

【平常時の設備】

項 目		本 庁 舎	
		中央館・南館	北 館
電 気 設 備	受電方式	特別高圧 22KV（本線・予備線）	
	変圧器容量	5,000KVA×2台	
	発電機	自家発電設備（常用発電機（コージェネ）300KW 1基）	
給排水設備	上水設備	受水槽 40 m ³ 1基	受水槽 26 m ³ 1基
		高置水槽 6 m ³ 1基	高置水槽 5 m ³ 1基
		防火用水槽（躯体利用） 150 m ³ 1基	雑用水受水槽（躯体利用） 150 m ³ 1基
	中水設備（雑排水・雨水等利用設備）	中水貯留槽（躯体利用）95 m ³ 1基	
		中水高置水槽 6 m ³ 1基	雑用水高置水槽 8 m ³ 1基
		雨水貯留槽（躯体利用）500 m ³ 1基	
	給湯設備	中央式 ガスエンジン排熱利用（流し、手洗い用）	局所式 電気貯湯式湯沸器
		貯湯槽（2.5 m ³ 、1.5 m ³ 、1.0 m ³ ） 3基	
		局所式 電気貯湯式湯沸器（飲料用）	

第5章 応急対応力の強化
第5節 応急活動拠点等の整備

【非常時の設備】

項 目		南・中央館	北 館	備 考
電気設備	非常用発電機	2,000KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 50,000ℓ	500KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 12,000ℓ	非常電源 72時間対応
	無停電電源設備	コンピュータ用電源 (200KVA×2台並列待機冗長運転)	—	—
給排水設備	防災用水槽	防火飲料用水槽(躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は冷却塔及び中水設備の補給水に利用)	雑用水受水槽(躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は雑用水及び冷却塔の補給水に利用)	飲用には非常災害用浄水装置の利用が必要
	防火水槽(参考)	80 m ³ ×2(庁舎敷地内) 100 m ³ (隣接中央公園内)	(参考) (参考)	
防災設備 その他		自動火災報知設備、防排煙設備、避雷針、スプリンクラー消火、屋内消火栓、泡消火、ハロゲン化物消火、連結送水管、ダクト消火、消防用水		

(2) オープンスペース等活動拠点の確保

ア 震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。

そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを足立区災害対策条例で定めている。

イ 区はオープンスペースである荒川の高水敷等施設についての活用計画については、「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。

ウ 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体的な使用方法等を確立する。

エ 震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び区の協力のもとに取組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

(3) ヘリコプター活動拠点の確保

ア 区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

イ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

ウ 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

(資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.69)

(4) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

ア 区は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

イ 都が指定している足立区内の大規模救出救助拠点は舎人公園及び足立清掃工場である。なお、発災時には活動拠点となるオープンスペースが更に必要であり、引き続き拠点を確保していく。

(5) ヘリサインの整備

ア 震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

イ 区は、所有する建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組みを進める。

ウ ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ事項」を基準にする。

（資料編震災編 第22「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」P.70）

(6) 施設管理者が行う建物の安全確認

施設管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当）」を用いて安全点検の実施を徹底する。また、平常時からのカルテ・チェックシートを活用し、避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行わなければならない。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

第6章 情報・通信の確保

第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保	第4部 災害応急対策計画 第6章 情報・通信活動	第5部 災害復旧計画
第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備(P. 211)	第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施(P. 399)	
第2節 住民等への情報提供体制の整備(P. 218)	第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供(P. 401)	
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知(P. 221)	第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施(P. 410)	
	第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行(P. 418)	
	第5節 住民相互の情報連絡等(P. 419)	

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

1 対策内容と役割分担

区各部、出先機関等の区施設、防災関係機関、都等との情報連絡体制を構築する。

また、住民、被災者、避難者等への情報伝達手段を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、危機管理部（防災センター））	(1) 都本部との情報連絡体制を構築 (2) 固定の同報系（一斉通信）や移動系の防災行政無線の整備（同報系については、屋外子局の増設及びデジタル式への更新） (3) 生活関連機関（電気・ガス・交通運輸等）との情報連絡体制の整備 (4) 教育関連機関（学校、教育委員会等）、関係者間（生徒、教職員、保護者等）の情報連絡体制の整備 (5) 情報伝達手段の多様化 (6) 災害対策本部機能を支援する情報システム等の整備 (7) 緊急地震速報（※1）の活用 (8) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（※2）の活用 (9) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（※3）の活用 (10) 災害用デジタルサイネージ（※4）の活用 (11) 足立区地域防災無線の通信訓練の定期実施 (12) 避難所との情報連絡体制を構築 (13) 無人航空機（ドローン）運用体制の整備 (14) 災害定点カメラ（高所カメラ、北千住駅前カメラ）の活用

機 関 名	対 策 内 容
都（総務局）	(1) 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築 (2) 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 (3) 地震計ネットワークの運用 (4) 緊急地震速報（※1）の活用 (5) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）（※2）の活用 (6) 緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）（※3）の活用 (7) Lアラート（災害情報共有システム（※5）の利用） (8) 地理空間情報の活用 (9) S N S分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用
警視庁	(1) 各方面本部、管下警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁	(1) 各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 (2) 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 (3) 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 (4) 震災消防対策システムの運用
自衛隊	(1) 都本部との情報連絡体制を構築
各通信事業者	(1) 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進

※1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、事前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

※2 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させるシステムである。

なお、区ホームページは、防災行政無線がJ－A L E R Tを受信し発報した際に大規模災害用の緊急ページに切り替わる。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体においては、情報番号に対応する予め録音された放送内容を自動的に放送する。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

※3 緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

※4 災害用デジタルサイネージ

災害時に一時滞在施設や、交通機関の状況等を帰宅困難者に提供することを目的としたモニターである。平常時は、区の情報だけでなく、警察署や消防署、地域の情報等を毎日提供している。

災害時には、区庁舎内の情報収集指令室からネットワークを通じて即時に情報の提供や更新を行い、的確かつ迅速に避難誘導を行う。

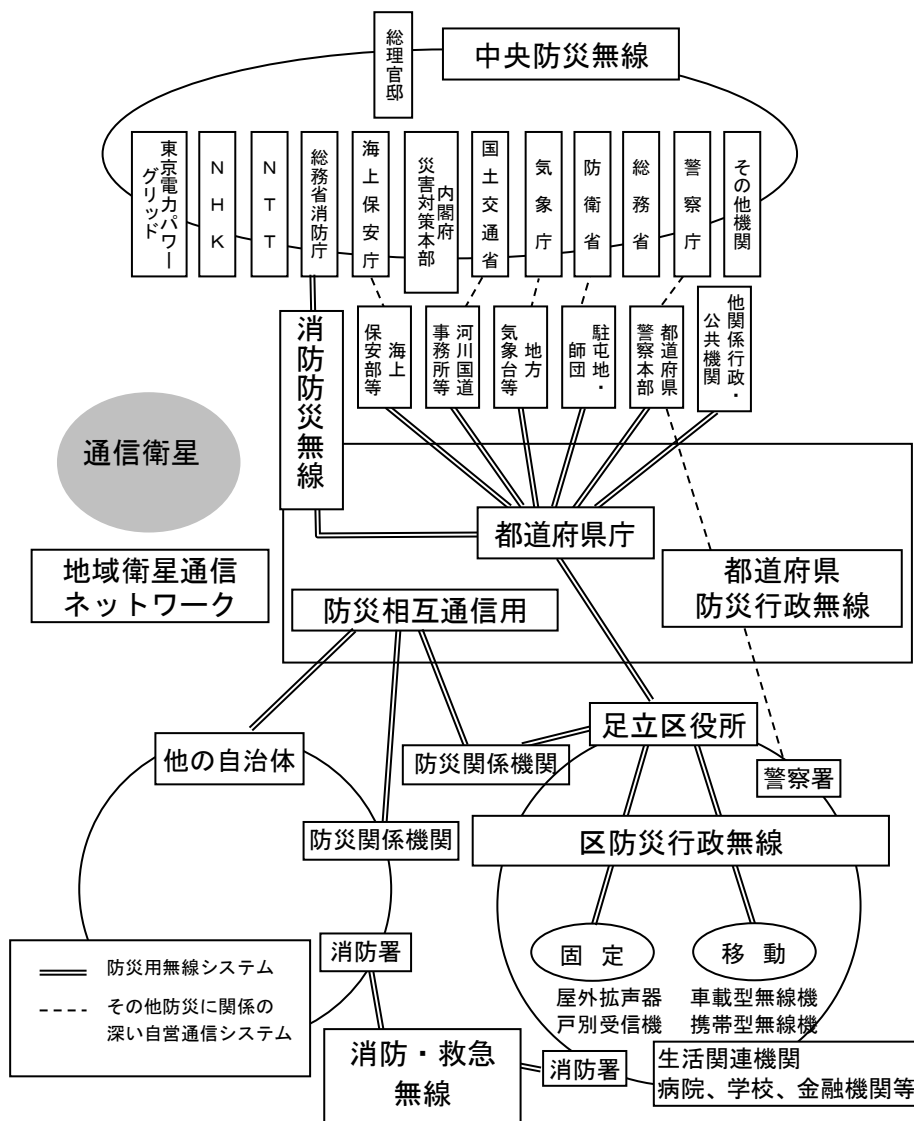
また、緊急地震速報を受信すると、自動的にNHK放送に切り替わり、さらに、J－A L E R Tにより気象警報や有事関係情報を受信した際には、自動的にそれらの情報を提供する。

※5 Lアラート

総務省が全国に普及促進しているもので、I C Tを活用して、災害時の避難指示等地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

2 詳細な取組内容

【無線体系イメージ】



《区（各部、危機管理部（防災センター））》

（１）防災機関相互の情報・通信連絡体制

ア 足立区地域防災無線（足立区防災行政無線移動系無線システム（260MHz 帯）、及び M C A 無線システム）又はその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信手段を確保する。

（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.95、第32「東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図」P.96）

イ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、足立区地域防災無線等通信手段の維持管理に努める。

ウ 通信手段の確保については、有線電話や足立区地域防災無線のアクセスが集中することで、通信が繋がらなくなることを想定し、インターネットメール、ソーシャルメディア等の情報伝達ルート多重化に努める。

エ 区及び各施設管理者、各関係機関等は、各種情報・通信連絡手段（足立区地域防災

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

無線等)について、訓練等を通じて操作の習熟を深めるとともに、手段ごとの特徴を把握し、災害のどのような場面で活用すれば有効か検討、実施する。

オ 避難所等を情報連絡の拠点に位置付け、体制の整備に努める。

(ア) 避難所では、各種情報(物資、健康、衛生、要配慮者、周辺被害等)を集約し、必要に応じ、電話、FAX、移動系無線、令和4年度に導入済のクラウドサービスを活用した災害情報システム等を用いて、区本部に伝達する体制を整備する。また、災害情報システムを用いてリアルタイムでの情報収集・共有ができる体制を整備する。

(イ) 区民事務所等の公共施設についても、地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

カ 応急対策をより効果的に実施するため、また近年の自然災害の多様化等にも対応するために、技術の進歩や図上訓練等の検証結果を踏まえながら無線等通信機器や防災センター及び災害情報システム機器について、随時見直しを行う。

(2) 既存の災害用情報連絡、伝達機器

ア 移動系無線システム(260MHz帯)

(ア) 災害時における、防災関係機関等との連絡手段として配備しており、1対1の通話が基本だが、一斉通信による的確な意思伝達とともに、無線FAXによる紙媒体での連絡も可能である。また、庁舎内線電話との通話も可能であり、移動中の職員用としても活用する。

(イ) 同無線は、運用局を区施設以外にも駅事務室、病院、協定機関、大学、警視庁、東京消防庁、さらに小中学校等に整備され、有線電話途絶時の最も基幹的な連絡手段となる。

(ウ) 電気・ガス事業者や交通運輸機関等の生活関連機関との間の情報連絡のため、同無線の整備を行っている。

(エ) 災害時において、同無線通信の円滑な遂行を図るため、次のとおり通信手続、無線機の操作等に関する訓練を実施する。

a 実施機関及び場所については、毎月、定期点検を兼ねて、各機関と基地局相互間とする。

b 参加機関は、特別な場合を除き、全ての設置施設を対象とする。

c 実施要領は、足立区防災行政無線局管理運用要領に定めるほか、関係機関と協議して定める。

イ MCA無線システム(800MHz帯)

(ア) 災害時において、緊急災害対策本部、区民事務所内、防災関係機関内等での情報連絡手段として活用する。使用はトランシーバータイプによる意思伝達であるが、防災センターに配備された1台のみ一斉放送が可能。

ウ 衛星電話

(ア) 地上回線に加えて衛星回線を確保する等、通信系統の2重、3重化により、災害時においても確実な通信を確保する必要がある。

区では、3機の衛星携帯電話を確保している。

エ 東京都の情報通信機器

(ア) 区には、都多重無線網による無線電話、無線FAXのほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS)のコンピュータ端末が設置され、気象情報を中心としたデータが24時間監視可能なシステムになっている。有事の際には、東京都災害情報システムによって被害情報を都に報告するばかりでなく、区内外の防災機関との重要な通信手段となる。なお、物資調達・輸送調整等については内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

オ 他機関とのテレビ会議用装置

「東京都防災行政無線会議端末装置」、「国土交通省画像回覧装置」が設置されており、河川や橋等の監視カメラ映像の閲覧、災害時におけるテレビ会議に活用する。

カ 同報系(固定系)無線システム

(ア) 平常時は、夕焼け放送などを行っている。有事の際、区防災センターから区内全域に設置された屋外子局(200箇所【令和6年4月1日時点】)を使って、一斉あるいは局地的に放送を流し、住民の避難誘導等を行う。

(イ) 同無線は庁舎震度計連動緊急放送(計測震度5弱以上の場合)に加え、J-ALERT(全国瞬時警報システム)と連動し、緊急地震速報(区内予想震度5弱以上の場合)が自動放送される。

(3) 既存の災害対策本部機能を支援する情報システム機器

ア 足立区災害情報システム

災害情報の入力、集計及び防災設備のデータ整理、蓄積、検索等を行うもの。

イ 水位・雨量・気象観測システム

区内6箇所の水位観測および区内5箇所の雨量観測、本庁舎付近の風向風速等の観測を行うもの(資料編風水害編 資料21「雨量・水位通報」 雨量観測所一覧表P.364、水位観測局一覧P.365参照)。

ウ 地震防災システム

区役所本庁舎内2箇所に震度計を設置

エ 各種カメラシステム

高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ(ビュー坊カメラ)

オ 無人航空機(ドローン)

都市建設部は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機(ドローン)の運用体制を整備している。

《区(各部)》

- (1) 足立区地域防災無線や各部保有の通信連絡手段により、所管施設や関係機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 各部で、応急対策等に関わる防災関係機関との足立区地域防災無線を使用した連絡訓練等を行う。
- (3) 災害時に必要となる情報(所管施設の利用者の安否情報、施設被害情報等)を事前に検討し、マニュアルへ反映する等、情報収集体制を構築する。

第6章 情報・通信の確保

第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

《警視庁》

- (1) 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下警察署及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

《東京消防庁》

- (1) 消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 都、区及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。
- (3) 病院端末装置の活用により、救急告示医療機関等との情報共有の強化を図る。
- (4) 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用により情報収集伝達体制を強化する。
- (5) 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。

《陸上自衛隊》

- (1) 東京都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
- (2) 東京都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自ヘリ映伝映像及び会議映像の配信等を行う。

《その他共通事項等》

- (1) 都本部、都各局、区及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (2) 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡を開始できるよう必要な人員を配置する。
- (3) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- (4) 平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。
- (5) 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線※を利用する。

※ 防災相互通信無線：関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

- (6) 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。
他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。
- (7) アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。
- (8) 災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用にも努める。

第2節 住民等への情報提供体制の整備

1 対策内容と役割分担

災害ポータルサイトの災害時の機能強化や災害情報提供手段の多様化により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部）	（1）地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 （2）誰にでも伝わるよう、住民への情報伝達手段の多様化を図る （3）新聞社及び放送機関との連携体制を整備
都（政策企画局）	（1）東京都防災 X（旧 Twitter）をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 T w i t t e r により幅広く発信 （2）放送要請・報道要請等に関する協定の締結等、報道機関との連携体制を整備
都（総務局）	（1）災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 （2）東京都防災 X（旧 Twitter）、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージ等多様な情報提供ツールの活用
都各局	（1）在住外国人等への情報の提供
都（都市整備局）	（1）災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立
都（建設局、水道局、下水道局）	（1）災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
都（デジタルサービス局）	（1）スマートポールを活用した情報発信 （2）東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施
警視庁 東京消防庁	（1）HP、SNS等を活用した情報提供
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ 各通信事業者 各放送機関	（1）災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

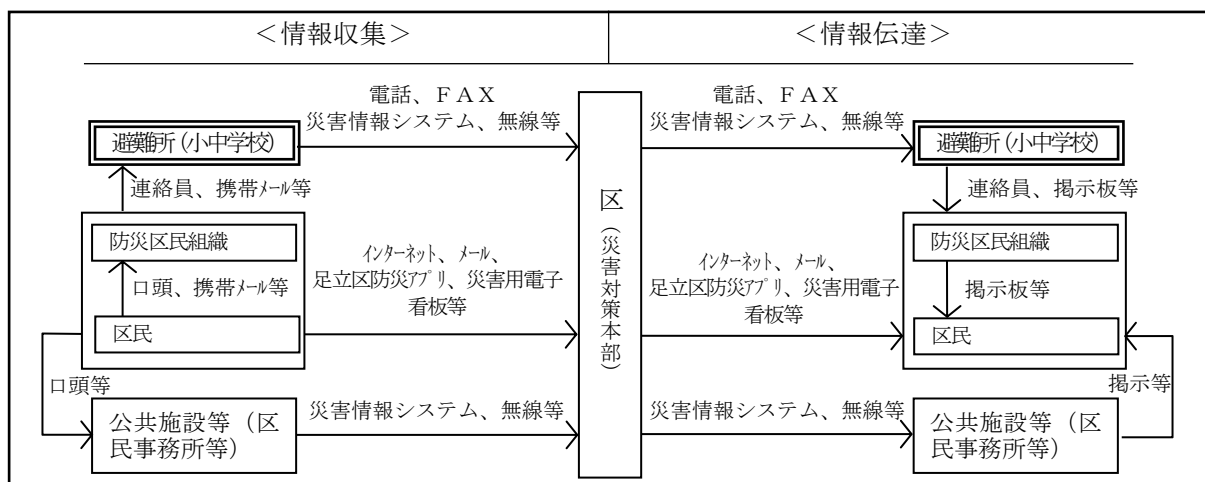
- （1）避難所を情報連絡の拠点と考え、体制を検討する。以下図がそのイメージである。
 - ア 避難所は、防災区民組織や区民の情報を集約し、災害対策本部に伝達する。また、伝達手段の1つである無線機の取り扱いについて習熟を図る。
 - イ 区民事務所等の公共施設も地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。
 - ウ 防災区民組織等は、緊急的な連絡が必要な場合は、直接災害対策本部へ伝達する。
 - エ 区は、上記体制を強化するため、情報連絡手段の確保に努める。
- （2）区民へ情報の入手方法等を周知する。

第6章 情報・通信の確保

第2節 住民等への情報提供体制の整備

- (3) 避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。
- (4) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報方法について、それぞれに応じた伝達手段及び方法を整備、推進する。

【地域と連携した情報連絡体制のイメージ】



【災害情報に係わる広報媒体及び活用方法】

媒体名	活用方法
区ホームページ	災害ポータルサイトへ誘導
区災害ポータルサイト	区内の避難所開設状況や区内の被害状況をリアルタイムで確認
A-メール	登録者に対し、電子メールによる一斉配信
足立区防災アプリ	リアルタイムの避難情報や防災マップ、各種ハザードマップ、防災知識などを提供
SNS (X (旧 Twitter)・Facebook・LINE 等)	足立区 LINE 公式アカウント友だち登録者への一斉配信及び他の区公式SNSに投稿
災害用デジタルサイネージ	公共施設、駅前等のパネルに遠隔操作による文字テロップ等放送
広報車	広報車1台（緊急指定車両）が巡回して要所に放送
災害時臨時FM放送局	区役所を放送局として、区内全域に放送
防災行政無線同報系放送	区内配置の無線局スピーカー（放送箇所200箇所）からの放送
防災無線テレホン案内	区民が電話で同報系放送内容を確認

媒 体 名	活 用 方 法
コールセンター	区民からの電話に対し、受託事業者、職員による電話対応
あだち広報	区内全世帯に対し配付
チラシ	町会自治会に配付（回覧） ※20,000～50,000部
ポスター	巡回して要所に掲示 ※200～500枚
日刊新聞	新聞6社（朝日・産経・東京・毎日・読売・日経）に対し、発表
区内紙等	上記6紙に加え都政新報に対し、発表
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオ各局に対し発表
	緊急を要する突発事項については、テレビ7局、ラジオ4局に対し、都広報室報道課より連絡
株式会社ジェイコム 東京足立局	区内全域CATV加入世帯に対し、文字データ放送を活用した行政情報の表示
緊急速報メール	NTTドコモ、au、ソフトバンク携帯電話利用者に対し、電子メールによる一斉配信

《都総務局》《東京消防庁》

- （１）火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

《都デジタルサービス局》

- （１）スマートポールのサイネージを活用し、Ｌアラートと連携した発災時における災害情報や避難場所情報等の発信を行う。
- （２）東京都公式ＨＰ等に対してＣＤＮを導入し、災害等によるアクセス集中時においても、都民への安定的な情報提供が行える仕組みを整備している。

《各ライフライン事業者》

- （１）ライフライン6社（NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、東京電力パワーグリッド株式会社上野支社、東京ガスグループ、都（水道局））は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ7社と必要に応じて、被害状況、復旧状況等の情報を共有する。

《通信事業者3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）》

- （１）「災害時訪日外国人支援SMS」として、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用いて動画ニュースや災害時無料Wi-Fi等の情報を4言語で適時に配信を行う。

第6章 情報・通信の確保

第2節 住民等への情報提供体制の整備/第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知

《各通信事業者》

- (1) 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- (2) 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- (3) 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

《各放送機関》

- (1) 放送施設の整備を行う。

第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知

1 対策内容と役割分担

住民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1) 区民相互間の安否確認手段の周知
都（総務局）	(1) 区民相互間の安否確認手段の確保・周知 (2) その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
通信事業者	(1) 安否確認手段の確保及び周知
都（交通局） 鉄道事業者	(1) 駅における情報提供体制の整備 (2) HPやSNS等を利用した情報提供体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- (1) 区民が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- (2) 通信事業者の災害用伝言ダイヤルや都の防災アプリなど、住民相互間の安否確認手段等について、区民に周知する。

《通信事業者》

- (1) 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- (2) 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- (3) 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

《都（交通局）》《鉄道事業者》

- (1) 駅での情報提供やHP及びSNS等を利用した情報提供等、発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制等の整備 (P. 222)	第1節 初動医療活動(P. 420)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 562)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 226)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 434)	第2節 火葬体制の確保(P. 565)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 228)	第3節 医療施設の確保(P. 439)	
第4節 遺体の取扱い(P. 229)	第4節 行方不明者の搜索、遺体の 検視・検案・身元確認等 (P. 440)	

第1節 初動医療体制等の整備

第1 情報連絡体制等の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 区内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立 (2) 区災害医療コーディネーター（※7）を中心とした二次保健医療圏 医療対策拠点及び区管内の関係機関との情報連絡体制を構築 (3) 医薬品等卸売事業者との情報連絡や輸送等の連携訓練等の実施 (4) 医療救護活動拠点の設置 (5) 緊急医療救護所となる医療機関の防災無線やその他の通信手段の 確保
都（保健医療局）	(1) 東京都災害医療コーディネーター（※5 資料編 第71「用語解 説」参照。本章において、以下同様。）を中心とした都全域の情報連 絡体制を構築 (2) 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点（※11）において、 東京都地域災害医療コーディネーター（※6）を中心に、圏域内及 び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制 を構築

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、衛生部）》

(1) 区の情報連絡体制

ア 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターは、区衛生部及び区内医療機関等の医師から区長が指定する。

イ 区は、区（医療部）及び区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（※16）の活用を努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

エ 情報連絡手段の複線化（E M I S、防災無線、衛星携帯電話、B c P o r t a l（※21）、その他）に努める。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初期医療体制等の整備

《都》

(1) 都全域の情報連絡体制

ア 都は、都災害医療コーディネーター（※5）が、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、都地域災害医療コーディネーター（※6）、東京都災害薬事コーディネーター、（※8）東京都災害時小児周産期リエゾン（※10）、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、病院及び区等の関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

(2) 二次保健医療圏の情報連絡体制

ア 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。

イ 都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議（※12）を開催し、東京DMAT（※1）や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携等、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。

ウ 二次保健医療圏ごとに、傷病者の搬送や受け入れ医療機関の調整、関係機関同士の連絡体制などを確認・検証するための図上訓練を実施する。

第2 医療救護活動の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班の確保 (2) 緊急医療救護所（※13）及び医療救護所（※14）の設置場所の確保 (3) 医療救護活動拠点（※15）の設置場所の確保と医薬品や資器材、水、食糧等の備蓄の推進 (4) 東京DMAT（※1）、東京DPAT（※19）等の応援医療チームの受入及び支援体制の整備 (5) 負傷者や応援医療チーム等の搬送等を目的としたバスやタクシー事業者との災害時協定の締結
都（福祉局、保健医療局）	(1) 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 (2) 東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成 (3) 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施 (4) 病院や薬局等医療機関のBCP（事業継続計画）策定を支援 (5) DHEAT（※20）構成員の養成 (6) 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 (7) 東京都立病院機構との調整
東京消防庁	(1) 東京DMAT連携隊を編成し東京DMATと連携 (2) 都（保健医療局）等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、衛生部）及び機関》

- (1) 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- (2) 区は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
（資料編震災編 第38「緊急医療救護所」P.117）
- (3) 区は、医療救護活動拠点を設置して、区災害医療コーディネーターを中心に、在宅療養者の医療支援等に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- (4) 足立区災害時医療救護活動協議会及び同ワーキンググループを実施し、緊急医療救護所、情報連絡等災害時医療に関する協議を進める。
- (5) 医療救護所の立ち上げ及び運営、トリアージ、情報通信等実践的な訓練を行う。
- (6) 医療救護所スタッフ等の待機場所の確保や食糧の備蓄等、応援医療チームの受入及び支援体制を整備していく。

第3 負傷者等の搬送体制の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、衛生部）	(1) 負傷者の搬送方法の検討 (2) 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築 (3) 緊急医療救護所スタッフ等の待機場所の確保や食糧の備蓄等、応援医療チームの受入及び支援体制の整備
都（総務局）	(1) 救出救助活動拠点等を選定し確保
都（保健医療局）	(1) 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 (2) ドクターヘリによる搬送体制の整備 (3) 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※17）の設置場所を確保 (4) 一般財団法人日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都（港湾局）	(1) 医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結
東京消防庁	(1) 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初期医療体制等の整備

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、衛生部）》《都》《東京消防庁》

- (1) 区及び都は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取組み、更に搬送手段の拡充を図る。
- (2) バス事業者やタクシー事業者等、輸送手段を有する事業者と災害時の協定の締結等をすすめる。
- (3) 緊急医療救護所スタッフ等の待機場所について、民間も含め確保する。
- (4) 緊急医療救護所スタッフ等に水や食料の備蓄等を整備する。

第4 防疫体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	(1) 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定（飲み水の安全確保のための消毒薬等） (2) 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
都（保健医療局）	(1) 区、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（衛生部）》

- (1) 足立区感染症予防計画等もふまえて、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を作成しておく。
- (2) 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
(第3部 第9章第3節「避難所の管理運営体制の整備等」P.263)

《都（保健医療局）》

- (1) 飲み水の安全確保のための消毒薬の備蓄
- (2) 都は、被災動物の救護活動について、区や東京都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、衛生部）	(1) 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 (2) 足立区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（※16）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議し訓練等を実施 (3) 緊急医療救護所のインフラ喪失時に備えたレンタル事業者からの非常用発電機の調達や応急給水体制の整備
都（保健医療局）	(1) 都医療救護班や緊急医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 (2) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の整備支援 (3) 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 (4) 東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器材等を配備
足立区薬剤師会	(1) 災害時の情報連絡体制を整備 (2) 薬剤師班の編成体制等を整備 (3) 災害薬事センターの運営の協力
災害拠点病院等	(1) 3日分程度の医薬品等を備蓄 (2) BCPを作成、それに基づき医薬品等を備蓄

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、衛生部）》

- (1) 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- (2) 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、緊急医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

なお、区医師会との「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、初動医療救護活動に使用するための医薬品等を緊急医療救護所等に備蓄している。

- (3) 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーター（※9）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容（卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所で使用する医薬品は直接各緊急医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。）について協議しておく。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第2節 医薬品・医療資器材の確保/第3節 医療施設の基盤整備

- (4) 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する。

なお、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。足立区医師会災害医療コーディネーターに同行し、連携、協力を密とする。

- (5) 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に足立区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。また、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、足立区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と情報連絡や輸送等の訓練を行う等、連携体制を構築する。

【都の方針（参考）】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。
イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。
ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。
エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをしたうえで区の災害薬事センターへ提供する。

《災害拠点病院等》

- (1) 災害拠点病院、災害拠点連携病院は、3日分程度の医薬品等を備蓄する。
(2) 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
(3) 災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるようBCP（事業継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

第3節 医療施設の基盤整備

1 対策内容と役割分担

広域的な連携体制のもと、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院（※2）を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1) 地域防災無線等の整備 (2) 通信訓練の実施（関係各局） (3) 緊急医療救護所となる医療機関の電気・水道等のインフラ喪失時の対策の推進
都（総務局）	(1) 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築 (2) 近江市等との広域後方医療に関する応援体制の確立

機 関 名	対 策 内 容
都（保健医療局）	(1) 災害拠点病院（※2）を指定し、重症者等を中心とした受入体制を確保 (2) 救急告示を受けた病院等から、災害拠点連携病院（※3）を指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保 (3) 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保 (4) 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保 (5) 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として災害医療支援病院（※4）を位置付けて、災害時の医療機能を確保 (6) 医療機関の耐震化とともに、BCP（事業継続計画）の策定等を支援することで、水及び電力等のライフライン機能の確保を推進 （「水の確保」については水道局、「電力等の確保」については東京電力等が策定） (7) 衛星携帯電話やE M I S（※18）等通信手段の確保 (8) 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施
都（水道局）	(1) 救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化（令和元年度末におおむね完了）
都（下水道局）	(1) 災害拠点病院及び災害拠点連携病院について、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施 (2) 災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- (1) 災害拠点病院や災害拠点連携病院、その他緊急医療救護所となる病院等への防災無線等の配備を行う。
- (2) 緊急医療救護所となる医療機関の電気・水道等のインフラ喪失時に対応するため、発電機を保有する建設機械レンタル事業者等と協定し、災害時の非常用電源の確保に努めるとともに、応急給水用の可搬型給水タンク等の備蓄拡充等、災害時の緊急医療救護所の活動を維持する体制を整備する。

《都（下水道局）》

- (1) 災害拠点病院及び災害拠点連携病院における下水道機能を確保するため、これらの施設からの排水を受ける下水道管とマンホールの接続部分の耐震化などを実施するとともに、震災時の交通機能を確保するため、これらの施設と緊急輸送道路を結ぶ道路についてもマンホール浮上抑制を実施する。

第4節 遺体の取扱い

1 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。なお、整備にあたっては災害時における遺体の取扱いに関する共通指針を参考にする。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部）	(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 イ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 (2) 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ア 屋内施設 イ 避難所や緊急医療救護所等他の用途と競合しない施設 ウ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設 エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 オ 搬送車両の駐車スペースを確保できる施設 (3) 指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 (4) 関係機関と連携し、遺体の搬送等広域火葬体制を確立する。
足立区医師会	(1) 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。
都（福祉局、保健医療局）	(1) 区が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 (2) 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 (3) 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 (4) 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

第8章 帰宅困難者等対策

第3部 災害予防計画 第8章 帰宅困難者等対策	第4部 災害応急対策計画 第8章 帰宅困難者等対策	第5部 災害復旧計画 第5章 帰宅困難者等対策
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 (P. 230)	第1節 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 (P. 447)	第1節 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 (P. 568)
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備 (P. 238)	第2節 事業所等における帰宅困難者対策 (P. 453)	第2節 徒歩帰宅者の支援 (P. 572)
第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援 (P. 239)	第3節 駅周辺での混乱防止 (P. 457)	
第4節 帰宅支援のための体制整備 (P. 242)		

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

第1 対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であり、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等の条例に基づく取組の内容を広く周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部、都市建設部）	(1) 東京都帰宅困難者対策条例、東京都帰宅困難者対策実施計画の区民・事業者への周知 (2) 北千住駅前滞留者対策推進協議会及び綾瀬駅等滞留者対策推進協議会による対策強化 (3) 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保 (4) 従業員用の防災備品備蓄倉庫の整備促進 (5) 災害用デジタルサイネージの活用
都（総務局）	(1) 東京都帰宅困難者対策条例の区民・事業者への普及啓発 (2) 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 (3) 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 (4) 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 (5) 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都（教育庁、生活文化局）	(1) 児童・生徒等の安全確保のための体制整備
都（産業労働局）	(1) 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援
都（都市整備局）	(1) 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進 (2) 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局）	（1）都営地下鉄の駅における備蓄の配備
警視庁	（1）所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言 （2）駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 （3）地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁	（1）所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導、助言 （2）事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業者	（1）事業所防災リーダーへの登録 （2）企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 （3）企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知 （4）耐震診断・耐震改修、家具類の移動防止措置、ガラス飛散防止措置等を実施 （5）発災時における従業員等との連絡手段、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知 （6）自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、必要に応じ改善を実施 （7）外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	（1）事業所防災リーダーの普及啓発への協力 （2）団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 （3）団体における連携協力体制の整備
駅前滞留者対策推進協議会	（1）各協議会における滞留者対策に関する計画（北千住駅周辺地域エリア防災計画等）に基づいた対策の実施 （2）帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施 （3）駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透
集客施設及び駅の事業者	（1）集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 （2）集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進 （3）耐震診断・耐震改修、家具の移動防止措置等の実施 （4）自治体等が管理所有する施設と隣接する場合は、連携して施設の安全を確保 （5）訓練等を定期的 to 実施し、利用者保護の手順等について建物所有者等と確認・改善
区民	（1）外出時の発災に備えた必要な準備
商工会議所等	（1）企業備蓄の啓発 （2）団体及び会員企業向け対策の実施 （3）地域住民と会員企業との連携・協力に関する啓発、連携協力体制の整備
学校	（1）学校危機管理マニュアル等に基づく児童・生徒の安全確保、保護者等との連絡体制の整備 （2）児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備え、飲料水、食料等を備蓄

第2 詳細な取組内容

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- (1) 区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」の内容について、HP、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- (2) 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品 備蓄倉庫等の整備を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 事業者における施設内待機計画の策定

- (1) 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

- (2) 事業者は、施設内待機計画または事業継続計画を冊子等（電子媒体も含む。）にまとめ、全従業員に周知する。
- (3) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。

ア 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。

イ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討していく。

3 災害時に家族などと連絡がとれない場合を想定

自宅の状況や家族などの状態が分からないことが従業員の一斉帰宅につながった経緯もあり、災害用伝言ダイヤル（171）の普及啓発や日頃から近隣住民とのコミュニケーションを図るなど、災害時に家族などと連絡が取れる体制を整備する。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

- | | |
|---|---|
| <div>第1部
総則</div> <div>第2部
防災に関する組織と活動内容</div> <div>第3部
災害予防計画</div> <div>第4部
災害応急対策計画</div> <div>第5部
災害復旧計画</div> <div>第6部
災害復興計画</div> <div>第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ</div> <div>付属編
火山対策</div> | <ol style="list-style-type: none">1 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員2 3日分の備蓄量の目安<ol style="list-style-type: none">（1）水については、1人あたり1日3ℓ、計9ℓとする。（2）主食については、1人あたり1日3食、計9食とする。（3）毛布については、1人あたり1枚とする。（4）その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。3 備蓄品目の例示<ol style="list-style-type: none">（1）水：ペットボトル入り飲料水（2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択にあたっては、賞味期限に留意する必要がある。（3）その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布やそれに類する保温シート・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類
（備考） <ol style="list-style-type: none">1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図2 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源 <ol style="list-style-type: none">（1）デイサービス事業所や作業所では従業員以外に利用者（顧客）を含めた備蓄体制を確立し施設内で待機できるよう努める。（2）事業者は、建物及び従業員等の安全確保のため、以下の対応策の検討に努める。<ol style="list-style-type: none">ア 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。イ 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。ウ 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。エ 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。 |
|---|---|

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- (3) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- (ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル (171)

- (イ) 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板 (web 171)、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、IP 電話、専用線の確保等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うようにする。

- (4) 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果は必ず検証し、計画等に反映させる。

- (5) 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発等を行う。

また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

4 北千住駅前滞留者対策推進協議会による滞留者対策

- (1) 鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置した。

- (2) 災害時における北千住駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所に向かって誘導するためのルール(「北千住ルール」)に基づいて、協議会の構成団体が協力して滞留者対策を実施する。

※ 駅前滞留者対策推進協議会では、首都直下地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

【「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会駅前滞留者対策ガイドライン（案）」における地域の行動ルール】

- ・組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。
- ・地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- ・公的機関は地域をサポートする（公助）
地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

(3) 区と北千住駅前滞留者対策推進協議会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。その際、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）や災害用デジタルサイネージによる情報の収集・提供に関する訓練も合わせて実施する。

(4) 北千住駅前滞留者対策推進協議会の活動を維持し、東日本大震災の経験を踏まえ、「北千住駅周辺地域エリア防災計画～北千住ルールを含む～」の見直しを国・都の動向とも合わせて協議会の中で随時修正を行うとともに、区帰宅困難者対策マニュアルとの整合を図り、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。

5 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会による滞留者対策

(1) 鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成27年3月に綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を設置した。

(2) 災害時における綾瀬駅等周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供及び安全な場所への誘導のあり方等について検討を進めている。

(3) 葛飾区に隣接しているため、葛飾区民の利用も多い。従って、災害時の駅周辺の混乱を防ぐには、葛飾区と連携して対応する必要があるため、葛飾区と定期的に情報交換等を行っていく。

(4) 区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会等が中心となり、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施に努める。

(5) 綾瀬駅東口周辺地区地区まちづくり計画とあわせて、防災力向上と更なる街の賑わい創出につながるよう検討を進める。

6 集客施設及び駅等の利用者保護

(1) 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係わる計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記する。

(2) 建物所有者とテナントが存在する複合ビルの場合、事業者は、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

- (3) 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

- (4) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学中の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。

また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

- (5) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

- (6) 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じ、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

- (7) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

なお、訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

7 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- (2) 学校、学童保育室、保育園、幼稚園等は、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等を備蓄する。
- (3) 引き取り困難や帰宅困難な場合に備えて一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため飲料水・食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成等体制整備に努める。
- (4) 居宅介護支援事業者も同様に事業計画を策定する。

8 帰宅困難者対策訓練の実施

- (1) 首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
- (2) 地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

9 区民における準備

- (1) 外出時の災害に備え、足立区防災アプリのダウンロードや、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等、その他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。
- (2) 勤め先等に簡易食料や歩きやすい靴、最低限の生活必需品の確保に努める。

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツール（災害ポータルサイト・足立区防災アプリ等）の周知 (2) 帰宅困難者のため一時滞在施設の設置、情報提供ステーションやトイレ等の位置を示した地図の配備 (3) 防災無線・災害ポータルサイト、災害用デジタルサイネージ等による、一時滞在施設の開設状況の情報提供
都（総務局）	(1) 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 (2) 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 (3) 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 (4) 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のw i - f i 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 (5) 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 (6) 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 (7) 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
警視庁	(1) 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者	(1) 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 (2) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

第2 詳細な取組内容

- 1 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。

なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、更なる機能向上を図る。

- 2 区及び都は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。都は、都民向け防災ブックやWEB広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。

第8章 帰宅困難者等対策

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備/第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 3 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

- 4 帰宅困難者のための一時滞在施設を設置し、情報提供ステーションやトイレ等の位置を示した地図を配備する。（資料編震災編 第43「一時滞在施設一覧」P.127）
- 5 一時滞在施設への案内、開設状況、帰宅支援道路を中心にした周辺道路状況、その他帰宅支援に関する情報を災害用デジタルサイネージや災害ポータルサイト等を活用し提供できるよう対策を進める。

第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

第1 対策内容と役割分担

- 1 路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまでに待機する場所がない者を一時的に受入れる施設を確保する必要がある。
- 2 一時滞在施設については、民間事業所と協定締結し、確保を進めている。さらに、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。区及び都はそれぞれ、所管する施設で受入れが可能な施設を一時滞在施設として指定し、区民・事業者に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。
- 3 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時的な受入れにあたっては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦等）の受入れを優先する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知 (2)地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 (3)一時滞在施設の開設キットを区が指定した施設に配備する。
都（総務局）	(1)都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 (2)国、区、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施する。 (3)民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施する。
都（主税局）	(1)民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施
都（総務局、都市整備局）	(1)都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進
都（下水道局）	(1)ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進
事業者団体	(1)加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼

機 関 名	対 策 内 容
事業者 学校等	(1)事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 (2)帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。
一時滞在施設 となる施設	(1)行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 (2)事業所防災リーダーへの登録

第2 詳細な取組内容

- 区は、所管する施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定することを検討し、指定後は区民・事業者へ周知する。
- 区は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
また、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。
このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めている。
- 区は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校等)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。
事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した公的施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。
- 区は、区の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が策定した「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、帰宅困難者対策マニュアルを追記する。
- 区は、要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。
- 一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援策は以下のとおりである。
(1) 一時滞在施設に関する普及・啓発
区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及・啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及・啓発に努める。

第8章 帰宅困難者等対策

第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

(2) 防災関係機関への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警視庁、東京消防庁をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

9 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。

10 都下水道局は、下水道機能を確保するため、ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施する。

第4節 帰宅支援のための体制整備

第1 対策内容と役割分担

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知 (2) 災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設等の周知 (3) 帰宅困難者用の備蓄の拡充 (4) 区内で営業する事業者との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを確保 (5) 徒歩帰宅訓練の実施 (6) 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルール的事前策定について区民・事業者へ周知
国、都（総務局）	(1) 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルール的事前策定について区民・事業者へ周知
都（総務局）	(1) 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 (2) 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 (3) 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 (4) 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 (5) 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置
通信事業者	(1) 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 (2) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web 171）等の災害用伝言サービスの普及・啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者 学校	(1) 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及・啓発 (2) 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 (3) 帰宅ルールを策定

第2 詳細な取組内容

1 混乱収拾後の帰宅方法の周知

- (1) 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者へ周知していく。

第8章 帰宅困難者等対策

第4節 帰宅支援のための体制整備

- (2) 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- (3) 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

2 災害時帰宅支援ステーションによる支援等

- (1) 区は、一時滞在施設（都立高校、東京武道館）や災害時帰宅支援ステーション（※22）（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）（資料編の第71「用語解説」を参照）における帰宅困難者支援の周知を図る。
- (2) 区内で営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。
- (3) 区は、バルーン投光器、ガス式発電機、テント等情報提供のための資器材を配備している。今後も帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- (4) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

3 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証等、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレ等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- (3) 徒歩帰宅訓練によって、発災直後に、徒歩帰宅することを推奨しているという印象を参加者等に与えないよう「むやみに移動を開始しないこと」の周知や発災後4日目以降という想定で訓練を実施する。

4 区の対策

- (1) 帰宅困難者対策マニュアルを策定し、対策にあたっては、同マニュアルに基づいて実施する。
- (2) 協議会活動が推進するよう、現地本部や情報提供ステーションの派遣等積極的に支援を行う。
- (3) 帰宅困難者を対象に、一定量の水・食料等の備蓄を行っており、その充実及び提供方法の検討等対策を進める。

- (4) 企業においては、相当数の帰宅困難者の発生が予測されるため、従業員の食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を図るよう、企業へ働きかけていく。
- (5) 帰宅困難者の救護や仮宿泊時の支援施設の確保について検討する。
- (6) 帰宅困難者に対する情報提供のあり方や実施方法について、事前の対策を図っていく。
- (7) 事業所、区民等へ、①徒歩帰宅に必要な装備等、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅経路の確認等について「帰宅困難者心得十か条」等を活用し、必要な啓発を行う。

【帰宅困難者心得十か条】

- 一 慌てず騒がず、状況確認
- 二 携帯ラジオをポケットに
- 三 作っておこう帰宅地図
- 四 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 五 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 六 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 七 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- 八 歩いて帰る訓練を
- 九 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオル等）
- 十 声を掛け合い、助け合おう

第9章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備 (P. 255)	第1節 避難誘導の実施(P. 463)	第1節 要配慮者生活支援 (P. 574)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化 (P. 258)	第2節 要配慮者対策(P. 469)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P. 263)	第3節 避難所の開設・運営 (P. 471)	
第4節 要配慮者対策(P. 269)	第4節 動物救護に関する事項 (P. 483)	
第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策 (P. 273)	第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策(P. 486)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P. 487)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P. 488)	

第1節 避難体制の整備

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。津波時の避難体制は、第3部 第4章「津波等対策」(P. 193)に記載する。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、危機管理部)	(1) 発災時に備えた地域の実情の把握 (2) 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討 (3) 避難場所使用に関する他の区市町村との調整 (4) 運用要領の策定 (5) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 (6) 避難情報等の発令基準の整備 (7) 一時集合場所の選定 (8) 都と連携した緊急通報システム等の整備 (9) 地区内での小規模火災対策
都(総務局)	(1) 広域避難誘導に関する検討 (2) 震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 (3) 避難場所等の周知に関する区との連携
都(教育庁)	(1) 都立学校に対する避難計画の作成等指導
都(関係各局)	(1) 各施設における自衛消防訓練内容の充実 (2) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 (3) 外国人旅行者応対マニュアルの配布 (4) 在住外国人のための防災訓練の実施 (5) 在京大使館等との連絡体制の確保
東京消防庁	(1) 区と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 救急直接通報等の活用

機 関 名	対 策 内 容
	(3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- 1 避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 3 避難指示を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 4 避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。運用要領で定める措置内容はおおむね次のとおりである。
 - (1) 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。
 - (2) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - (3) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - (4) 避難場所の衛生保全に努める。
 - (5) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - (6) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 5 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所等の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。
- 6 「避難情報に関するガイドライン令和3年5月改定、令和4年9月更新：内閣府」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 7 地震発生直後、混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として町会・自治会が地域の実情に応じて選定する。
- 8 一時集合場所には、町会・自治会からの申し出により標示板を設置している。
(資料編震災編 第45「一時集合場所一覧」P.130)
- 9 将来的に公園等として整備を予定している西新井公園や江北小跡地は、広域避難場所

第9章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

や一時集合場所として、災害時に避難、復旧活動等に活用できるよう、検討、整備を進めていく。

10 都及び消防署と協働して、防災区民組織（町会・自治会等）を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。

11 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地等、一時的に退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園等一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

12 災害時において、被災者の他区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

13 様々なツールを活用し、各地域の避難所とその周辺の地勢の周知を図る。

14 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【広域避難等に関して】

大規模な災害が発生した場合、区市町村境界や都県境を越えた広域的な避難が必要になる場合も想定される。

近隣関係自治体、防災関係機関と連携し、誘導先、誘導先との連携体制、誘導経路等様々な対応策について検討していくことが今後求められる。

《東京消防庁》

1 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

第1 対策内容と役割分担

災害時において、区民の生命、身体を守るため、指定緊急避難場所並びに指定避難所等を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、防災関係機関の協力のもと、避難の安全対策を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1) 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定・確保（指定一般避難所と指定福祉避難所の別を含む） (2) 指定避難所の安全性の確保 (3) 指定避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討 (4) 指定避難所・指定緊急避難場所等の住民への周知 (5) 区公共施設の役割の明確化 (6) 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保 (7) 状況に応じた多様な避難行動の推進 (8) 避難所等における通信環境等の確保の促進
都（総務局）	(1) 都公共施設の基本的な役割の明確化 (2) 避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討 (3) 避難場所・避難所等の住民への周知 (4) 状況に応じた多様な避難行動の推進 (5) 避難所等における通信環境等の確保の促進
都（環境局）	(1) 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化
都（都市整備局、建設局）	(1) 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定
都（下水道局）	(1) 避難場所・避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化等を推進 (2) 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 (3) 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進
都（デジタルサービス局）	(1) 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進
都（各局）	(1) 都立施設の活用に係る区市町村への協力 (2) 指定管理者等の役割の明確化
東京消防庁	(1) 消防水利の整備 (2) 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ	(1) 避難道路沿い施設の安全化

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

1 指定避難所

(1) 区長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、災害時に家屋の倒壊、焼失や浸水等で被害を受けた、又は、現に被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し、保護するため、あらかじめ指定避難所を指定し、住民に周知する。

(2) 指定避難所には第一次避難所と福祉避難所（第二次避難所）がある。

（資料編震災編 第47「第一次避難所一覧（震災時）」 P.158）

（資料編震災編 第48「福祉避難所（第二次避難所）一覧（震災時）」 P.162）

(3) 指定避難所を指定した場合、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。

ア 第一次避難所の指定基準及び機能

(ア) 第一次避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

a 原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。

b 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を指定する。

c 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡あたり 2 人とする。

ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

d 指定避難所の指定にあたっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。

(イ) 指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行うなど、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ウ) 指定避難所の機能は以下のとおりである。

a 宿所提供機能：指定避難所は、被災者の安全確保のため、施設及びライフラインを中心とした設備の耐震性強化等を実施しておかなければならない。また、避難生活に必要な物資を備蓄する。

（備蓄の現況は、資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」 P.181）

b 情報拠点：区立小中学校に地域防災無線を設置しているほか、他の指定避難所についても計画的に整備を進めていく。

c 物流拠点：避難者のみではなく、ライフラインや流通網の途絶等による在宅被災者への救援物資の配布等を行う。

d 医療拠点：必要に応じて、保健室等を利用した救護所を設置する。

e 後方支援：必要に応じて、被災者収容以外の目的で利用する。

f 福祉機能：要配慮者の一時的な滞在を想定し、必要な設備、物品等の確保、滞在スペースの確保を行う。

イ 福祉避難所（第二次避難所）の指定及び配慮事項

福祉避難所（第二次避難所）として要配慮者を滞在させることが想定される施設に

あつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- (ア) 要配慮者に配慮するため、区内の福祉施設等を要配慮者用の「福祉避難所（第二次避難所）」として指定している。
- (イ) 福祉避難所（第二次避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (ウ) 福祉避難所（第二次避難所）の指定においては、車椅子やベッドの幅等支援に必要な装備等の大きさ等、スペース等も可能な限り配慮する。
- (エ) 要配慮者が利用するための移動手段（福祉バス、タクシー等）及び駐車場の確保を進める。

ウ 指定避難所の確保・充実

- (ア) 指定避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、神社・仏閣など民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進するなど、指定避難所の確保・充実に努める。
- (イ) 福祉関連施設等と協定を締結し、避難所生活において特別な配慮を要する要配慮者等の受入れ先としての福祉避難所（第二次避難所）をさらに確保していく。
- (ウ) 火災危険度の高い地区については、予備的な避難所等代替案について可能な限り検討する。

2 避難場所

- (1) 都（都市整備局）は大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、東京都震災対策条例に基づき避難場所を指定し、区は指定に係わる協議を行う。避難場所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。
 - イ 避難場所は割当方式とし、地区割当計画の決定の際には、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。
 - ウ 避難計画人口は、各避難場所の割当地区ごとに、昼間人口と夜間人口を比較し、大きい数値により算定する。
 - エ 避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積 1 ㎡以上を確保することを原則とする。
- (2) 避難場所標識等の設置は以下のように実施している。なお、避難場所標識等の設置は都が行い、区はその維持管理等を行う。
 - ア 避難場所を明示するため、避難場所ごとに 4～9 基の避難場所標識を設置し、現在までに計 132 基を設置している。

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

イ 避難場所を平常時から区民に対して周知するため、区内主要駅前等に避難場所案内板を設置し、現在までに計18基を設置している。

ウ 避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

【避難場所一覧】 ※ 細部は資料編震災編 第46「避難場所一覧」P.153を参照

舎人公園一帯	東綾瀬団地一帯
荒川北岸・河川敷緑地一帯	荒川南岸・河川敷緑地一帯
江北六丁目団地一帯	花畑団地一帯
中川公園一帯・大谷田団地一帯	千寿第八小学校一帯
都立江北高校一帯	竹の塚第一団地一帯
都住西保木間四丁目アパート一帯	フレール西新井中央公園一帯
江北平成公園一帯	都立保木間第5アパート一帯
総合スポーツセンター一帯	中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯	青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
栗原団地一帯	竹の塚小学校一帯
竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯	第十四中学校一帯
舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯	鹿浜未来小学校一帯
都営花畑第4アパート一帯	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
ハートアイランド新田一帯	西新井駅西口地区一帯
都立足立高校一帯	東京電機大学一帯
千住大橋地区一帯	都営扇三丁目第2アパート一帯

(3) 区は、ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うことなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものである。

イ 指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

3 地区内残留地区

大規模な延焼火災のおそれのない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がないところについて、都（都市整備局）が指定をした地区である。

【地区内残留地区】

地区名	所在地
入谷地区	入谷7～9丁目

※ 細部は資料編震災編 第46「避難場所一覧」P.153を参照

4 延焼防止対策

- (1) 震災時の大規模な延焼火災を遮断する防火帯、及び安全な避難路を確保するため、足立区防災まちづくり基本計画に位置づけられた幹線道路の沿道の防火指定とともに、特に防火帯として不燃化を急ぐ路線と避難路として重要な路線について不燃化促進事業を行っている。

(資料編震災編 第9「不燃化促進助成地区一覧」P.42)

- (2) 避難場所及び避難道路周辺における避難者の安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠であり、巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を推進する。

《東京消防庁》

- 1 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等の整備を推進する。
- 2 区等と連携し、避難場所あるいは幹線道路沿いの要所に、消火に必要な消防水利を確保するため、防火水槽を中心とした防火設備の整備を推進する。
- 3 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

《都（水道局）》

- 1 管路について、避難所への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

《都（下水道局）》

- 1 避難所等からの排水を受ける管きょについて、マンホールと管きょの接続部分の耐震化を進める。
- 2 避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶアクセス道路のマンホールの浮上対策を進める。

《東京電力パワーグリッド株式会社上野支社》

- 1 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。
- 2 電線の混触による短絡（ショート）断線防止対策として、絶縁電線を使用している。
- 3 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用している。
- 4 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

第9章 避難者対策

第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化

《東京ガス株式会社東部支社》

- 1 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）	(1) 避難所運営会議の活動支援 (2) 避難所運営訓練等の各種訓練支援 (3) 「避難所運営手順書」の更新支援 (4) 避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な機材、台帳等の整備 (5) 避難所の衛生管理対策の促進 (6) 飼養動物の同行避難の体制整備 (7) 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 (8) 仮設トイレ等设备・備品に関する手順書等の作成 (9) 避難所における外国人対応方策の検討 (10) 地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制の確立 (11) 避難所運営の課題の検討、対処方針の策定 (12) 区職員を対象とした、避難所運営の研修の定期開催
都（生活文化スポーツ局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 （第4部 第1章第6節「ボランティアとの連携」P.315）
都（福祉局、保健医療局）	(1) 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区の避難所運営体制整備の支援 (2) 避難所の衛生管理対策の推進 (3) 飼養動物の同行避難等に関する区の受入れ体制等の整備支援 (4) 区、関係団体と協力した動物救護体制の整備 (5) 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保
都（教育庁）	(1) 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定
東京消防庁	(1) 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援
日赤東京都支部	(1) 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 第一次避難所

- (1) 避難所の運営は避難者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による避難所開設・運営訓練等を支援する。

（資料編震災編 第51「避難所関係様式」P.169）

- (2) 区は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、開設手順を含む「避難所運営手順書」を作成している。今後は訓練による検証の結果や、都等の「避難所管理運

第9章 避難者対策

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、前述のマニュアルの更新・修正を行っていく。

- (3) 避難所運営に避難者も参加できるよう、マニュアル化する等、協働による運営体制を整備していく。
- (4) 区は、避難所に指定された施設の責任者、施設管理者が避難所運営会議と密に連携が取れるよう支援する。
- (5) 区は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (6) 区及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- (7) 学校長等は、学校が避難所になった場合に備え、保護者及び地域住民等との連携を強化するとともに、避難所運営会議等の運営に協力し、区及び防災区民組織（町会・自治会等）やボランティアとの連携を図る。
- (8) 避難所内で使用する毛布については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
- (9) 避難所における貯水槽、災害用トイレ、エアマット、非常用電源、発電機、衛星携帯電話等のほか、空調や洋式トイレ等の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備については、小・中学校において、ほぼ充足されているため、今後、視覚・聴覚障がい者等の要配慮者が情報を入手する手段等について検討し、整備等を図る。
- (10) 避難所の生活環境の充実を図るため、フェーズ毎の状況を考慮したうえでスフィア基準を参考に、避難所運営の質の向上を目指す。
- ア 簡易ベッドなどによるエコノミー症候群対策
 - イ 女性用トイレの確保
 - ウ 避難所における寝食の分離
 - エ 避難所運営訓練の更なる充実
- (11) 妊産婦や乳児の安全の確保を図るための体制づくりに努める。
- ア 第一次避難所における妊産婦・乳児用居室の設置に関すること。
 - イ 妊産婦・乳児救護所の設置に関すること。
- (12) フェーズ毎の状況を考慮したうえで、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。
- (13) 災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを踏まえたうえで、避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。
- 運営にあたっては、内閣府が作成している「災害対応力を強化する女性の視点～男

女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等も参考にするものとし、避難所における配慮については、ガイドライン内の避難所チェックシートの取組内容や女性の視点からの空間配置図等も参考にしながら、以下のような避難所運営に係る体制の整備を進めていく。

ア 運営組織に関すること

組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。

イ 居室・専用スペースに関すること

専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。

ウ 物品及び配布に関すること

女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布等、配布方法について考慮する。

エ 相談窓口等に関すること

相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。

オ 防犯等に関すること

巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。

(14) 避難所運営において女性視点等に加えて、性的マイノリティの視点も導入する。

ア 避難者が記入する被災者カードの性別欄の記載を任意にする。

イ 周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい状況に配慮し、ボランティアや相談の専門家などを通じて、個別に届けられるような仕組みを検討する。

ウ 誰でもトイレの設置や更衣室等にひとりずつ使える時間帯を設けるなどの工夫をする。

エ 訓練等を通じて避難所運営に携わる方に対し、性的マイノリティに関する理解促進に努める。

(15) 避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズへの配慮について検討に努める。

(16) 訓練等を通じて、避難所における障がい者や障がい特性への理解推進に努める。

(17) 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

(18) 避難所運営組織の中に警備防犯担当を設置するなど、避難所の防犯管理対策を促進する。また、民間警備業者等と協定を締結するなど、災害時の避難所等の警備を支援する体制を整備する。

(19) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

(20) 仮設トイレや災害用特設電話等の設置等に関するマニュアルや手順書等を整備する。

(21) 避難所の運営において、避難所ルールや配置図等の多言語化や、必要最低限の会話を可能にするツール等の整備、語学ボランティアの派遣、都の外国人災害情報センターからの情報提供の利用等、外国人に対する対策の検討を推進する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

- (22) 避難所運営会議が地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制を確立できるよう、支援する。
- (23) 避難生活が長期にわたる場合などは、ストレスが増大し各種の問題が発生することが考えられるため、生活全般の相談窓口を設置するとともに、特にDVを含む女性相談等の相談窓口等の設置やその周知方法等について配慮する。
- (24) 都、東京都獣医師会足立支部等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (25) ペットの同行避難について、ガイドラインを基にした運営に努める。
- (26) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- (27) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- (28) 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備、公立学校の体育館等へ空調設置の整備及び都と連携した応急給水栓の整備を行い、避難所機能の向上を図る。

2 福祉避難所（第二次避難所）

- (1) 施設管理者等関係機関と協力し、図上訓練や実践型の福祉避難所（第二次避難所）の開設・運営訓練を実施する。
- (2) 区は、福祉避難所（第二次避難所）の管理運営が混乱なく円滑に行われるように、開設・運営訓練を実施している。今後は訓練による検証の結果や、内閣府の「避難所に置ける良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」等に基づき、福祉避難所（第二次避難所）の管理運営に関するマニュアルの作成・更新を行っていく。
- (3) 福祉ニーズの収集、福祉活動の実施を行うため人員確保等の体制整備に努める。また防災関係機関、介護事業者、支援団体、ボランティア、区内の町会・自治会等との連携の強化に努める。
- (4) 東京都社会福祉協議会「東京都における災害福祉広域支援のあり方検討プロジェクト報告書」（平成26年3月）では、東京都社会福祉協議会を中心として被災地へ派遣され福祉避難所等で活動する「災害派遣福祉チーム」の取組が紹介されている。区は、都の動向を踏まえ、受援体制の整備を検討する。
- ※ 災害派遣福祉チーム・・・東京都社会福祉協議会、東京都災害対策本部等が連携して、災害発生時において、ニーズ把握やコーディネートを行うため都内の被災地に派遣される福祉専門職チーム。
- (5) 福祉避難所（第二次避難所）の施設利用計画の検討を進める（要配慮者用スペースの確保等）。
- (6) 福祉避難所（第二次避難所）への要配慮者の移動手段の確保に努める。
- (7) 福祉避難所（第二次避難所）の開設が想定されている福祉施設等に対して、通常業務への継続策を支援する（BCPの策定等）。
- (8) 福祉避難所（第二次避難所）における必要な物資・資器材の増備を検討する。

3 避難所全体に関すること

- (1) 公的施設・民間施設を問わず、区内の施設を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な機材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。
- (2) 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (3) 避難所においてボランティアを円滑に受入れられるよう、体制整備を図る。
(第4部震災編 第1章第6節「ボランティアとの連携」P.315)
- (4) 区は、区職員に対し、避難所運営に関する知識や管理運営の支援に関する訓練や研修等を実施する。
- (5) 夏季においては、暑さや衛生面の対策（食中毒の防止等）、冬季においては、寒さや感染症等の蔓延防止策等、季節に応じた避難所運営の課題についてもあらかじめ想定し、対処を検討していく。
- (6) 要配慮者の移送については、障がい者等の特性に応じた対応が必要であり、第一次避難所から福祉避難所（第二次避難所）への移送手段についても検討する。

4 感染症流行時の対応

(1) 分散避難

新型コロナウイルス等感染症の流行時の避難は三密（密閉・密集・密接）を避けるため、指定避難所での収容可能人数が大幅に減少することになり、分散避難を推進する必要がある。分散避難は、まずは在宅避難、縁故等避難を検討し、最後に避難所への避難の順に考える。

ア 在宅避難

在宅が安全である場合、感染症を考慮すれば在宅避難が優位である。在宅避難をいかに成立させるかを区民とともに考える。

- (ア) 自宅に耐震性がある場合は在宅避難を検討する（昭和56年6月以降に建築確認を受けた建物又は同等の耐震性のある建物、耐震改修済みの建物の場合）。
- (イ) ケガをしては在宅避難が不可能となるため、家具等の転倒防止、移動防止、落下防止対策を講じる。
- (ウ) 電気、ガス、水道が止まった際、一定期間暮らせるように、水、食料、懐中電灯、電池、簡易トイレ等を備蓄する。
- (エ) 自宅の耐震化や家具の固定、食料・水の備蓄などの対策を事前に行うことで、地震発生後も自宅にとどまる「在宅避難」を選択できる余地が広がる。

イ 縁故等避難

安全な家族・親戚・知人の家やホテル等に避難する。日ごろから避難先となりうる人と連携をとっておくことが重要である。

ウ 避難所への避難

避難所では4㎡/1人の確保に努める。

避難者は日頃から非常持ち出し品を用意しておき、可能な範囲で持参する。

- (2) 風水害とは異なり地震は突発的に発生するため避難所開設の準備時間がないことが

第9章 避難者対策

第3節 避難所の管理運営体制の整備等

課題となるが、緊急に開設される避難所においても三密は避けなければならない。

- (3) 避難所に避難してきた被災者は、原則全て受け入れるが、満室・空室などの具体的な避難可能施設を速やかに共有する仕組み、情報共有の手段を検討し、避難者が避難所探しに奔走することを避ける。
- (4) 過密状態での感染症蔓延を避けるため、ホテル、旅館、都営住宅空室の避難所としての利用の協定締結推進、青空避難（テント等）など多様な避難手段を講じる必要がある。
- (5) 感染症流行時であっても住民による避難所運営が可能である方策を、住民とともに検討を進める。
- (6) 区は、区民が自らの家族、居住形態、自家用車等の所有・保管場所状況、自宅周辺の家屋の密度、避難所への経路、縁故者の状況などを考慮し、どのようなリスクのもとに、どのような避難行動をとるかをあらかじめ決めておくことを求めていく。
- (7) 避難所運営手順書に感染症対策について記載する。
- (8) 避難所の備蓄物品として非接触式体温計、間仕切りダンボール、マスク、消毒剤等の強化を図る
- (9) あだち広報や避難訓練時等に分散避難についての周知、啓発を行う。
- (10) 指定避難所が密にならないように、避難者を必要最小限にするため、災害ポータルサイト等で情報提供を行う。
- (11) 避難者は、震災時の様々な避難行動について、感染症流行時に関らず、日頃から個別に検討しておく。

《東京消防庁》

- 1 避難所の防火安全対策を策定し、区に対し、「避難所運営手順書」に反映するよう連携し協議する。
- 2 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区と連携し協議する。
- 3 避難所運営会議が組織されていない避難所の防火安全対策を促進し、区等の避難所運営を支援する。

第4節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、罹災率の高い要配慮者（障がい者、医療的ケア児、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対する適切な応急対応及び救護活動を行うため、要配慮者自身及びその家族、要配慮者利用施設及び区、事業所、区民、民生・児童委員等は、一体となって平時からの地域コミュニティ形成事業や他の福祉活動に取り組む。

また、災害対策基本法の一部改正（平成25年法律第54号）や国（内閣府）の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、現行の支援体制の強化及び新たな支援策の検討等、要配慮者への支援を向上させるよう努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新 (2) 避難行動要支援者に対する避難支援に必要な情報の収集及び関係機関との情報の共有 (3) 障がい特性に応じた避難支援体制の整備 (4) 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (5) 関係団体との連携
都	(1) 区が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援（福祉局） (2) 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討（福祉局） (3) 緊急通報システムの活用を促進（福祉局） (4) 外国人旅行者向け対応マニュアルの配布（産業労働局）
東京消防庁	(1) 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 救急直接通報等の活用 (3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進
社会福祉施設等	(1) 施設自身の防災行動力の向上、地域との連携の推進

第2 詳細な取組内容

《区民等》

- 1 発災時における要配慮者に対する救援活動を円滑に実施するため、区、事業所自衛消防隊、区民及び防災区民組織（町会・自治会等）、民生・児童委員等は、平日頃から要配慮者の居場所を確認しておくものとし、積極的に地域の防災訓練への参加を呼びかける。
- 2 要配慮者自身及びその家族は、地域住民等との交流を深めるように努める。

《区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）》

- 1 区に設置する災害時要援護者支援対策検討会において、次に掲げる事項等を検討し、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の体制整備の検討を進めている。

また、体制の整備においては、地域住民、防災区民組織（町会・自治会等）、障がい者団体、福祉関係施設及び機関等様々な主体の協力を得ながら、平時より避難行動要支

第9章 避難者対策

第4節 要配慮者対策

援者に関する情報を把握するとともに、避難誘導及び障がい特性に応じた避難支援等の体制となるよう努める。

- (1) 要配慮者対策にかかる支援対象者の範囲、支援機関の役割分担等全体計画に関すること。
- (2) 避難行動要支援者名簿及びそのための個人情報に関すること。
- (3) 避難行動要支援者に対する情報提供や円滑に避難するための通知又は警告等に関すること。
- (4) 避難行動要支援者の安否確認、及び移送や誘導等の避難支援に関すること。
- (5) 避難支援関係者の安全確保に関すること。
- (6) その他要配慮者支援に必要な事項。

2 区は、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿登載者のうち申出者については、緊急時の連絡先等、より詳細な情報を名簿に掲載する。避難行動要支援者名簿に登載される者の範囲及び同名簿の情報提供機関、名簿の更新、情報漏えいを防止するための措置等詳細は下記のとおりとする。

- (1) 名簿に登載される者の範囲

足立区に住民登録をしており、次のいずれかに該当する者とする。なお、この範囲については、国の指針等を基に適宜見直しを行う。

ア 要介護3から5の者

イ 身体障害者手帳1から2級および3級で福祉タクシー券・自動車燃料費助成受給の者

ウ 愛の手帳1から2度の者

エ 障害者総合支援法の障害支援区分4から6の者

- (2) 情報の提供機関（避難支援等関係者）

避難行動要支援者名簿の提供機関は、区内管轄の警察署、消防署、消防団、民生・児童委員とする。また、災害時には上記機関の他、防災区民組織（町会・自治会等）に提供する。

- (3) 個人情報の入手方法等

名簿作成に必要な個人情報については、次の法規に基づき各所属等が持つ情報から抽出する。

※ 災害対策基本法第49条の10第3項

※ 個人情報保護に関する法律第69条第1項

- (4) 各関係機関が連携して支援する体制の検討に努める。
- (5) 区は、避難行動要支援者の状況を把握し、避難行動要支援者名簿を更新し最新の状態に保つよう努める。
- (6) 区は、提供機関に対し、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置を講ずるように求め、また名簿情報に係わる避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置をとるよう努めなければならない。
- (7) 区は、要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮に努める。

- (8) 区は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。
- 3 国や都、防災関係機関、障がい者団体、福祉関係施設及び機関等と連携し、要配慮者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 4 安否確認や避難支援、情報提供について、社会福祉施設や障がい者団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等と連携して取り組む。
- 5 高齢者施設や障がい者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所（第二次避難所）となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。
- 6 福祉避難所（第二次避難所）に指定された施設や関連する機関、団体等と協力して、要配慮者の移送手段の確保に努める。
- 7 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に消防署等に通報できるシステムの整備を進める。
- 8 要配慮者に係る諸団体との日常からの連携を深め、その活動を通じて要配慮者自身の防災行動力を高めるとともに要望等を防災対策に役立てる。また、災害時の連携体制を整備し、それらの団体やネットワークを通じて、必要な支援が受けられるよう努める。
- 9 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について
区は、平成28年改正の児童福祉法の規定に基づき、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図ることを目的として、「足立区医療的ケア児ネットワーク協議会」を設置し、災害時の取組についても情報交換等を進めている（医療的ケア児：人工呼吸器を装着している障がい児、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児）。
- 10 避難行動要支援者名簿の作成と併せて、避難行動要支援者ごとの避難支援に必要な情報の収集を推進する。
- 11 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

《東京消防庁》

- 1 区等と協働して、防災区民組織（町会・自治会等）を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。
- 2 区が整備する救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- 3 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
- (1) 区等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- (2) 社会福祉施設等の被災に備え、防災区民組織（町会・自治会等）、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第9章 避難者対策

第4節 要配慮者対策

- 4 社会福祉施設と事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- 5 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

《社会福祉施設等》

- 1 社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を推進する。
 - (1) 施設と周辺地域の事業所・町会・自治会との間、及び施設相互間の災害時応援協定等の締結を促進する。
 - (2) 社会福祉施設等の職員は、地震を想定した救出訓練を取り入れた自衛消防訓練を行う等、施設の使用実態にあった訓練内容の充実に努める。

第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 避難所外避難者・在宅避難者に対する支援のあり方の検討 (2) 避難所外避難・在宅避難の留意事項等に関する普及・啓発

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 災害発生時には、避難所外避難者が多く発生することが想定されることから、過去の大地震（熊本地震など）の教訓も踏まえながら、その実態の把握や支援についての体制等に関する検討を行う。避難所外の避難のうち、車中泊やテント泊に関しては、健康被害が懸念されるほか、区内のオープンスペースは、様々な応急対策活動の拠点として活用することを想定しているため、区民等に対し、以下のような普及・啓発を行う。
 - (1) 車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化などの健康被害が懸念されること。
 - (2) 対策用のグッズの備蓄についても、各家庭で備える必要があること。
 - (3) 避難生活の情報提供、物資の配給が届きにくい可能性があり、避難者の健康状態の把握も難しいこと。
 - (4) 区内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動の拠点として活用する計画であること。
 - (5) 災害時には交通規制がしかれ、自動車利用は自粛を要請される見込みであること。
 - (6) 第一次避難所においては要配慮者対応のスペースの確保に努めるとともに、必要に応じ福祉避難所（第二次避難所）を開設することなど、避難所において最低限の生活環境の確保が行われていること。
- 2 自宅が倒壊、焼失する等の危険が無い場合に避難所へ避難せず、自宅で避難生活を送る在宅避難者に対しても、避難生活が長期に及んだ場合を想定して適切な支援を実施できるよう、在宅避難をしている避難者の把握や物資のニーズの把握、物資の提供方法、マンションにおける備蓄の推進等、具体的な支援体制を検討する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保(P. 274)	第1節 備蓄物資の供給(P. 491)	第1節 多様なニーズへの対応(P. 576)
第2節 飲料水及び生活用水の確保(P. 277)	第2節 飲料水の供給(P. 494)	第2節 炊き出し(P. 576)
第3節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備(P. 280)	第3節 物資の調達要請(P. 497)	第3節 水の安全確保(P. 578)
第4節 輸送体制の整備(P. 282)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分(P. 499)	第4節 生活用水の確保(P. 579)
第5節 輸送車両等の確保(P. 283)	第5節 義援物資の取扱い(P. 501)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供(P. 580)
第6節 燃料の確保(P. 284)	第6節 輸送車両の調達(P. 502)	

第1節 食料及び生活必需品等の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1) 想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活用水、生活必需品等の備蓄及び整備 (2) 備蓄物品（都の事前寄託分を含む）の適正な管理 (3) 地域ごとの備蓄数量等、適正な配置の検討 (4) 要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズへの留意 (5) 民間事業者との協定等による流通在庫の確保 (6) 家庭や地域等における備蓄促進のための広報の実施
都（総務局）	(1) 区民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 (2) 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都（福祉局）	(1) 広域的な見地から区備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都（都市整備局）	(1) 区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都（生活文化スポーツ局） 都（産業労働局） 都（中央卸売市場）	(1) 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

1 備蓄品・資器材の管理等

- (1) 区は、避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、口腔ケア用品、寝具類等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- (2) 区は都と連携して、分散備蓄等により備蓄の確保に努めるが、発災時に都からの支援物資が想定どおり届かない事態に対応するため、区単独で発災後3日間分の備蓄の確保に努める。
- (3) 区の備蓄場所・備蓄物資・備蓄量の現状を把握し、人口・面積・避難所分布等と関連づけて備蓄の計画を進める。
(資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.177)
- (4) 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における当該区の発災から3日目まで最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)などを基準とする。さらに、帰宅困難者に対する備蓄も進めていく。
- (5) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。
- (6) 備蓄品目については以下のとおり。
 - ア 災害時医療体制が確立するまでの間、罹災の応急手当に必要な医薬品。
 - イ 被災者の生命を保持するために必要不可欠な「飲む」「食べる」「寝る」「排泄する」の四大条件を満たす最低限度の物資
 - ウ 要配慮者が緊急に必要とする物資
- (7) 区の備蓄品目から除外するものは以下のとおり。
 - ア 備蓄困難なもの
 - イ 緊急を要せず、調達で賄えるもの
 - ウ 家庭での備蓄が容易なもの
 - エ 特殊なもの
 - オ 都との役割分担で都が備蓄すべきもの
- (8) 現在の備蓄状況は、資料編、第53「備蓄物品一覧」(P.181)のとおりである。また、今後は新たに口腔ケア用品等の備蓄を進める。倉庫での保管が難しい液体ミルクについては民間事業者と連携し確保する等の方法も含め検討する。
- (9) 被害想定における避難者数や、現状避難所の位置等に基づき、職員・物資担当職員、保管場所の配置、輸送経路の設定の検討に努める。
- (10) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- (11) 物資の確保にあたっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する。
- (12) 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対し

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料及び生活必需品等の確保

ては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(13) 調製粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は4日分を備蓄する。

(14) 備蓄品目によっては区内業者等との連携を密にし、調達協定をもって備蓄にかえ、必要に応じ提供できる体制を確立する。

(15) 備蓄物品については、適切に更新していく。

(16) 備蓄資器材は、災害時における応急対策活動に十分活用できるよう、常に使用可能な状態で保管しなければならないため、次のものについては平常時から定期的に資器材の整備点検を行う。

ア 発電機

イ ダムウェーター（小荷物昇降機）

ウ ローボート用船外機

(17) 備蓄物品の調達、保管などの物品管理について、備蓄物品等に関する専門的な知識を有する事業者等との連携による災害用備蓄包括管理事業を推進し、対象業務の実施水準向上、業務効率化等を図る。

2 家庭や地域等での備蓄促進

(1) 行政の備蓄は必要最低限のものであり、区民一人ひとりの備えが大前提である。区が備蓄の対象としていないもので、自宅における被災生活に必要な備蓄については、あつ旋物品の紹介等、各家庭での備蓄の推進を図る。

(2) その他にも区民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、訓練や広報、HP等を通じて、区民に対する普及啓発を行う。

(3) 自宅における被災生活に備えるため、備蓄物資のあつ旋等により各家庭での3日以上以上の備蓄を図る。また、普及啓発の取組として毎月19日を「あだち備蓄の日」と定め、SNS等で備蓄の重要性について情報発信を行う。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、 危機管理部、 衛生部、 都市建設部、 産業経済部）	(1) 飲料水の備蓄、ろ水機の配備 (2) 雨水貯留槽、災害用井戸、深井戸（震災時多機能型深層無限水利）等の整備により、生活用水の確保に努める。 (3) 行政間、民間等との協定締結等により、行政備蓄を補完する。
都（水道局）	(1) 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の管理を行う。 (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。 (3) 区や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設の整備を行う。 (4) 区が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与する。 (5) 区が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備する。
都（総務局）	(1) 震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）※1 の設置を行う。 (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽※2 及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。
都（都市整備局）	(1) 区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 (2) 防災まちづくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽等の既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
事業所及び家庭	(1) 平素から水の汲み置き、家庭内備蓄等により、飲料水、生活用水を確保する。

※1 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場（所）、給水所等及び応急給水槽等をいう。居住場所からおおむね半径2km程度の距離内に1箇所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

※2 応急給水槽

居住場所からおおむね半径2kmの範囲内に給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第2節 飲料水及び生活用水の確保

第2 詳細な取組内容

1 飲料水の備蓄、ろ水機の配備

《区（関係部、危機管理部、衛生部、都市建設部、産業経済部）》

- (1) ペットボトル飲料水を備蓄する。
- (2) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合等に備え、区において受水槽の水等飲料水が確保できるよう施設や資器材の整備に努める。
- (3) 行政相互の協力とともに、飲料メーカー等民間との協定締結等により、行政備蓄を補完する。
- (4) 飲料水の水源は、区内7箇所の応急給水槽と2箇所の給水所とする。
(資料編震災編 第55「ろ水機配備場所一覧」P.193)

2 災害時給水ステーション（給水拠点）及び給水体制の整備

《都》

- (1) 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに都内に213箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設（浄水場（所）、給水所、応急給水槽等）確保している。
- (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応を図るため、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、必要な取組を行う。
- (3) 空白地域については、区が確保している受水槽、消火栓等の施設を活用する等、区と連携して応急給水に万全を期する。
(資料編震災編 第56「給水槽一覧」P.197)
- (4) 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- (5) 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- (6) 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢、及び施設水準等を考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- (7) 区職員や防災区民組織が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- (8) 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション（給水拠点）として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽等の既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。

《区（関係部）》

- （１）各応急給水槽の管理者は、総合防災訓練等の機会を使い、給水の方法や運営等についてについて訓練する。

3 多様な応急給水への取組み

《都》

- （１）都は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。

また、避難所応急給水栓からの応急給水について、区と覚書を締結の上、応急給水用資器材の譲渡を実施する。

《区》

- （１）区は、消火栓等からの応急給水について、都（水道局）から貸与された仮設給水資器材を使用し、防災区民組織（町会・自治会等）等と協力して応急給水を行う。

4 生活用水の確保

《区（危機管理部、衛生部、都市建設部）、都》

- （１）事業所及び家庭に対して、生活用水の確保（水の汲み置き等）に努めるよう普及・啓発する。
- （２）区は、災害用井戸の整備や、民間所有の井戸についての災害時協力井戸としての登録等を推進する。
- （３）震災時に生活用水に活用が可能な深井戸（震災時多機能型深層無限水利）の整備を実施する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策
第3節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

第3節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部）	(1) 拠点の備蓄倉庫や分散備蓄の配置にかかる計画の策定 (2) 備蓄物資の輸送及び配分の方法を策定 (3) 地域内輸送拠点を選定し、都（総務局）へ報告 (4) 専門物流・流通事業者の協力を得て、物資集積拠点等に利用可能な既存施設等を把握 (5) 広域輸送基地から地域内輸送拠点へ輸送される物資の受入れ、保管、払出等の実施するための整備 (6) 水上輸送体制の整備の検討
都（総務局）	(1) 国や他道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都（福祉局）	(1) 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 (2) 都の備蓄物資を管理 (3) 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部）》

- 1 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 2 区が備蓄(都の事前寄託分を含む)する食料、生活必需品等は、基本的に各避難所に分散備蓄されているが、拠点倉庫の備蓄品については、輸送及び配分の方法について定める。
- 3 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。
- 4 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
- 5 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。
- 6 区有施設における集積場所の選定及び確保に努める。
- 7 現在、以下の3地点を集積所として選定している。これらの集積所では災害拠点備蓄倉庫に配備しているエアータントを活用し、晴天・雨天問わず使用できる物資集積スペースの面積拡大を図る。また、今後は屋内の施設への順次移行や、旧入谷南小学校跡地等、他のエリアへの追加設置を検討する。
 - (1) 足立区立保木間公園
 - (2) 都立舎人公園
 - (3) 都立東綾瀬公園
- 8 専門物流・流通事業者・倉庫事業者との連携により、備蓄物資輸送、拠点災害備蓄倉庫や区内避難所備蓄倉庫などの管理業務の実施を一体化することにより、平時・有事問わず、対象業務にかかる確実性と迅速性を追求し、実施水準向上、業務効率化等を図る

ため、災害用備蓄包括管理事業を推進する。さらに、物資集積拠点等の確保のため、利用可能なオープンスペースのリストアップや既存施設等の利活用について準備しておく。

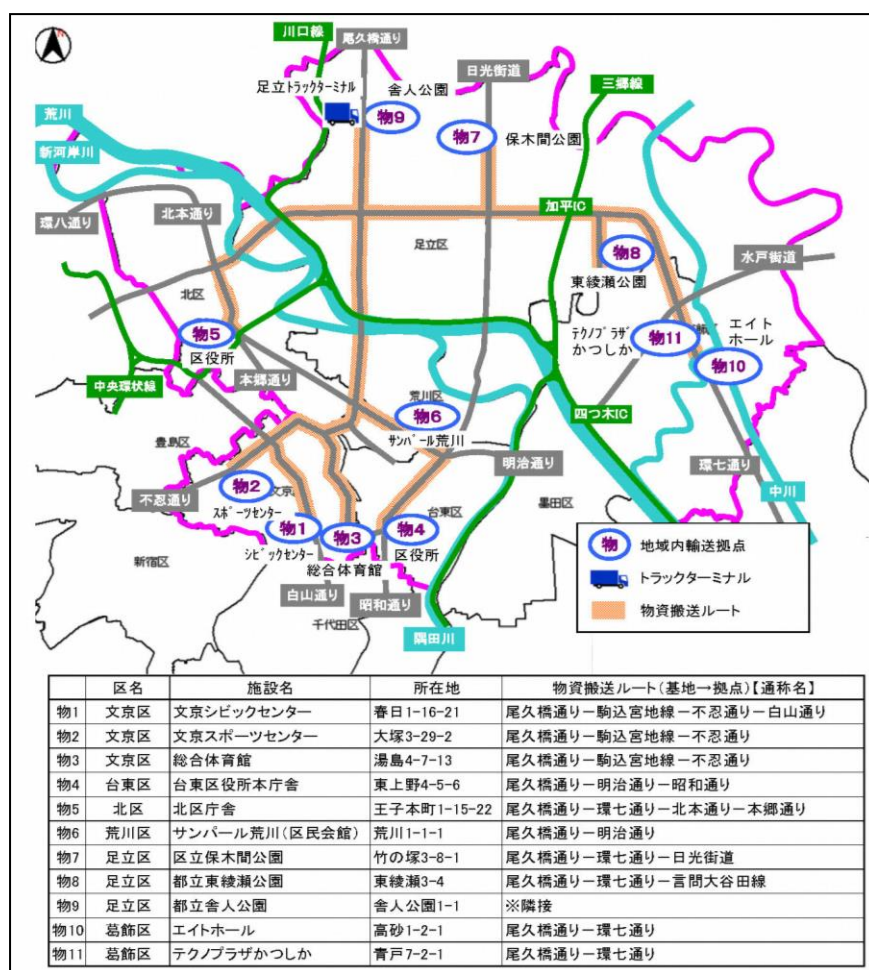
- 9 現在指定されている公共施設等の物資拠点に加え、民間の物流施設の活用を可能とするよう民間物資拠点をあらかじめリストアップする。
- 10 広域輸送基地（足立トラクターミナル）から地域内輸送拠点（上記7（1）～（3）の3箇所）へ輸送される物資の受入れ、保管、払出等の実施するための整備に努める。
- 11 荒川等の河川を活用した物流体制の整備を検討する。

（第3部第3章第1節 第4「都の緊急輸送ネットワークの整備」【緊急輸送ネットワークにおける指定拠点】P.181参照）

【物資拠点】

広域輸送基地	国・他道府県等から緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラクターミナル、ふ頭、空港、民間倉庫等
地域内輸送拠点	区の地域における緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送等への拠点

【東京都区北部における広域輸送基地から区市町村の地域内輸送拠点までのルートイメージ】



第10章 物流・備蓄・輸送対策

第4節 輸送体制の整備

第4節 輸送体制の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部）	(1) 輸送関連協定締結先機関と、関係部署との事前の協議及び連絡手段の確保 (2) 物資輸送に関する訓練の実施 (3) 専門物流・流通事業者やボランティア等の協力を得て、マンパワーを確保
都（関係局）	(1) 東京都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 (2) 物資輸送に関する訓練の実施

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部）》

- 1 災害時に使用する区保有車両の調整合体制を整備する。
- 2 災害時に区災害対策本部と輸送関連協定締結先機関との連携が円滑に行われるよう、事前の協議等を行い、輸送の調整に関する体制を整備する。
- 3 区と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関することのほか、区の災害対策本部への物流事業者の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込む等、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。
- 4 区は緊急物資等の受入れ、仕分け・管理、搬送、分配・供給について、物流の専門家の意見を取り入れ、緊急物資等の管理システムを検討する。
- 5 輸送に関するマンパワーの確保については、あらかじめ専門物流・流通事業者やボランティア等への協力依頼を行っておく等、事前に関係機関との調整を行う。
- 6 荒川下流防災施設運用協議会に参加し、荒川河川敷の防災施設の輸送等への活用方法を検討する。

第5節 輸送車両等の確保

第1 対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、危機管理部、区民部）	（1）区保有車両等の災害時用の管理 （2）調達先及び調達予定数を明確にしておく等により、調達体制を整える （3）一般的輸送手段として車両や原付自転車等を確保、状況に応じて関係機関と連携し航空機、舟艇を使用する体制整備を進める
警視庁	（1）緊急通行車両等の確認
都（財務局）	（1）緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都（交通局、水道局、下水道局） 東京消防庁	（1）緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
都（総務局、生活文化スポーツ局、福祉局、産業労働局、中央卸売市場）	（1）物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、危機管理部、区民部）》

- 1 緊急通行車両の事前申請等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。
- 2 車両による輸送を一般的輸送手段として、関係機関と円滑な輸送手段の調達ができるよう連絡体制を確立する。また、航空機や舟艇による輸送手段の確保についても、検討していく。
- 3 また、交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用することを予定した体制を整備する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第6節 燃料の確保

第6節 燃料の確保

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1) 燃料関係の協定締結先機関との連携体制を整備する。 (2) 石油燃料の供給体制を整備する。
都（総務局）	(1) 石油燃料の供給体制を整備する。

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- 1 一般社団法人東京都L Pガス協会足立支部及び東京都石油商業組合足立支部との燃料確保に関する協定を締結している。
- 2 東京都の「流通在庫備蓄方式」を参考として、平成28年度から指定給油所（災害対応型給油所）内燃料タンクにガソリン（1,000ℓ）及び軽油（1,000ℓ）の備蓄をしている。令和6年3月末現在で5箇所※になる。
- 3 協定等の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、発災後の連絡体制、燃料の搬送や受入れ体制等体制の整備を進める。
- 4 平時における更なる燃料の備蓄体制の整備を検討する（備蓄設備の確保、管理体制の整備）。

※ 5箇所のうち、1箇所についてはガソリン（2,000ℓ）及び軽油（2,000ℓ）の備蓄

第11章 放射性物質対策

第1節 情報伝達体制の整備／第2節 区民への情報提供等体制の整備／

第3節 放射線量の把握体制の整備

第11章 放射性物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 放射性物質対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策	第5部 災害復旧計画 第8章 放射性物質対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 285)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 504)	第1節 保健医療活動(P. 581)
第2節 区民への情報提供等体制の整備(P. 285)	第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等(P. 505)	第2節 放射性物質への対応(P. 581)
第3節 放射線量の把握体制の整備(P. 285)	第3節 保健医療活動(P. 506)	第3節 風評被害対策(P. 582)
	第4節 放射線等使用施設の応急措置(P. 507)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策(P. 508)	

第1節 情報伝達体制の整備

第1 対策内容と役割分担

区は、今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

第2節 区民への情報提供等体制の整備

第1 対策内容と役割分担

- 1 区は、国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。
- 2 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、医療的ケア児、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。
- 3 区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線量の把握体制の整備

第1 空間放射線量測定の継続及び公表

- 1 区は、福島第一原子力発電所事故以降実施している、区内公園等における空間放射線量率の定点測定（中央公園等、区内4箇所）を継続的に実施し、平常時の空間放射線量率を把握する。
- 2 区は、平常時から都が設置しているモニタリングポスト（都立舎人公園）のデータ等を活用して区域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 生活再建のための事前準備

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備(P. 286)	第1節 被災住宅の応急危険度判定(P. 511)	第1節 被災住宅の応急修理(P. 583)
第2節 防犯体制の構築(P. 289)	第2節 被災宅地の危険度判定(P. 516)	第2節 応急仮設住宅の供与(P. 585)
第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保(P. 290)	第3節 住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行(P. 517)	第3節 被災者に対する生活相談及び災害ケースマネジメント等支援(P. 589)
第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理(P. 292)	第4節 防犯(P. 520)	第4節 義援金品の募集・受付・配分(P. 592)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P. 293)	第5節 義援金品の募集・受付(P. 520)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等(P. 594)
第6節 災害救助法等(P. 294)	第6節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保(P. 521)	第6節 職業のあっ旋(P. 599)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策(P. 296)	第7節 片付けごみ・解体廃棄物の処理(P. 523)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等(P. 600)
第8節 災害ケースマネジメントの体制構築(P. 298)	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P. 526)	第8節 その他の生活確保(P. 601)
	第9節 災害救助法等の適用(P. 527)	第9節 中小企業への融資(P. 601)
	第10節 激甚災害の指定(P. 528)	第10節 農林漁業関係者への融資(P. 601)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策(P. 529)	第11節 災害救助法の運用等(P. 602)
	第12節 災害ケースマネジメントの実施(P. 531)	第12節 応急教育・保育・児童保育(P. 605)

第1節 生活再建のための事前準備

第1 対策内容と役割分担

都は、区が実施する罹災証明発行手続のシステム化や迅速な生活復旧体制を確保する。

1 災害時の罹災証明の発行に向けた実施体制整備

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部）	(1) 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。 (2) 調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修や訓練を実施 (3) 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る情報収集等、連携体制の確立
都（総務局、主税局）	(1) 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し (2) 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 (3) 区に対する研修や訓練の実施 (4) 区の応援要員の確保の検討

機 関 名	対 策 内 容
	(5)固定資産税関連情報等に関し、区と調整
東京消防庁	(1)火災による被害状況調査体制の充実 (2)区との協定に基づく火災の罹災証明書発行に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立

2 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）	(1)義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。
都（総務局、福祉局）	(1)義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任しておく。 (2)義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 (3)義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認。

3 応急仮設住宅の供給

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)応急仮設住宅の供給体制の構築 (2)あらかじめ建設型応急住宅の建設候補地を決定
都（住宅政策本部）	(1)建設候補地について、年1回区から報告を求める。 (2)建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 (3)規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討

第2 詳細な取組内容

《区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）》

1 罹災証明の発行

- (1) 平成28年11月に東京都及び都内区市町村で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制の整備を行う。
- (2) 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査、罹災証明発行、その後の生活再建支援まで一貫した実施体制の構築を図る。

※現在、「東京都被災者生活再建支援システム」を導入しており、今後も協議会等に参画し、運用体制等の整備向上につとめる。被災者生活再建システムの機能は以下のとおり。

- ・建物被害認定調査をわかりやすくスムーズに進める機能

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 生活再建のための事前準備

- ・ 調査結果のデータ化機能
- ・ 罹災証明書を迅速に発行する機能
- ・ 被災者台帳で多様な支援を一元的に管理できる機能

- (3) 住家被害認定調査や罹災証明発行など多くのマンパワーが必要となる業務の人員資源を確保するため、応援要請内容等の検討を行う。
- (4) 住家被害認定調査や罹災証明事務手続きに関する職員研修を実施するとともに、他自治体において発生した大規模災害時にリモートによる応援も含めて活用する等、習熟度の向上を図る。
- (5) 被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、罹災証明発行及びその根拠となる火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
- (6) 区は災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。

2 義援金の配分事務

- (1) 区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

3 ドローンの活用について

- (1) 罹災証明書発行のための建物被害認定調査の際、災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (2) 災害査定用の写真撮影において、被災箇所の状況写真を安全に撮影できる。

4 応急仮設住宅の供給

- (1) 応急仮設住宅については建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公的住宅の空き室利用等含め「足立区都市復興マニュアル」において示される、整備に向けた準備、供給に関する考え方を踏まえて供給体制の構築を図る。
- (2) 応急仮設住宅の供給にあたっては、都の被害想定による区内の建物被害棟数の把握等により、実態に即した応急住宅の必要戸数を算定し、供給可能な民間賃貸住宅や公的住宅の戸数や応急仮設住宅設営予定地の面積等を踏まえて供給量を検討する。
- (4) 建設型応急住宅の供給にあたっては、公有地をはじめ多様な用地を確保し、公共施設、社会福祉施設、生活利便施設等へのアクセスや火災、救急等に係る安全性、自治活動のための集会施設の設置等想定される入居者のニーズへの対応を踏まえた上であらかじめ建設候補地を決定する。

第2節 防犯体制の構築

第1 対策内容と役割分担

《区（関係部）》

- 1 警察と連携・協力を図り、災害時において、区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序の維持が可能な万全の体制を構築する。
- 2 災害時の防犯体制構築に資するため、民間の警備会社との連携を含め検討する。

《避難所運営会議、町会・自治会等》

- 1 避難所運営会議、町会・自治会等は、災害時において避難所内等での自警組織形成が円滑に図れるよう、十分な調整を行う。

第12章 住民の生活の早期再建対策
第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

第1 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区が各避難所や避難場所等から収集したし尿の迅速な処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、環境部、都市建設部）	(1) 災害用トイレの確保 (2) し尿の収集運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬手段等を確保 (3) 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 (4) 都（下水道局）が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）等への収集・運搬体制等の確保 (5) マンホール用仮設トイレの設置体制の検討 (6) 災害時に避難所となる小・中学校や公園等への災害用マンホールトイレの設置、雨水貯留槽、防災用井戸等の整備等による生活用水の確保 (7) 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等に対する住民への周知。災害用トイレに関する知識の普及・啓発 (8) 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練・し尿搬入訓練等） (9) 特別区共同処理体制の整備
東京二十三区清掃一部事務組合	(1) 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する品川清掃作業所へのし尿の搬入調整及び民間処理業者へのし尿の搬入調整 (2) 紙おむつ等の可燃ごみの処理
都（総務局）	(1) 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進
都（福祉局、保健医療局）	(1) トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。
都（下水道局）	(1) 下水道管及び水再生センター・ポンプ所の耐震化 (2) し尿の受入れ体制の整備 (3) 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大
都（教育庁）	(1) 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援

第2 詳細な取組内容

1 災害用トイレの確保

(1) 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。

※ 過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

《区（危機管理部、環境部、都市建設部）》

ア 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等も確保

- イ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄を検討し、利用者の利便性を確保
- ウ 災害用トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアル等（震災時避難所運営手順書）を作成し継続的に見直しを実施。
- エ 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できるだれでもトイレ等の設置などユニバーサルデザイン化を推進
- オ 災害時に避難所となる小・中学校や公園等に、避難者のための災害用マンホールトイレの設置を進める。また、雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。
- カ 今後、都（下水道局）と連携し、水再生センター及び指定マンホールへの搬入体制を整備するとともに、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定の拡大を図る。
- キ し尿収集運搬・搬入の連絡体制についての具体的手段を都（下水道局）と調整し、定期訓練を実施する。

《事業所及び家庭》

- ア 当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ（簡易トイレ等）、トイレ用品を備蓄する。特に高層マンションの高層階に居住する住民については、在宅避難が長期化することを踏まえて、十分な備蓄を行う。
- イ 水の汲み置き等により生活用水を確保

2 災害用トイレの普及啓発

- （1）区や各機関は、災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- （2）災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理

第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理

第1 対策内容と役割分担

大量に発生する片付けごみ・解体廃棄物の処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援してより多くの一次仮置場候補地等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1)片付けごみ・解体廃棄物の処理に関する窓口・調整 (2)所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車両等の現況把握 (3)施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えの検証、確保 (4)がれき等を分別・保管する一次仮置場候補地の選定、見直し (5)「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」の見直し、整備 (6)特別区共同処理体制の整備
東京二十三区清掃一部事務組合	(1)清掃工場の強靱化 (2)破碎処理したがれきの焼却（可燃性）・資源化处理 (3)清掃工場への搬入調整 (4)雇上車両の配車調整（東京二十三区清掃協議会担当事務） (5)仮設の処理施設として、破碎等の中間処理を行う二次仮置場は、東京二十三区清掃一部事務組合と23区で共同設置する。

第2 詳細な取組内容

《区（がれき部）》

1 一次仮置場の種類を以下に示す。

種 類	内 容
緊急仮置場	緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを分別・保管する（人命救助や被害状況を踏まえ、近隣路線の区立公園から選定）。
片付けごみ 仮置場	被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電等の片付けごみを区民が持ち込み分別・保管する。
解体廃棄物 仮置場	家屋の倒壊や解体によるがれき等の解体廃棄物を分別・保管する。

2 一次仮置場の主な要件を以下に示す。

- (1) 分別と資源化を念頭に置いて設置すること。
- (2) 搬出入等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。
- (3) 近隣住民と作業員の安全確保ができる場所であること。
- (4) 長期に渡って使用できる平たんな場所であることが望ましい。

第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

避難所ごみ、生活ごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1) 避難所ごみ、生活ごみ処理に関する窓口・調整 (2) 所管区域内で活用できる収集運搬車両等の現況把握 (3) 施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えの検証、確保 (4) 特別区共同処理体制の整備
東京二十三区清掃一部事務組合	(1) 清掃工場の強靱化 (2) 避難所ごみ、生活ごみの焼却・資源化处理 (3) 清掃工場等への搬入調整 (4) 雇上車両の配車調整（東京二十三区清掃協議会担当事務）

第2 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 区が行うごみ処理体制の構築にあたり、「足立区災害廃棄物処理計画」「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、定期的な見直し及び訓練を実施する。
- 2 区が行うごみの収集運搬、処理施設等で必要となる資機材等については、都への要請を行うことで、不足分の確保を図る体制となっている。都は、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行う。なお、清掃工場の搬入調整は東京二十三区清掃一部事務組合、雇上業者との配車調整を東京二十三区清掃協議会が行う。
- 3 区は、各区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会、都（環境局）と協力して、収集運搬体制の確保策に関して、特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等の見直しや訓練を行うことで、特別区の共同処理体制の構築を促進する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第6節 災害救助法等

第6節 災害救助法等

第1 対策内容と役割分担

1 災害救助法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	（1）区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときは知事への報告等の対応を実施するため、職員が、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。
都（総務局）	（1）災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区に周知を徹底する。

2 激甚災害法の適用

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	（1）区長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告する等の対応を実施するため、職員が、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する
都（各局）	（1）激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

第2 詳細な取組内容

1 災害救助法の適用基準

（1）災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条の定めるところによるが、区における具体的基準は、次のとおりである。下記4項目のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

ア 区内の住家の滅失世帯数が150世帯以上であること。

イ 都の区域内で住家のうち滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、そのうち区内の住家の滅失した世帯の数が75世帯以上に達したとき。

ウ 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（2）災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

2 滅失世帯の算定基準

（1）滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的

に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）	(1)災害時の応急対策、並びに利用者の安全確保と学童保育児童の保護及び保護者への引き渡し方法について整備し、周知を徹底 (2)緊急派遣区職員の配置計画や具体的な任務計画を策定し、任務説明会及び防災避難訓練を実施 (3)緊急派遣区職員は、防災避難訓練、住区（コミュニティ）センター・学童保育室職員との打ち合わせ会に出席 (4)災害時に必要な設備・備品等の保全 (5)警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (6)緊急派遣区職員等の非常招集の方法を制定、周知 (7)災害時の学校、保育園・こども園、学童保育室のあり方及び学校においては避難所開設等について、事前計画及び実施計画等を策定し、危機管理体制を確立 (8)学校長・園長、所属職員等を実施計画等を周知徹底 (9)学校、保育園・こども園施設等の耐震対策 (10)学校、保育園・こども園、学童保育室との相互緊急連絡体制の確立
学校、保育園・こども園	(1)児童・生徒、園児等の避難計画の策定、避難訓練等の具体策を検討 (2)所属職員等への非常招集等の連絡態勢の確保 (3)児童・生徒及び保護者との連絡態勢の確保 (4)警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (5)必要な設備・備品等の保全 (6)区が実施する防災避難訓練への積極的な参加・協力 (7)保護者及び地域住民等との連携強化 (8)学校においては避難所運営会議等の運営の協力、区及び防災区民組織（町会・自治会等）やボランティアとの連携 (9)児童・生徒、園児の避難訓練、防災指導の実施 (10)園児の非常食の備蓄及び通信の確保
住区センター	(1)消防計画・震災計画を策定 (2)災害時に必要な設備・備品等の保全 (3)警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立 (4)緊急派遣区職員等の非常招集の方法を制定、周知

第2 詳細な取組内容

《区（地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 応急教育

区（教育指導部、学校運営部）及び学校は、災害発生時における所属職員の役割及び児童・生徒への対応等、学校危機管理マニュアルに基づき、災害時の応急対策並びに応急教育計画を樹立する。その指導方法については、具体的な計画を策定し、訓練の実施に努め、防災教育の徹底を図る。

《区（教育指導部、学校運営部）》

- （1）区（教育指導部、学校運営部）は、災害時の学校のあり方及び避難所開設等について、学校危機管理マニュアルに基づき、事前計画及び実施計画等を策定し、危機管理体制を確立する。その計画について、学校長、所属職員等に周知徹底を図る。
- （2）区（学校運営部）は、学校施設等の耐震対策を講じ、地震に強い学校づくりを推進する。
- （3）区（教育指導部、学校運営部）は、災害時を想定し、学校との情報収集等の相互緊急連絡体制の確立を図る。

《学校》

- （1）学校危機管理マニュアルに基づき、児童・生徒の災害発生時の避難計画（在校時・登校時・校外学習時・下校時等）を策定するとともに、避難訓練等について具体策を検討する。
- （2）休日、夜間等の災害発生時の所属職員への非常招集等の連絡態勢の確保を図る。
- （3）児童・生徒及び保護者との災害発生時及び事後の連絡態勢の確保を図る。
- （4）災害時に必要な設備・備品等の保全に努める。
- （5）所属職員及び児童・生徒は、区が実施する防災避難訓練に、積極的に参加・協力するとともに、学校施設の提供についても協力する。
- （6）学校長は、学校が避難所になった場合に備え、保護者及び地域住民等との連携を強化する。このため、避難所を単位として組織する避難所運営会議等の運営に協力し、区及び防災区民組織（町会・自治会等）やボランティアとの連携を図る。

2 応急保育

《区（子ども家庭部）》

区（子ども家庭部）及び区立保育園・こども園長（以下「園長」という）は、あらかじめ災害時の応急対策、並びに園児の安全確保と保護及び保護者への引き渡し、応急保育について具体的な計画を樹立する。応急保育の実施にあたっては、園ごとに具体的な実施内容を策定し、防災避難訓練を実施するなど災害時対応の徹底を図る。

- （1）園児の避難訓練、防災指導の実施及び災害時の事後処理についての具体策を検討する。
- （2）災害時に必要な設備・備品等の保全の措置を講じる。
- （3）警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立を図る。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策

- (4) 職員の非常招集の方法を定め、周知しておく。
- (5) 園児の非常食の備蓄を行い、通信の確保を図る。

3 応急学童保育

《区（地域のちから推進部・子ども家庭部）》

- (1) 子ども家庭部は、あらかじめ災害時の応急対策、並びに利用者の安全確保と学童保育児童の保護及び保護者への引き渡しについて、緊急派遣区職員の配置計画を樹立する。その指導方法については、具体的な任務計画を策定し、任務説明会及び防災避難訓練を実施し、災害時対応の徹底を図る。
- (2) 各住区（コミュニティ）センターは、災害の発生に備え、被害の拡大防止を図ることを目的として、消防計画・震災計画を定める。
- (3) 緊急派遣区職員は、防災避難訓練、住区（コミュニティ）センター・学童保育室職員との打ち合わせ会に出席する。
- (4) その他、地域のちから推進部、子ども家庭部及び各住区（コミュニティ）センターは、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア 災害時に必要な設備・備品等の保全の措置を講じる。
 - イ 警察署、消防署（消防団）、保護者及び職員等との緊急連絡方法の確立を図る。
 - ウ 緊急派遣区職員等の非常招集の方法を定め、周知しておく。

4 私立小中学校及び私立保育園等

《区（関係部）》

- (1) 関連条例や基準等に基づき、各施設は防災訓練等を実施しているが、区は、公立と私立の差が発生しないように、各事業者へ指導・要請していく。

第8節 災害ケースマネジメントの体制構築

第1 対策内容と役割分担

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談や訪問・見守り等のアウトリーチ等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 災害ケースマネジメントの実施主体および役割分担を明確化し、実施体制を構築する。 (2) 関係する機関・民間団体等との連携体制を構築する。

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

1 実施主体・役割分担の明確化

(1) 各部の役割分担を明確化し、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を推進する。

2 連携体制の構築

- (1) 被災者の状況により支援を行う内容が多岐にわたるため、支援に必要な機関・民間団体等について検討を行う。
- (2) 連携が想定される機関と平時から連絡・調整を行うための連絡会議や枠組みの構築を進め、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう努める。
- (3) 地域住民同士の見守り、支え合いを平常時から強化し、災害発生時においても円滑な支援が実施できるよう関係構築を推進する。

【支援に必要な機関・民間団体等の例】

社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、NPO 等、保健師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉士、社会福祉法人・社会福祉施設、ケアマネージャー、相談支援専門員、生活困窮者・自立相談支援機関、福祉サービス事業者、居住支援法人、法律関係（弁護士・司法書士等）、ファイナンシャルプランナー、建築士、不動産関係、建設関係、研究者等有識者 等

第13章 受援体制の整備

第1節 計画方針

第13章 受援体制の整備

第3部 災害予防計画 第13章 受援体制の整備	第4部 災害応急対策計画 第13章 受援計画	第5部 災害復旧計画
第1節 計画方針(P.300)	第1節 受援体制(P.533)	
第2節 受援体制の整備(P.303)	第2節 その他の自治体からの受援(P.542)	
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援(P.305)	第3節 都への応援要請(災害対策本部)(P.542)	
第4節 受援体制の充実に向けた取組(P.307)	第4節 防災関係機関との連携(災害対策本部)(P.544)	
	第5節 民間団体との協力(P.548)	
	第6節 ボランティアの受入(総務部)(P.548)	
	第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P.550)	

第1節 計画方針

区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。

阪神・淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面で活躍した。

一方で、ボランティアの派遣先や派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、熊本地震でも同様の問題が起きている。

このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめ、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。

足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。

なお、地域防災計画で規定している基本的な事項を踏まえ、より具体的な手順や役割を明記した受援マニュアルの策定を進め、発災時の体制強化、業務の実効性の確保や円滑化を図る。

また、各受援の書式についても随時内容を更新し、詳細をマニュアルで定める。

第1 基本的な考え方

区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施す

る。

しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。

効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れの手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。

- 1 受援業務の専任担当
- 2 受援対象業務の事前想定
- 3 各部での受援ニーズに関する状況把握・取りまとめ
- 4 受援に関する連絡・要請の手順
- 5 対策本部との役割分担・連絡調整体制
- 6 応援機関の活動拠点
- 7 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等
- 8 地域内輸送拠点における物資受入・配送体制
- 9 受援体制の充実

本計画は、原則として応急対策業務を行う初動期、応急期及び復旧期までの発災後1か月の期間において、人的受援に対しては、災害対策基本法第67条（他区市町村）・第68条（東京都）・第74条（他道府県）に基づき派遣された応援職員と、災害時相互応援協定に基づき派遣された応援職員を対象とする。

区への人的支援については、都が調整を行い、一対一で支援する区市町村（カウンターパート団体）が割り当てられる。その後、区は、当該区市町村との間で調整を行い、人的支援を受け入れる。

また、区は、協定締結団体（相互協力協定を締結している自治体、業界等団体、地元企業、ボランティア）に支援を要請し、資機材を含む人的支援を受ける。

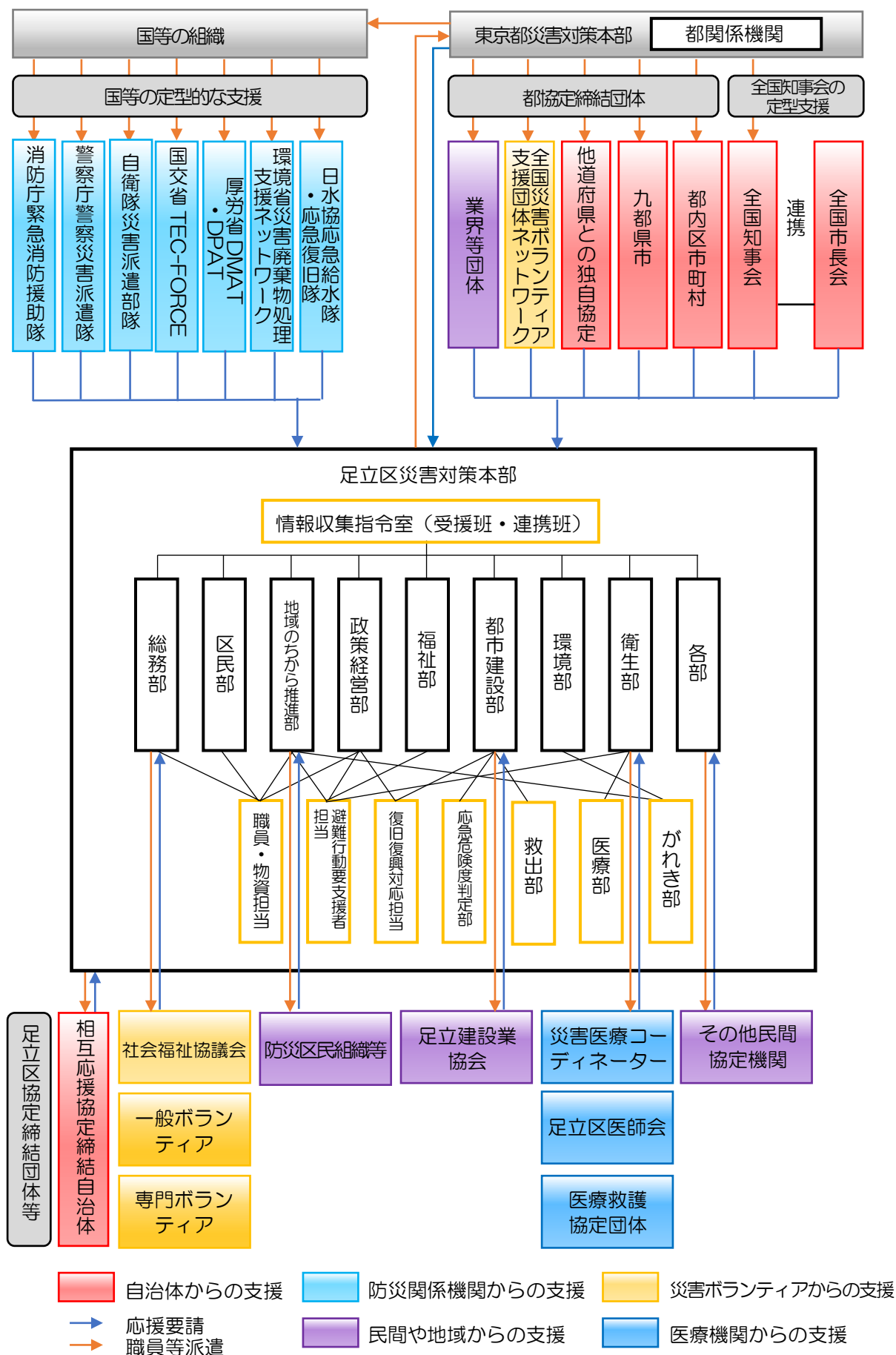
なお、都を通じた支援要請に基づき、都の協定締結団体からの支援も受ける。

物的受援の枠組みについては、人的受援の枠組みとあわせて第4部災害応急対策計画の第13章受援計画第1節受援体制に示す。

応援要請と応援・受援の関係は、次の受援計画の全体像のイメージのとおりである。

第13章 受援体制の整備

第1節 計画方針



【受援計画の全体像のイメージ】

1 対策内容と役割分担

【**庁内受援組織の体制と関係機関との連絡体制**】



第13章 受援体制の整備

第2節 受援体制の整備

第2 受入・連絡調整のための体制整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部 [情報収集指令 室]、各部）	(1) 応援隊のための待機場所等の整備 (2) 必要資器材等の準備 (3) 受援シートの作成

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部》

区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部は、担当する応急業務及び受援対象業務（※1）を踏まえ、以下の対策を行う。

(1) 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、情報収集指令室（受援班）及び必要に応じて設置される受援対策本部と協力して確保に努める。

（受援対策本部については、第4部第13章「受援計画」を参照）

(2) 応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資機材等については、応援隊に対し持参を要請する。

(3) 各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資機材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。

(4) 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。

(5) 各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。

※1【応急業務一覧表】

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
1	政策経営部	1	災害応急・復旧の予算編成（ハード面）	A	
2	政策経営部	2	災害時応急活動の予算編成（ソフト面）	A	
3	政策経営部	3	庁内調整連絡事務	A	
4	政策経営部	4	個人情報の取り扱い業務	A	
5	政策経営部	5	電子計算機器の復旧	A	
6	政策経営部	6	報道機関との連絡①（区が把握している災害情報の定期的な発信）	A	
7	政策経営部	7	報道機関との連絡②（報道機関から得た情報を区災害対策本部に提供。報道対応の記録）	A	
8	政策経営部	8	報道機関との連絡③（報道機関に提供した情報や収集した情報の記録）	A	
9	政策経営部	9	報道広報課業務の支援	A	○
10	政策経営部	10	コールセンター業務の支援	A	○
11	政策経営部	11	災害時の広報①（各機関より得た情報を区民に伝達）	A	○
12	政策経営部	12	災害時の広報②（本部からの避難情報や呼びかけなどを区民に伝達）	A	○
13	政策経営部	13	災害時の広報③（警察や消防等、各種関係機関と情報を交換）	A	○

第13章 受援体制の整備
第2節 受援体制の整備

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
14	政策経営部	14	総合相談窓口の設置と情報弱者に関する情報収集、調整等	A	○
15	政策経営部	15	臨時災害相談所の設置判断、情報集約及び報告・調整	A	○
16	政策経営部	16	災害時の広報⑥（大型ビジョンを通して、北千住駅前の滞留者に必要な情報を発信）	A	○
17	政策経営部	17	災害時の広報④（避難生活に必要な情報を区民に伝達）	C	○
18	政策経営部	18	災害時の広報⑤（長期化する避難生活に必要な情報を区民に伝達）	C	○
19	政策経営部	19	震災復旧本部の設置	D	
20	政策経営部	20	都市復興基本計画の策定	D	
21	政策経営部	21	都市復興基本計画の進行管理	D	
22	危機管理部	1	緊急災害対策本部の設置・運営	A	○
23	危機管理部	2	災害対策本部の設置・運営	A	○
24	危機管理部	3	防災センター情報収集指令室における情報分析活動（情報分析班）	A	○
25	危機管理部	4	防災センター情報収集指令室における防災関係機関及び各部との連絡調整（渉外・庶務）	A	○
26	危機管理部	5	防災センター情報収集指令室における渉外活動（渉外班・庶務）	A	○
27	危機管理部	6	防災センター情報収集指令室における災害情報の収集・伝達及び統括（通信班）	A	○
28	危機管理部	7	防災会議の開催	C	
29	総務部	1	職員動員数の把握	A	
30	総務部	2	一般ボランティアの受入・支援	B	○
31	総務部	3	職員の給食、宿泊場所の確保	B	
32	総務部	4	職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償	B	
33	総務部	5	救護食糧及び救護物資の調達、分配計画	B	○
34	総務部	6	食糧供給広域応援の要請	B	
35	総務部	7	応急対策物資、車両、船舶等の調達、配車計画	B	○
36	総務部	8	災害視察団の応接	C	
37	施設営繕部	1	災害視察団の応接	C	
38	施設営繕部	2	災害対策本部施設（本庁舎）の復旧	A	
39	施設営繕部	3	公共建造物の被害情報	A	○
40	区民部	1	救援物資・義援品の受領及び輸送	A	○
41	区民部	2	飲料水の輸送	A	○
42	区民部	3	救護食料・救援物資の輸送	A	○
43	区民部	4	応急給水槽管理運営（小右衛門給水所）	A	○
44	区民部	5	避難者・人材の輸送	A	○
45	区民部	6	死体火葬許可証の発行	A	○
46	区民部	7	遺体安置所への資材の搬送	B	○
47	地域のちから推進部	1	部内総括	A	
48	地域のちから推進部	2	区内被害情報収集・調査	A	○
49	地域のちから推進部	3	施設利用者の応急救護	A	○
50	地域のちから推進部	4	所管施設の被害状況調査	A	

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第13章 受援体制の整備

第2節 受援体制の整備

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
51	地域のちから推進部	5	緊急派遣職員業務の実施・調整	A	
52	地域のちから推進部	6	災害時要援護者移送業務	B	○
53	地域のちから推進部	7	第二次（福祉）避難所の管理運営	B	○
54	地域のちから推進部	8	遺体安置所の設置及び遺体収容	B	○
55	産業経済部	1	産業振興課の支援2（商店街・J A等の被災状況、食品・生活用品の確保状況の把握）	A	○
56	産業経済部	2	産業政策課の支援1（各種企業団体等との連絡調整・支援体制調整）	B	
57	産業経済部	3	産業振興課の支援1（各種企業団体等との連絡調整）	B	
58	産業経済部	4	姉妹都市、友好都市との連絡調整	B	
59	産業経済部	5	各種民間団体との連絡調整	B	
60	産業経済部	6	産業政策課の支援2（他部署の復旧活動の支援）	B	
61	産業経済部	7	姉妹都市、友好都市からの支援物資の受入れ調整	C	○
62	産業経済部	8	産業振興課の支援3（地域毎の復興状況に応じた、営業再開への支援）	C	
63	産業経済部	9	中小企業者の災害時特別融資に係る事務	C	○
64	福祉部	1	災害時避難行動要支援者安否確認活動における民生委員への協力	A	○
65	福祉部	2	関連施設の状況把握	A	○
66	福祉部	3	利用者の安全確保	A	
67	福祉部	4	福祉事務所における緊急対応業務等の決定・調整	A	
68	福祉部	5	参集状況の把握	A	
69	福祉部	6	災害時避難行動要支援者支援（災害時避難行動要支援者台帳報告等）	A	○
70	福祉部	7	災害時避難行動要支援者支援（災害時避難行動要支援者支援班の運営）	A	○
71	福祉部	8	災害時避難行動要支援者支援（災害時避難行動要支援者安否の情報の集約）	A	○
72	福祉部	9	災害時避難行動要支援者支援（災害時タイムラインの発信、移送支援調整）	A	○
73	福祉部	10	災害時避難行動要支援者の安否情報の集約	A	○
74	福祉部	11	第一次避難所施設・その周辺の情報収集	A	○
75	福祉部	12	各種情報連絡・調整	A	
76	福祉部	13	社会福祉施設連絡調整	A	
77	福祉部	14	応急給水活動業務	A	○
78	福祉部	15	綾瀬障がい福祉施設鍵開錠および施設被害状況の確認	A	○
79	福祉部	16	東部福祉事務所職員の安否把握、綾瀬福祉園等の状況把握と報告	A	○
80	福祉部	17	綾瀬障がい福祉施設における情報の掲示	A	○
81	福祉部	18	施設利用者の応急救護	A	○
82	福祉部	19	障がい福祉サービス等事業所への情報提供と対応	A	
83	福祉部	20	第一次避難所の巡回	B	○
84	福祉部	21	第一次避難所運営支援（マンパワー）	B	○
85	福祉部	22	第二次避難所の開設準備	B	○

第13章 受援体制の整備
第2節 受援体制の整備

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
86	福祉部	23	介護福祉施設状況把握	B	○
87	福祉部	24	施設利用者の避難	B	
88	福祉部	25	「障がい福祉センター」第二次避難所開設準備	C	○
89	福祉部	26	「障がい福祉センター」第二次避難所開設	C	○
90	福祉部	27	第二次避難所の開設・運営	C	○
91	福祉部	28	第二次避難所運営会議	C	
92	福祉部	29	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	C	○
93	衛生部	1	医療部の管理・運営	A	
94	衛生部	2	医療救護所の開設・運営	A	○
95	衛生部	3	患者搬送・医薬品調達支援	B	○
96	衛生部	4	保健衛生・防疫活動の徹底	C	○
97	衛生部	5	医療相談所の開設・運営	C	○
98	衛生部	6	動物救護活動支援	C	○
99	環境部	1	情報管理及び各部、各関係機関との連絡調整	A	
100	環境部	2	ごみ（可燃、不燃、粗大、資源）の発生状況の把握と処理 計画策定	A	
101	環境部	3	がれき部の設置	A	○
102	環境部	4	がれき処理のための情報収集・連絡調整	A	○
103	環境部	5	有害化学物質使用事業場への被害の確認事務	A	
104	環境部	6	がれき処理計画の策定	B	
105	環境部	7	し尿発生状況の把握と処理計画策定	B	○
106	環境部	8	解体、撤去申請受付	C	○
107	環境部	9	がれき受入準備	C	○
108	環境部	10	解体・撤去作業	D	○
109	都市建設部	1	＜堤防決壊の場合＞震災時水防本部の設置	A	
110	都市建設部	2	＜堤防決壊の場合＞河川被害の情報収集	A	○
111	都市建設部	3	＜堤防決壊の場合＞堤防・護岸の応急対策	A	○
112	都市建設部	4	＜堤防決壊の場合＞排水場施設の運転・管理	A	○
113	都市建設部	5	応急危険度判定実施本部補助	A	○
114	都市建設部	6	道路上の障害物等の状況調査	A	○
115	都市建設部	7	道路上の障害物等の状況調査	A	○
116	都市建設部	8	障害物除去等の道路啓開作業①	A	○
117	都市建設部	9	障害物除去等の道路啓開作業②	A	○
118	都市建設部	10	救出部の設置	A	
119	都市建設部	11	捜索・救出活動の開始①	A	○
120	都市建設部	12	捜索・救出活動の開始②	A	○
121	都市建設部	13	自衛隊への派遣要請と受け入れ	A	
122	都市建設部	14	遺体の搬送及び安置の処置②	A	○
123	都市建設部	15	需給水量を計算して、給水需要を予測、応急給水活動の実施	A	○
124	都市建設部	16	応急危険度判定実施本部	A	○
125	都市建設部	17	応急危険度判定実施班＜第一次判定＞◆区職員判定員による判定	A	○
126	都市建設部	18	応急危険度判定実施班＜第二次判定＞◆区職員・応援公務員による判定	A	○

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第13章 受援体制の整備

第2節 受援体制の整備

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
127	都市建設部	19	応急危険度判定実施班＜第三次判定＞◆主に民間ボランティアによる判定	A	○
128	都市建設部	20	災害復旧復興計画（り災証明発行のための、住家、事務所の建物被害状況調査）	A	○
129	都市建設部	21	震災復興本部の設置・要員の配置	A	
130	都市建設部	22	＜堤防決壊の場合＞被害状況の調査記録・管理	B	○
131	都市建設部	23	道路、橋梁の障害物除去等、道路啓開対応要請	B	○
132	都市建設部	24	応急仮設住宅の用地選定・確保、入居申請受付、選定・管理	B	○
133	都市建設部	25	都市建設部所管施設の応急対策	C	○
134	会計管理室	1	非常時における支払方法に関する基本方針の作成	A	
135	会計管理室	2	指定金融機関と支払の方法及び現金の調達について連携をとる	B	
136	会計管理室	3	現金の調達手段を確保する＜現金を確保する＞	B	
137	会計管理室	4	現金の確保が困難な場合の支払方法を周知する	B	
138	会計管理室	5	物資調達に伴い支払いを行う	C	
139	会計管理室	6	災害援護金、義援金等の受け入れ（一時保管）に関する業務	C	○
140	教育指導部・学校運営部	1	教育本部の設置・運営	A	
141	教育指導部・学校運営部	2	区立幼稚園、幼保園、小中学校、教育相談センターの被害情報の収集、集約及び情報伝達	A	○
142	教育指導部・学校運営部	3	校外施設の被災状況調査（人的被害・建物の被害）	A	○
143	教育指導部・学校運営部	4	被災児童・生徒の電話による状況把握	A	○
144	教育指導部・学校運営部	5	被災児童・生徒の現地調査による状況把握	A	○
145	教育指導部・学校運営部	6	被災教職員の状況調査	A	○
146	教育指導部・学校運営部	7	学校・幼稚園施設被害状況調査	A	○
147	教育指導部・学校運営部	8	第一次・第二次避難所の運営	B	○
148	教育指導部・学校運営部	9	避難所における教育相談の実施	B	○
149	教育指導部・学校運営部	10	学用品の調達	C	○
150	教育指導部	1	教育本部の設置・運営	A	
151	教育指導部	2	小中学校の被害情報収集及び情報伝達	A	○
152	教育指導部	3	被災児童・生徒の状況調査	A	○
153	教育指導部	4	被災教職員の状況調査	A	○
154	教育指導部	5	第一次・第二次避難所の運営	B	○
155	教育指導部	6	避難所における教育相談の実施	B	○
156	教育指導部	7	応急教育の実施	C	○
157	教育指導部	8	教職員の応急体制	C	
158	子ども家庭部	1	子ども家庭本部の開設と運営	A	
159	子ども家庭部	2	各保育施設・私立幼稚園の罹災状況の把握と対応	A	○
160	子ども家庭部	3	保育の継続・縮小・中止の決定・連絡	A	

第13章 受援体制の整備
第2節 受援体制の整備

No.	部 署	部署内 No.	業務名	優先 順位	受援対象業務 (対象○/非対象)
161	子ども家庭部	4	応急保育所の選定と開設	B	○
162	子ども家庭部	5	福祉避難所の開設と運営	C	○
163	選挙管理委員会	1	食糧等必要量の予測と食糧給与計画の策定	A	
164	選挙管理委員会	2	食糧供給広域応援の要請	B	
165	議会事務局	1	区議会災害対策会議の業務（情報収集、区議会議員との連絡調整等）	A	
166	議会事務局	2	全員協議会（災害発生4日目13時開催）の準備業務	A	

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第13章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

区は、自らの地域で災害が発生した場合、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、自らの地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築する。第2 受援体制の整備（総務部、危機管理部、防災関係機関）

1 災害時相互応援協定の締結状況

締結状況は、次のとおりである。

(1) 23区支援協定

(2) 海溝型地震対策

新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、栃木県那須塩原市、栃木県日光市、千葉県鋸南町、千葉県富津市、長野県山ノ内町、山梨県山中湖村、福島県相馬市、宮城県美里町、岐阜県多治見市、茨城県下妻市

(3) 直下型地震対策

埼玉県八潮市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、秩父市・秩父郡四町

(4) 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

2 受入体制の整備

区は、応援協定自治体と定期的に協議を行うなどして、災害時の応援に支障のないよう努めるとともに、協定締結自治体の拡大を進める。

また、応援協定自治体からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

(1) 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）

(2) 派遣職員に依頼する業務の選定

(3) 指揮命令系統の明確化

(4) 効率的な作業のための機材等の選定

(5) 関係機関との日常的な協力・連携

3 防災関係機関の事前準備

区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を行う。

第3 受援活動（災害対策本部）

1 初動

(1) 相互応援協定を締結している自治体との情報連絡体制を確立する。

(2) 災害対策本部で収集した被災状況に応じて必要な支援を検討する。

2 応援要請

- (1) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している他自治体に対して応援を要請する場合は、必要な支援を明確にしたうえで、協定に基づき行う。

3 都及び都内区市町村への要請

- (1) 足立区内に災害が発生したが、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（支援区）へ、東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定に基づいて応援を要請する。

区長は、都知事及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできる。

- ア 災害時等の状況
- イ 協力の内容
- ウ 協力の期間
- エ 協力の場所
- オ その他必要な事項

- (2) 区長は、個別に要求等するいとまがないときは、都知事に対して一括して協力の要求等を行うことができる。

この場合において、都知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

- (3) (1) 及び (2) による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 受入体制の整備

- (1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。

- (2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。

- ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
- イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
- ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
- エ 各部署は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

5 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

第13章 受援体制の整備

第4節 受援体制の充実に向けた取組

第4節 受援体制の充実に向けた取組

区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。

第1 受入体制の準備（各部）

1 受援対象業務シートの作成

- (1) 区（各部）は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。受援対象業務シートの様式例は資料編震災編第67「受援関連様式例」P.218に示すとおりであるが、今後より活用しやすい様式を検討し、受援対象業務の実効性の確保を図る。
- (2) 受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。
- (3) 受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者側		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者	受援担当者		
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング			
朝礼			
その他の体制			
事務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現場			

第13章 受援体制の整備
第4節 受援体制の充実に向けた取組

【大規模災害発生時に想定される主な受援応援対象業務とそのタイムライン】

受援対象業務は以下のタイムラインを参考に各部で関係部署及び関係機関と調整のうえ、あらかじめ特定を行う。



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年11月）

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第13章 受援体制の整備

第4節 受援体制の充実に向けた取組

2 受援対象業務の可視化

各部で作成された受援対象業務シートを取りまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。

（資料編震災編 第69「避難所運営に関する応援可能な範囲の例」 P.220）

（資料編震災編 第70「住家被害認定調査に関する業務の全体像と応援可能な範囲の例」 P.221）

3 応急対策職員派遣制度の活用

区は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。